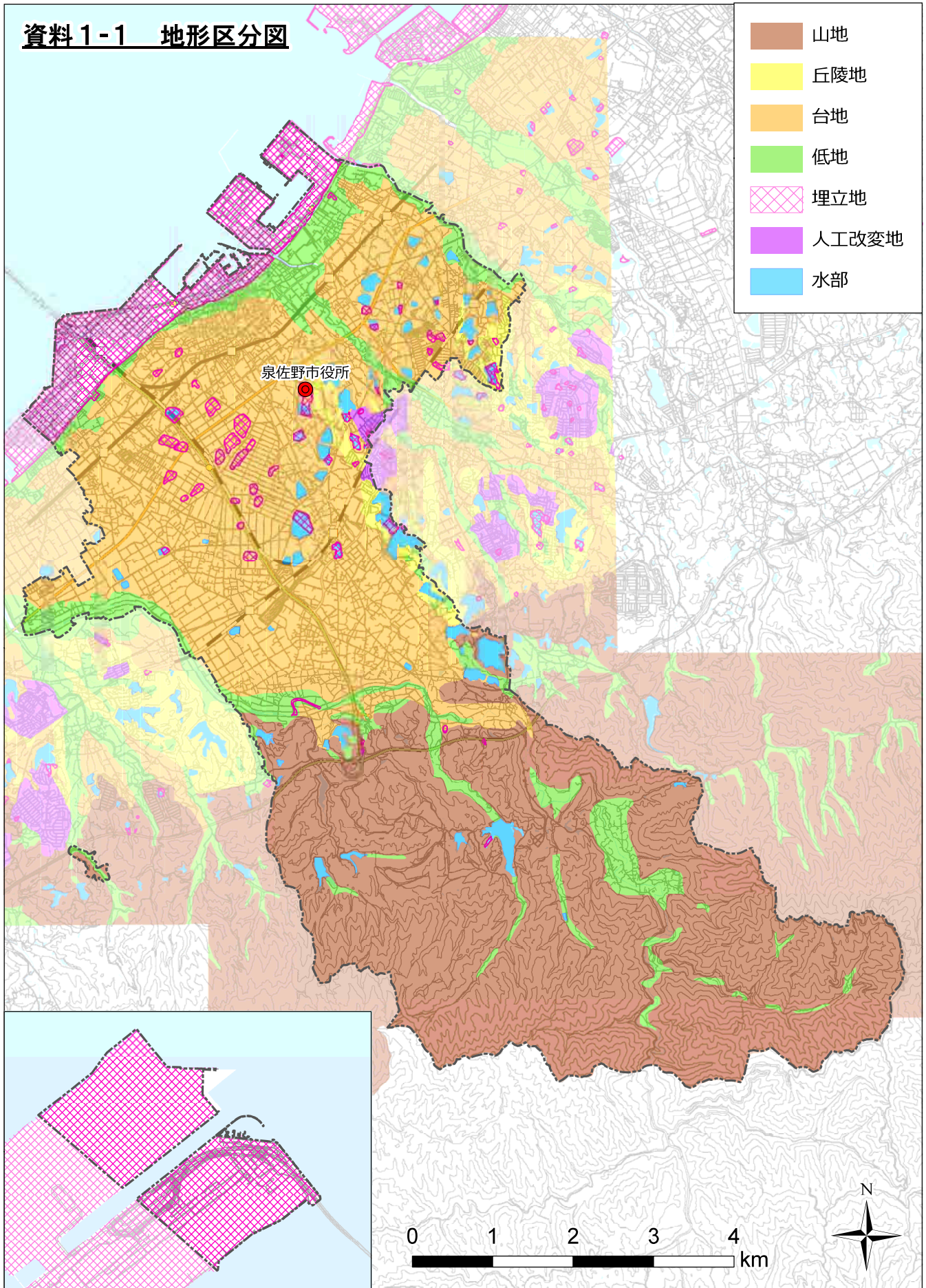


## 1. 泉佐野市の災害

---

資料1-1 地形区分図



## 資料 1-2 泉佐野市災害履歴

明治 15 年 9 月 29 日	強風のため度々川の堤防 53 間が決壊
明治 17 年 7 月 17 日	強風のため度々川の堤防 50 間が決壊
明治 18 年 2 月 24 日	強風のため度々川の堤防 23 間が決壊
明治 20 年 3 月 14 日	強風のため度々川の堤防 15 間が決壊
明治 22 年 8 月 19 日	強風のため度々川の堤防 47 間が決壊
明治 36 年 7 月 8～10 日	台風の影響による大雨のため佐野川の南海鉄道の高架が破損、約 10 日間不通 (雨量は 3 日間で 235 mm)
明治 43 年 9 月	台風
明治 44 年 6 月	台風
大正元年 9 月 21 日	台風の影響による烈風及び高潮のため海岸地帯の民家に損害、船舶が流失
大正 2 年 10 月	台風
大正 6 年 9 月	台風
大正 10 年 9 月	台風
大正 13 年 9 月	台風
昭和 4 年 8 月	台風
昭和 8 年 9 月	台風
昭和 9 年 9 月 21 日	第一室戸台風。泉南郡において 113 名死傷、約 7,000 棟被害、佐野・吉見間の南海電鉄が不通、佐野では防波堤 700m が破損 (最大瞬間風速 60m/s、普通より水位 7 尺 3 寸 4 分上昇、最大 1 分間に 3 寸 3 分水位上昇)
昭和 19 年 12 月 7 日	東南海地震。建物数十戸倒壊 (マグニチュード 7.9、大阪府の震度 4)
昭和 21 年 12 月 21 日	南海地震。建物数十戸倒壊 (マグニチュード 8.0、大阪府の震度 4)
昭和 25 年 9 月 3 日	ジェーン台風。39 人負傷、1,183 棟被災、47 町歩の田畑が風害、漁港の突堤破損 (最大風速 50m/s)
昭和 27 年 7 月 10 日	豪雨。全壊 32 棟、流失 29 棟、床上浸水 237 棟、床下浸水 3,610 棟
昭和 36 年 9 月 16 日	第二室戸台風。被災者 11,611 人、全壊 350 棟、流失 50 棟、床上浸水 1,000 棟、床下浸水 950 棟、田畑冠水 50ha、道路欠潰 1 ヵ所、堤防決壊 6 ヵ所 (風速 50m)
昭和 39 年 9 月 24 日	台風 20 号。全壊 4 棟、床上浸水 237 棟、床下浸水 349 棟
昭和 57 年 8 月 2～3 日	豪雨。床上浸水 40 棟、床下浸水 421 棟
平成元年 9 月 2～3 日	豪雨。床上浸水 4 棟、床下浸水 187 棟
平成元年 9 月 19 日	台風 20 号、床上浸水 8 棟、床下浸水 280 棟
平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震。(マグニチュード 7.2 大阪府の震度 4)
平成 7 年 7 月 4～5 日	大雨。一部破損 6 棟、床上浸水 10 棟、床下浸水 159 棟 風水害時警戒体制
平成 15 年 8 月 26 日	大雨。床上浸水 2 棟、床下浸水 64 棟
平成 15 年 10 月 2 日	大雨。床下浸水 20 棟
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号。床下浸水 15 棟
平成 26 年 10 月 13 日	台風 19 号。床上浸水 24 棟、床下浸水 145 棟、その他 22 件
平成 30 年 9 月 4 日	台風 21 号。全壊 3 棟、大規模半壊 2 棟、半壊 35 棟 (平成 31 年 3 月末現在) 最大瞬間風速関空島：58.1m、停電：約 31,200 軒。

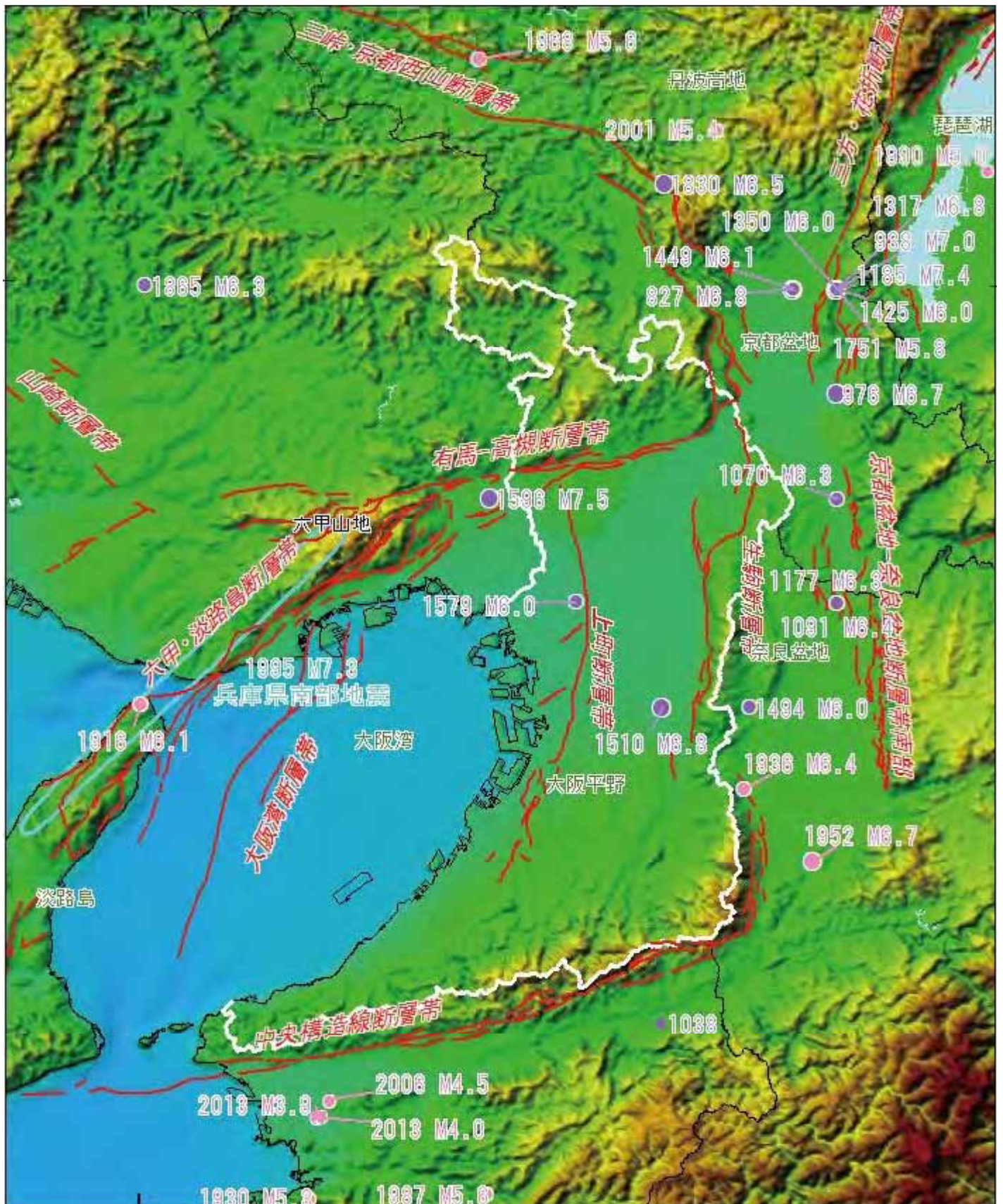
出典：泉佐野市市勢紀要、平成 22 年版 消防年報、庁内資料

地震災害対策策定のための地盤関係調査報告書 (II)

(※家屋損壊 半壊以上、床下浸水 10 棟以上を記載)



資料1-3 大阪府周辺の主な活断層分布図



- 被害地震 (波源域・震源域)
- 被害地震 (～1884年)
- 被害地震 (1885～2014年)
- M6.5以上
- 5.5以上
- 5.4以下と未定
- ┌ 長期評価を行った活断層



## 資料1-4 地震被害想定

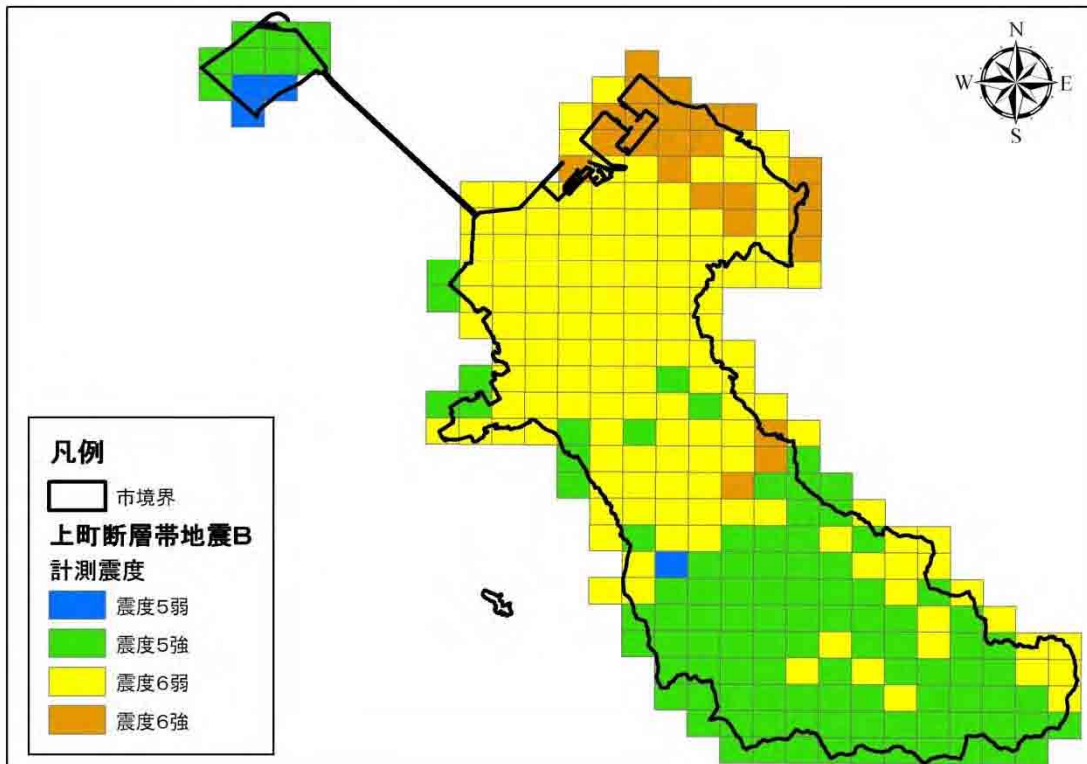
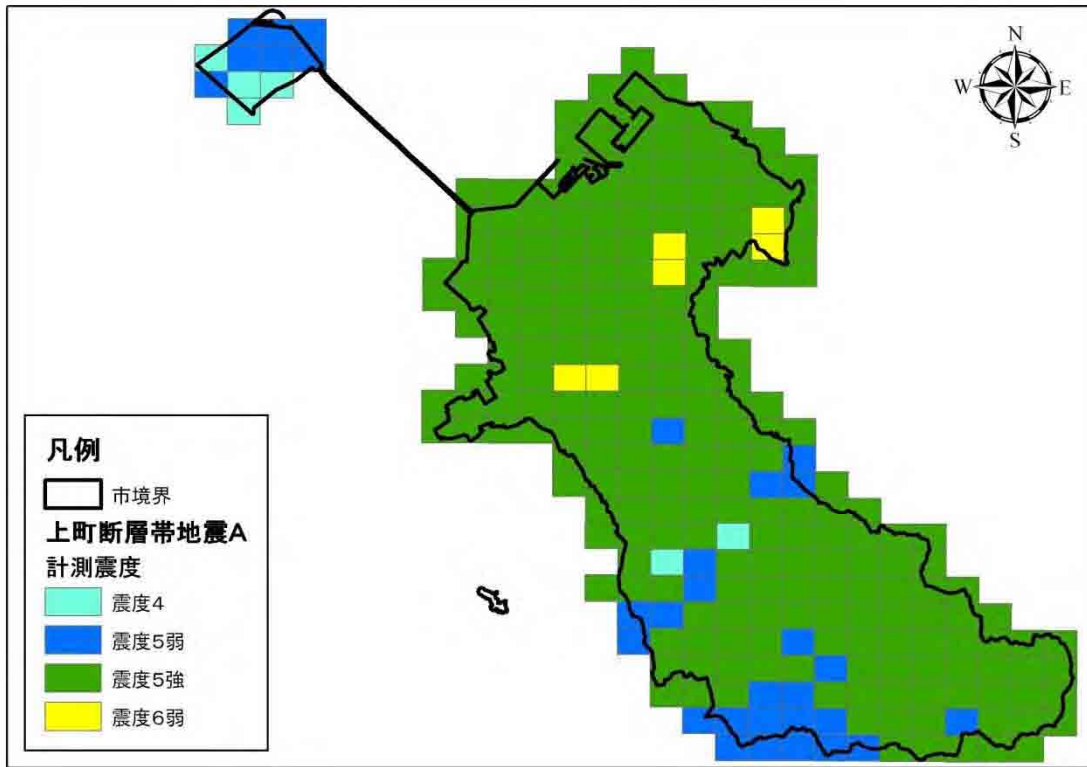
### ①直下型地震の被害想定（平成18年度実施）

想定地震	上町断層帯地震 A	生駒断層帯	有馬高槻	中央構造線	
	上町断層帯地震 B	地震	断層帯地震	断層帯地震	
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.7~8.1	
	計測震度 A)4 ~6弱 B)5弱~6強	計測震度 4~5強	計測震度 4~5弱	計測震度 5強~7	
建物全半壊 棟数	全壊 A) 235 棟 B)3,140 棟 半壊 A) 561 棟 B)3,658 棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 6,535 棟 半壊 6,423 棟	
	炎上出火 件数	A)0 (0) 件 B)2 (3) 件	0 (0) 件	0 (0) 件	6 (7) 件
死傷者数	死者 A) 0 人 B) 34 人 負傷者 A)147 人 B)967 人	死者 0 人 負傷者 0 人	死者 0 人 負傷者 0 人	死者 92 人 負傷者 1,272 人	
	罹災者数	A) 2,493 人 B)20,830 人	1 人	0 人	40,942 人
避難所 生活者	A) 723 人 B)6,041 人	1 人	0 人	11,874 人	
ライフライン	停電	A) 1,010 軒 B)11,864 軒	0 軒	0 軒	31,765 軒
	ガス供給 停止	A) 0 戸 B)24,000 戸	0 戸	0 戸	24,000 戸
	断水	A)11.2% B)53.4%	0%	0%	58.5%
	電話 不通	A)1,150 回線 B)2,070 回線	115 回線	0 回線	15,525 回線

※上記想定結果は、「平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」による。なお、想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。

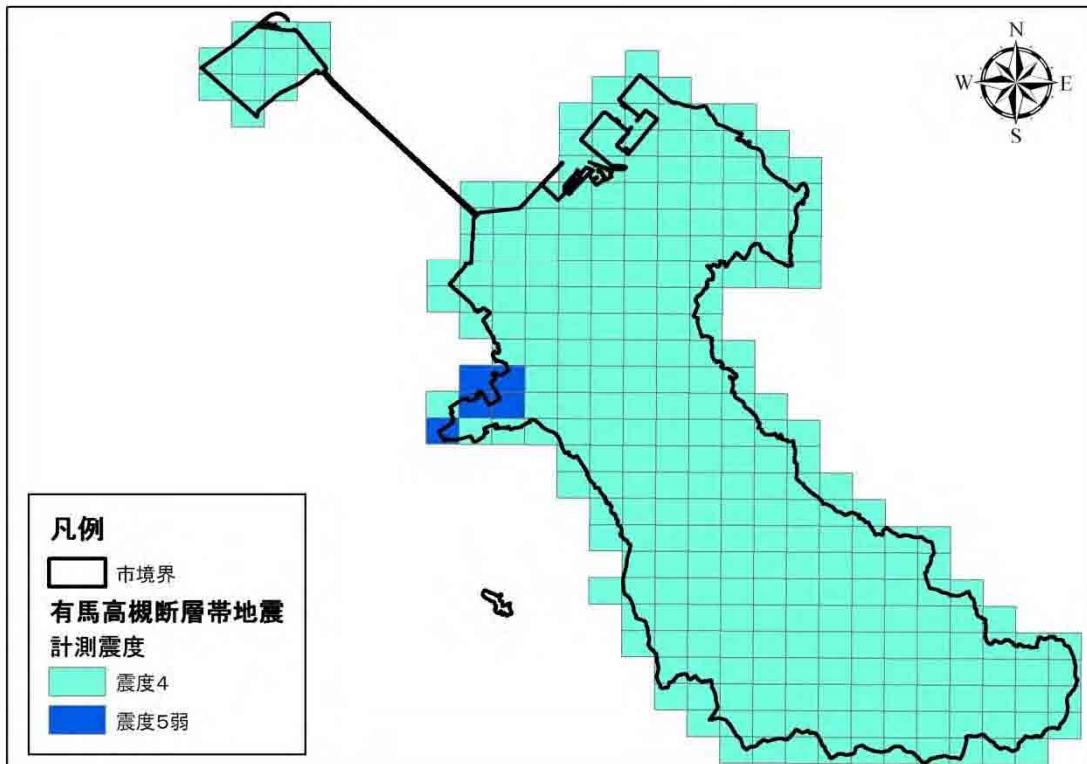
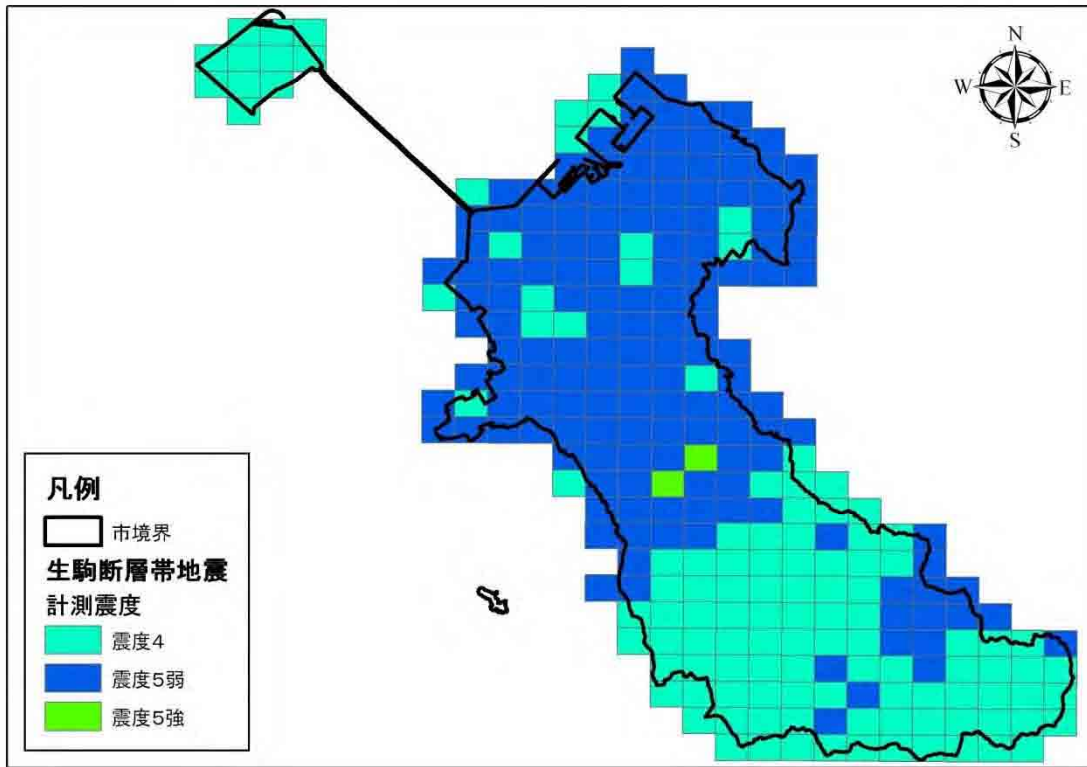
※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ（A）と南部に破壊開始点を設定するシナリオ（B）の結果が大きく異なることから、2つのシナリオを採用している。

※炎上出火件数は1日間の合計値。（ ）内は3日間の合計値

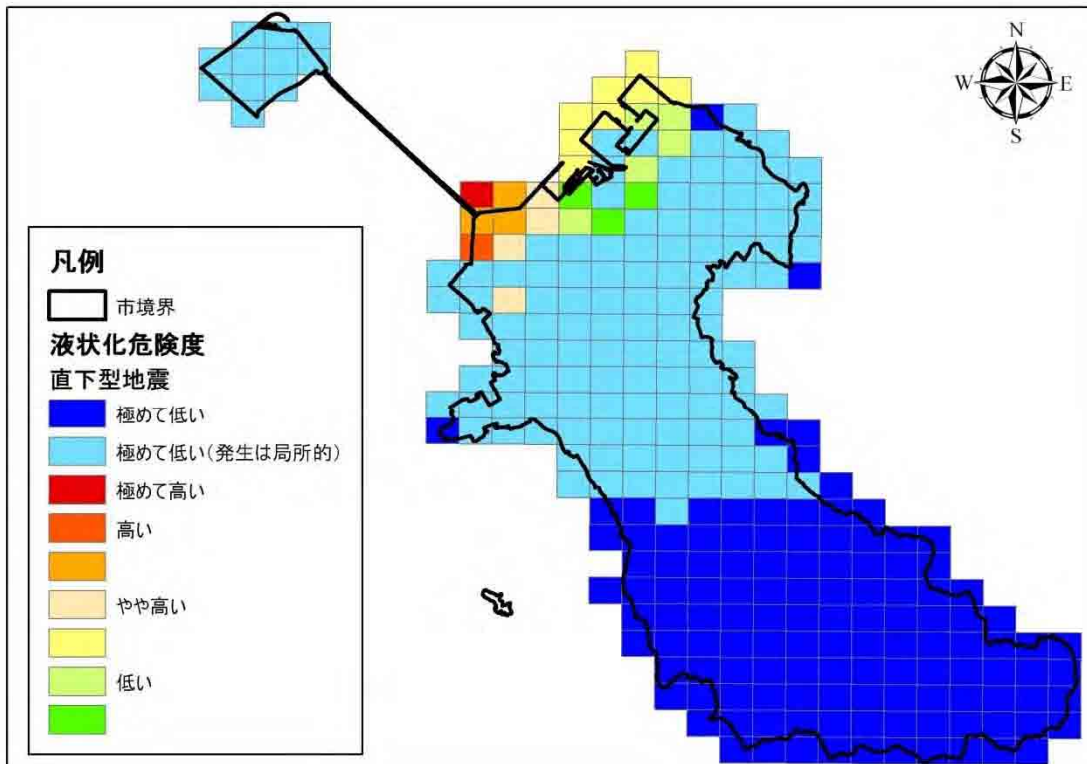
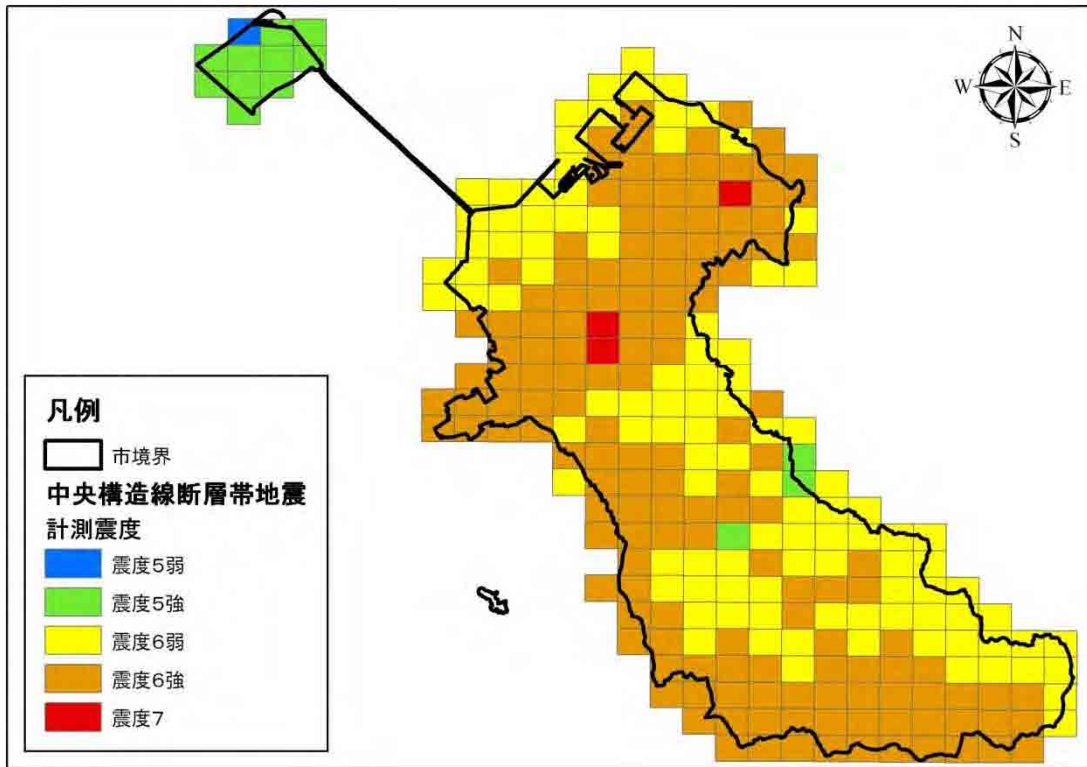


出典：平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書





出典：平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書



出典：平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書



## ②海溝型地震の被害想定（平成 25 年度実施）

想定地震	南海トラフ巨大地震（陸側ケース）		
地震の規模	マグニチュード（M） 9.0～9.1		
	震度 6 弱		
津波の規模	最大津波水位 T.P.+3.8m		
	最短到達時間 81 分		
建物全半壊棟数	全壊 232 棟	半壊 2,067 棟	
内訳	揺れ	115 棟	1,343 棟
	液状化	115 棟	502 棟
	津波	2 棟	222 棟
	急傾斜	0 棟	0 棟
	火災	0 棟	0 棟
出火件数（炎上 1 日夕刻）	3 件		
死傷者数（冬 1 8 時）	死者 86 人（7 人）	負傷者 694 人（221 人）	
内訳	建物倒壊	7 人	219 人
	津波	79 人（0 人）	473 人（0 人）
	ブロック・自販機・屋外落下物	0 人	2 人

※死傷者数は、津波からの早期避難率が低い場合の人数。（ ）は、津波からの避難が迅速な場合の人数

		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 か月後	約 40 日後
避難者数		7,666 人	-	-	13,006 人	15,516 人	2,019 人
内訳	避難所	4,997 人	-	-	6,882 人	4,655 人	606 人
	避難所外	2,669 人	-	-	6,124 人	10,861 人	1,413 人
ライフライン	停電	49.0%	3.9%	1.9%	0.0%	0.0%	-
	水道断水	89.1%	49.7%	47.3%	44.7%	15.2%	1.1%
	下水道機能支障	3.9%	3.9%	3.4%	2.9%	0.0%	-
	ガス供給停止	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
	携帯電話停波基地局	99.1%	6.6%	4.7%	2.8%	2.8%	-
	電話不通	100.0%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	-

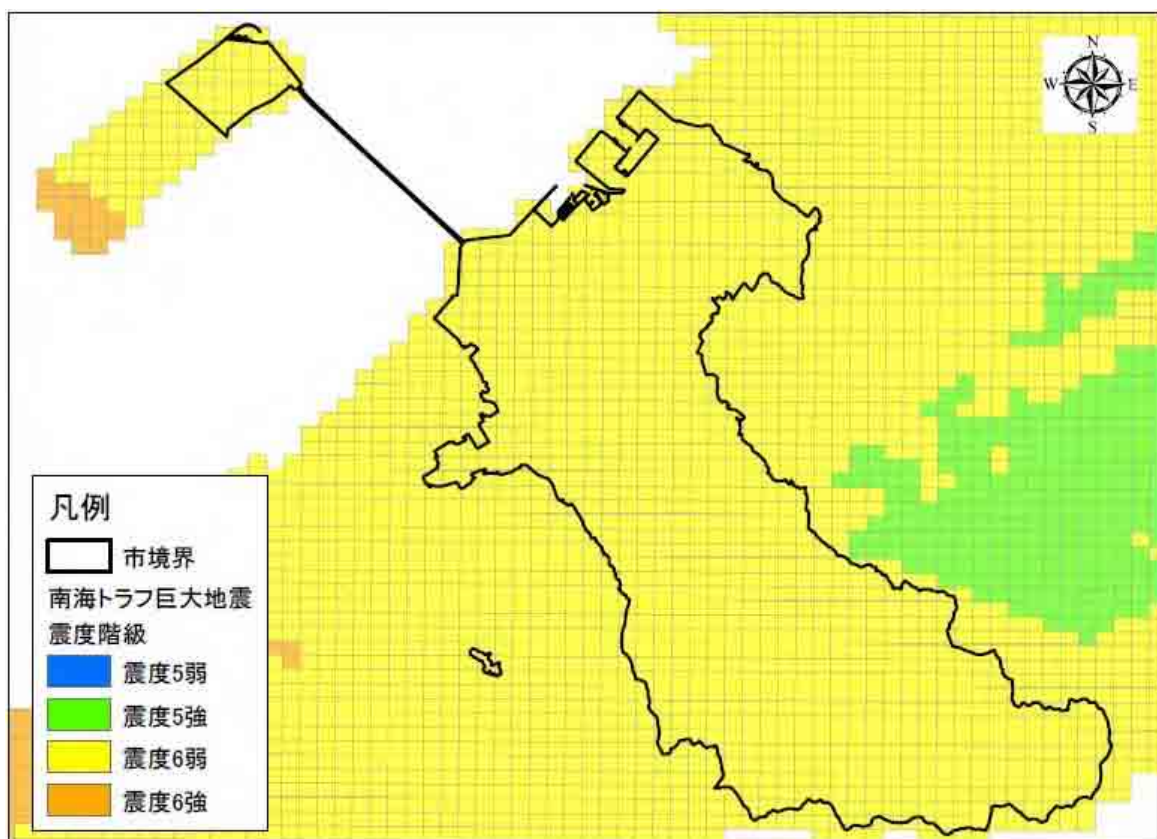
※想定地震発生時の条件

(ア) 季節、時間 : 冬の夕刻、平日午後 6 時頃

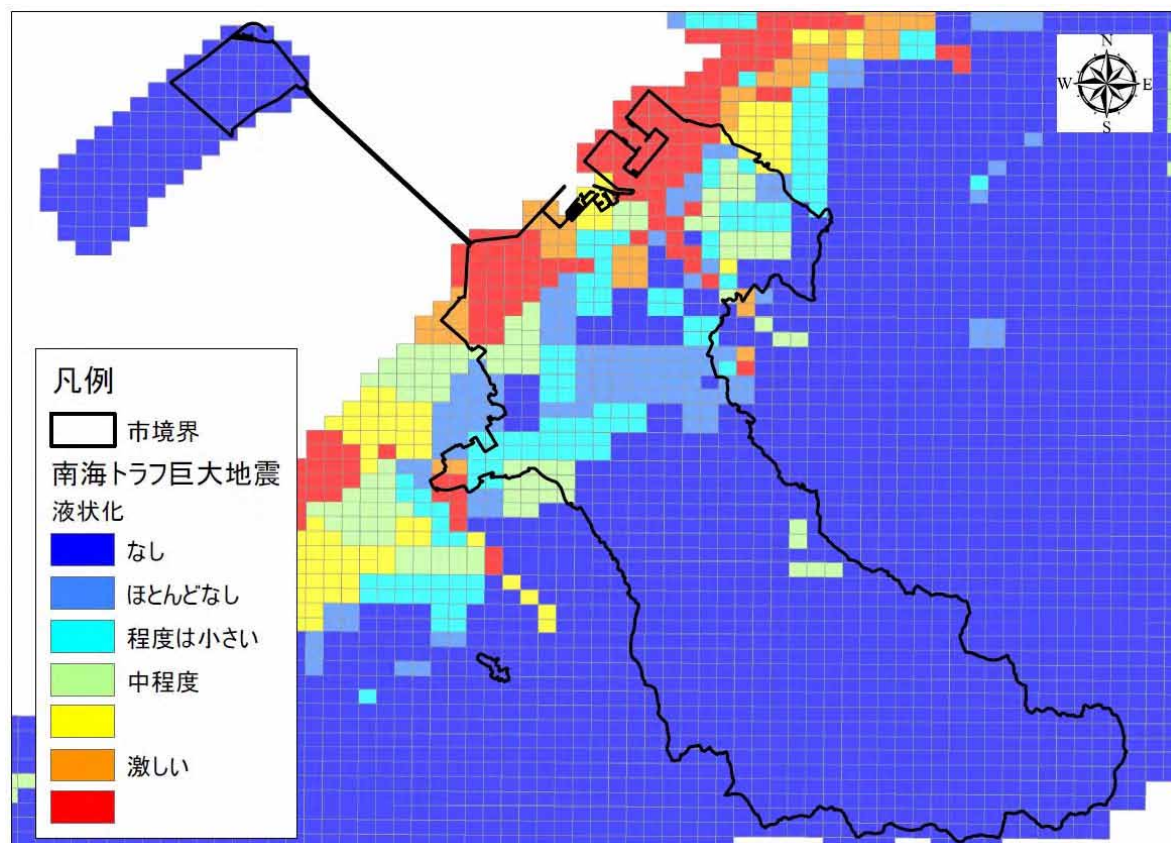
(イ) 気象条件、風速 : 晴れ、1%超過確率風速（1 年のうち 3 日程度はありうる風速）

出典：平成 25 年度南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料(大阪府)

南海トラフ地震 震度分布

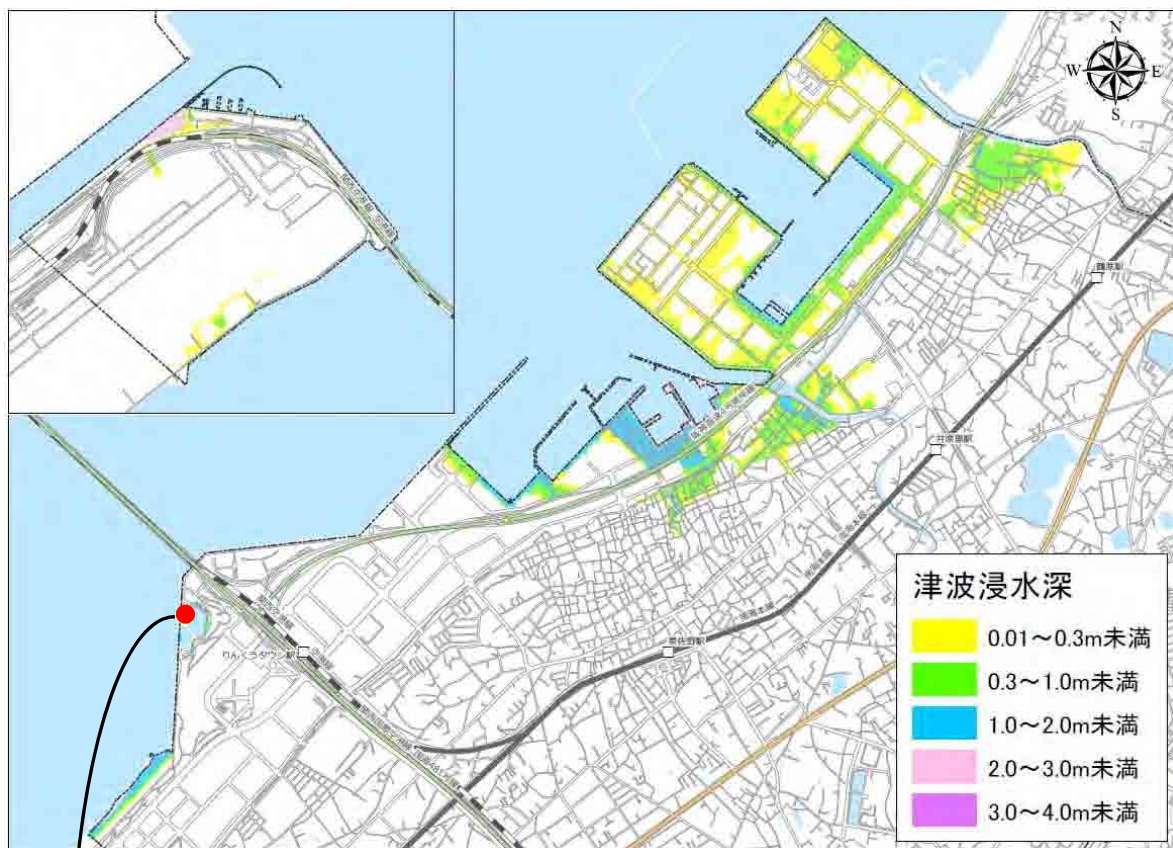


南海トラフ地震 液状化危険度

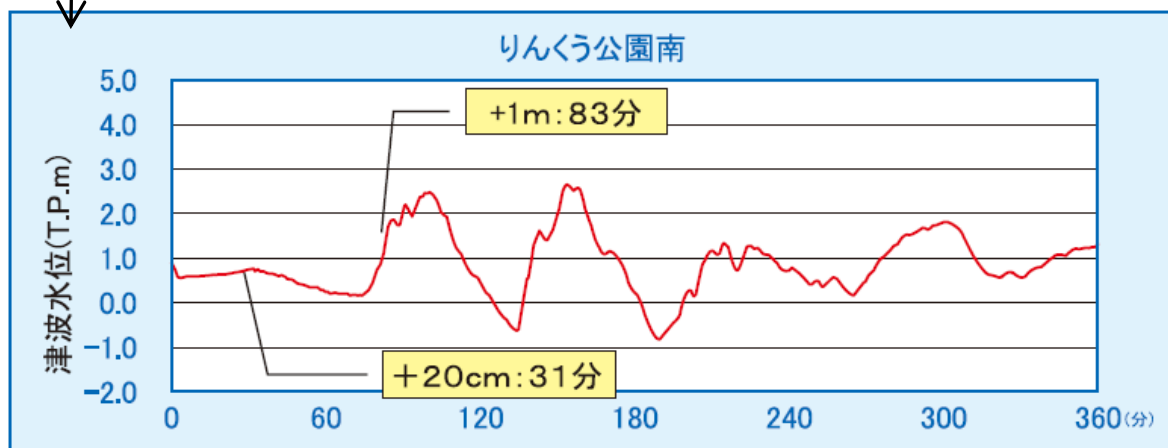




南海トラフ地震 津波浸水想定区域



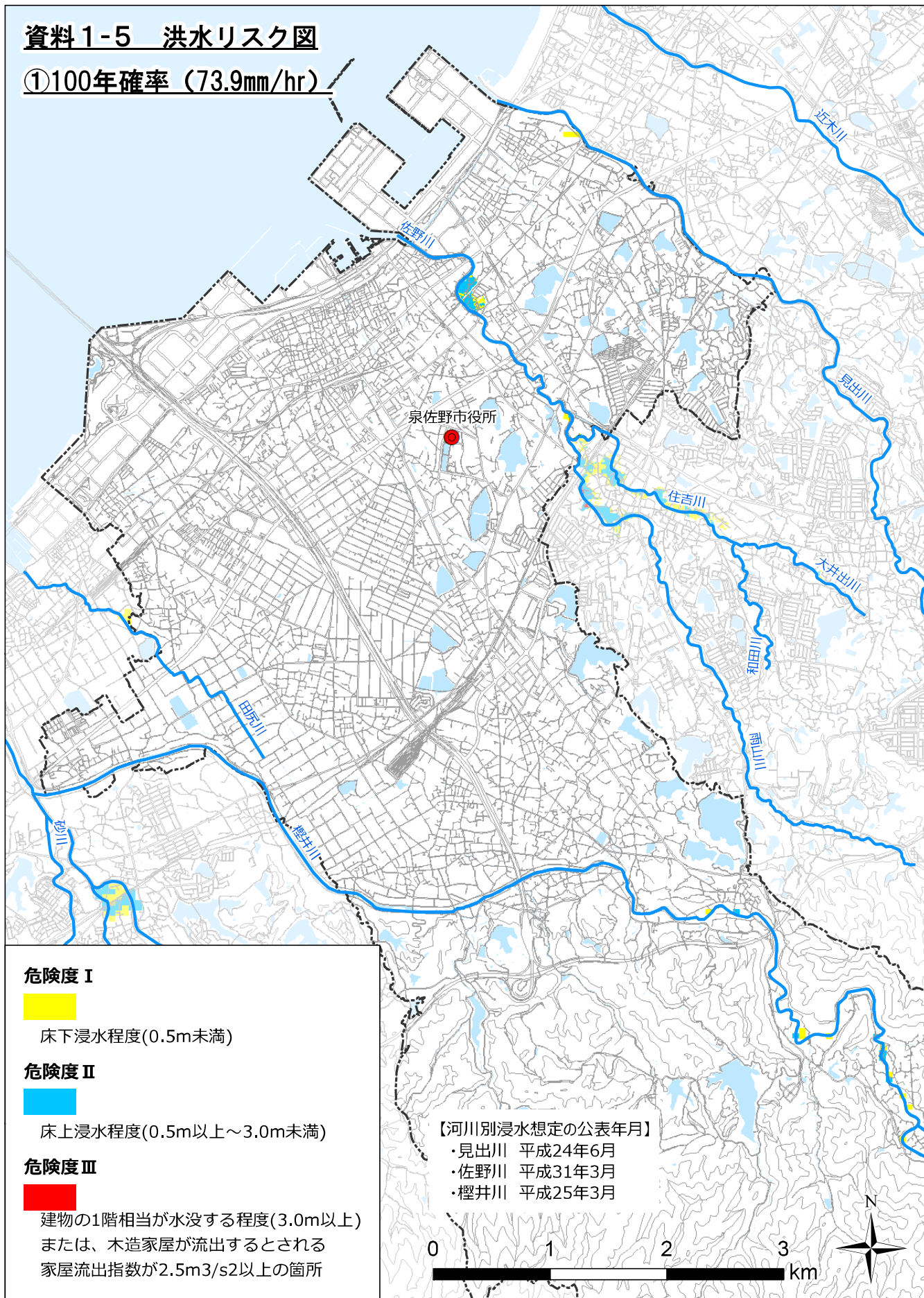
※最大津波水位 3.8m、最短到達時間 81 分



(防災ガイド 泉佐野市 平成 26 年)

# 資料1-5 洪水リスク図

## ①100年確率 (73.9mm/hr)

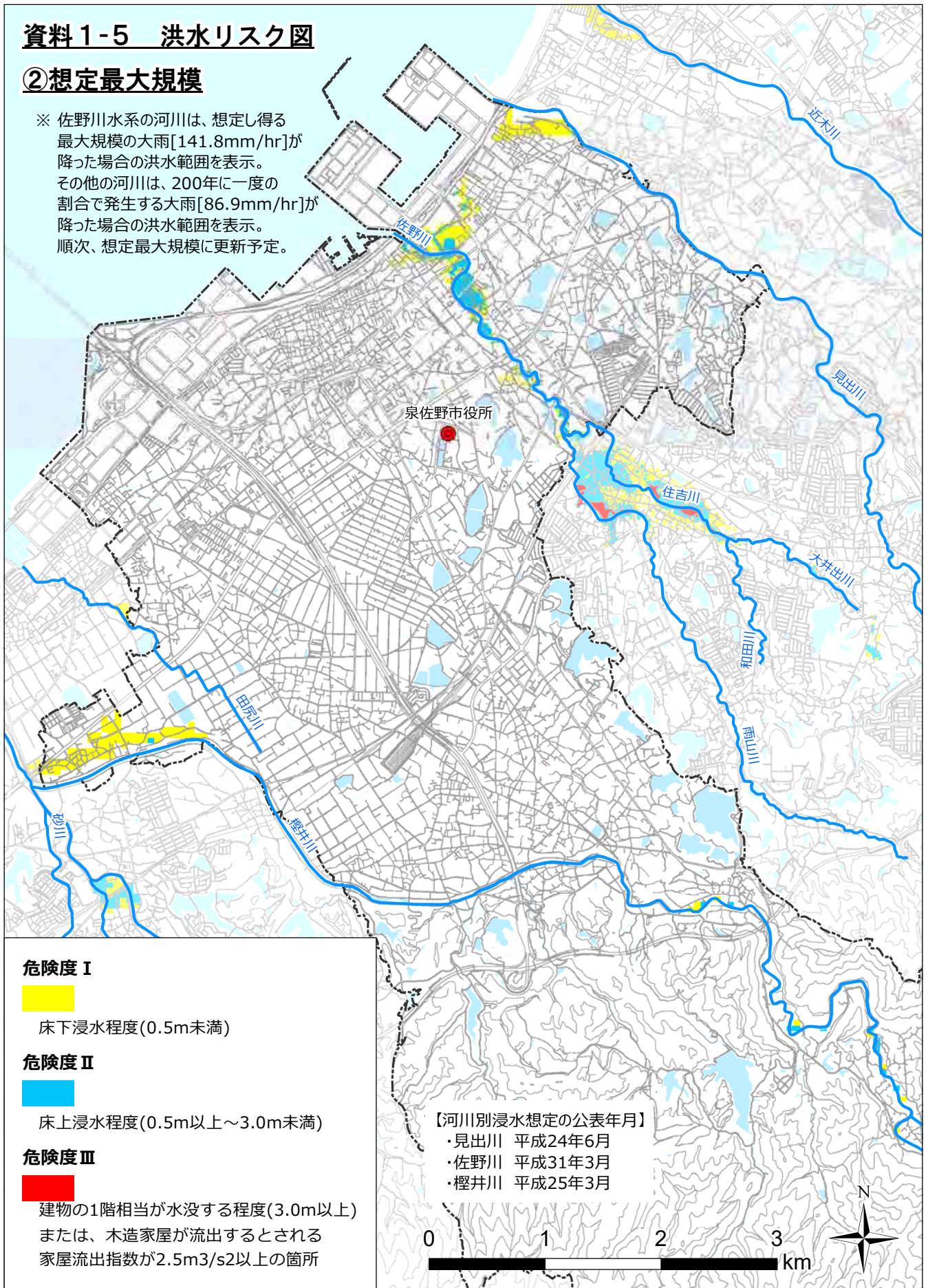




## 資料1-5 洪水リスク図

### ②想定最大規模

※ 佐野川水系の河川は、想定し得る最大規模の大雨[141.8mm/hr]が降った場合の洪水範囲を表示。その他の河川は、200年に一度の割合で発生する大雨[86.9mm/hr]が降った場合の洪水範囲を表示。順次、想定最大規模に更新予定。



## 資料 1-6 土砂災害・山地災害用語の定義

### ①土砂災害用語

#### 1. 土石流危険渓流

「土石流危険渓流」とは、渓流の勾配が15度以上で土石流発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある渓流をいう。また、人家や公共施設がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する渓流も含む。

#### 2. 地すべり危険箇所 等

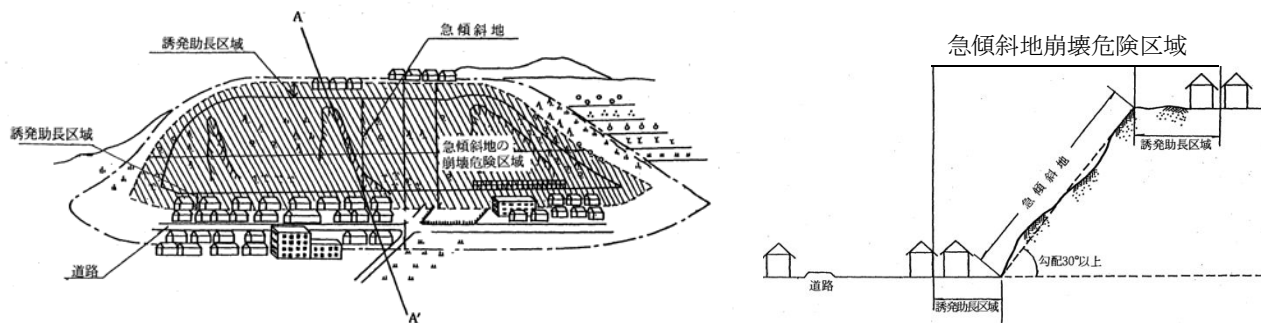
「地すべり危険箇所」とは、空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいう。

また、現に地すべりの兆候がみられる箇所や、地すべり防止の対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要があるものを主務大臣（国土交通、農水）が指定した区域を「地すべり防止区域」という。

#### 3. 急傾斜地崩壊危険箇所 等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により被害を生じるおそれのある箇所をいう。また5戸以上の人家または5戸未満であっても公共施設等に被害が生じるおそれのある土地の区域で、知事が指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。

急傾斜地模式図及び断面図



(注1) 急傾斜地崩壊危険区域

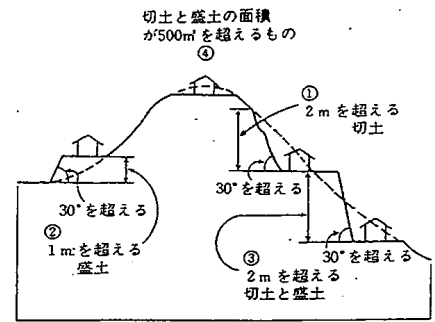
崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に被害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

#### 4. 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれ著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、次に該当するものをいう。

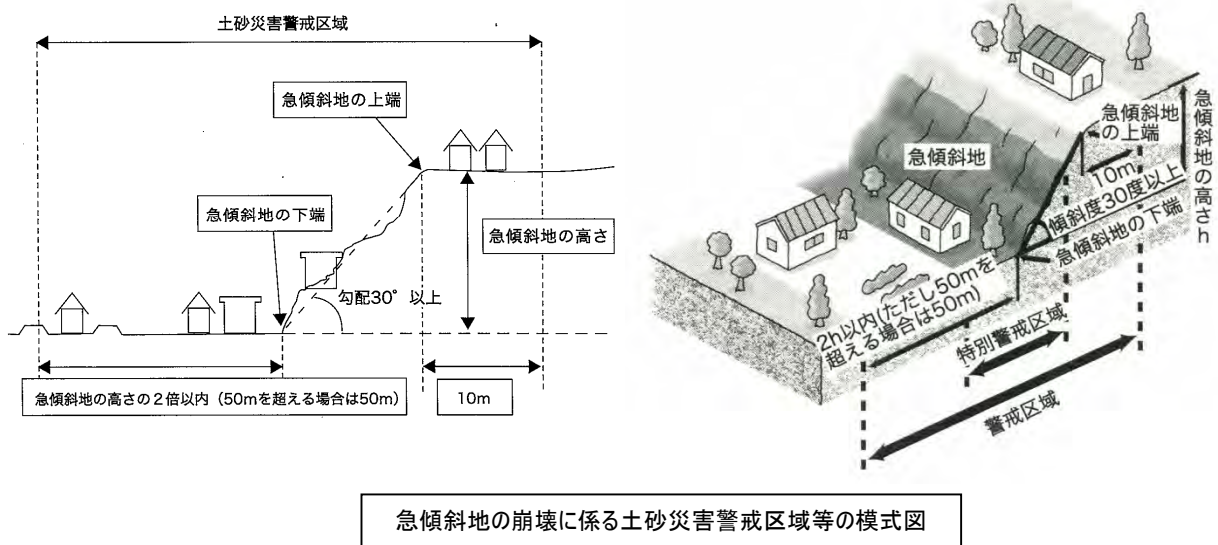
- ① 高さ2mを超えるがけ（地表面が水平面に対して30度を超える土地）を生じる切土
- ② 高さ1mを超えるがけを生じる盛土
- ③ 切土と盛土によるがけが2mを超えるもの
- ④ 切土と盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの



#### 5. 土砂災害警戒区域 等

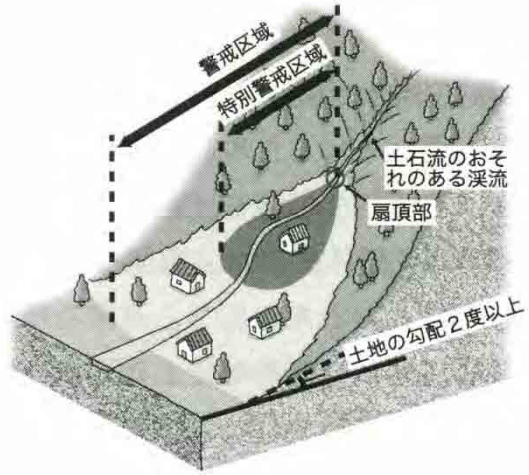
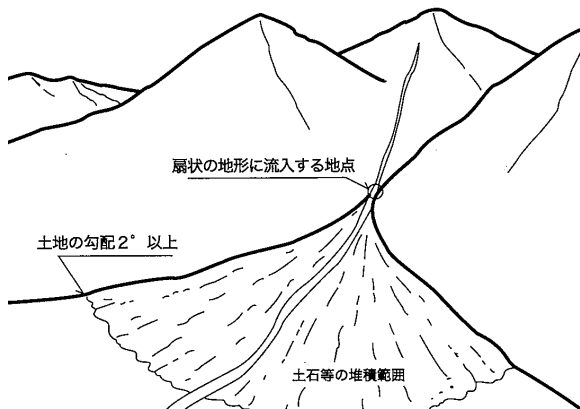
「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法<sup>\*</sup>に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

<sup>\*</sup> 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

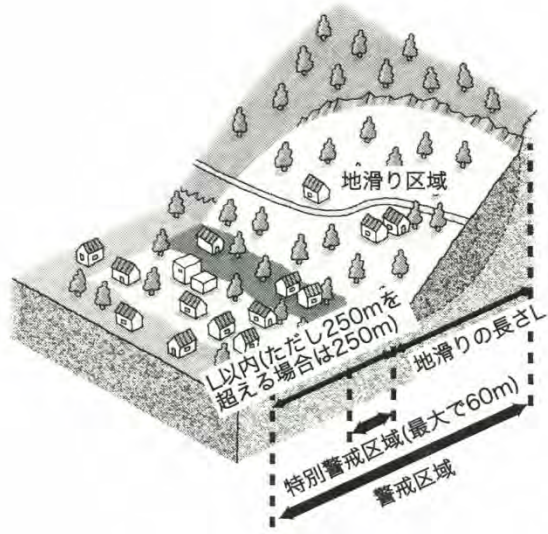
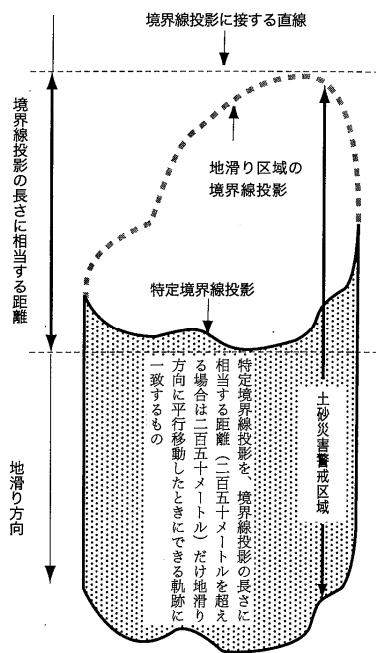


急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域等の模式図





土石流に係る土砂災害警戒区域等の模式図



地すべりに係る土砂災害警戒区域等の模式図

出典：土砂災害防止法令の解説（監修：国土交通省河川局水政課・砂防部砂防計画課）

## ②山地災害用語

### 1. 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生しまたは崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に人家1戸以上または公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区

### 2. 地すべり危険地区

- (1) 地すべり等防止法の規定により、地すべり等防止区域に指定された地区
- (2) 上記以外の地区で、現に下流の直接保全対象施設に損害を与え、または与える恐れがあつて、流域保全上重要であり、かつ公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置し難い地区で法51条第1項第2号に係るもの。

※ 法51条第1項第2号 農林水産大臣が指定、管理を行うこととなる  
保安林内の地すべり地域

### 3. 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出しまたは崖錘地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、損害を与える恐れのある地区であつて、直接保全対象施設がこれらの場所から2km以内にある地区

※ 押し出し 河川状をなしていない野溪または小溪流（集水面積が概ね100ha以下）の出口にある押し出しによる堆積地の箇所

※ 崖 錘 崩落土石が山腹斜面または山脚に堆積した箇所

資料1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等一覧

①急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律の 規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成31年3月31日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
I 11213550	岡本	岡本	K21300361	岡本-1	●	●	泉佐野市南中岡本
			K21300362	岡本-2	●	●	泉佐野市南中岡本
I 11213551	土丸(1)		K21300240	土丸(1)	●	●	泉佐野市土丸
I 11213552	土丸(2)		K21300250	土丸(2)	●	●	泉佐野市土丸
I 11213553	土丸(3)		K21300260	土丸(3)	●	●	泉佐野市土丸
I 11213554	下大木(1)		K21300021	下大木(1)-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300022	下大木(1)-2	●	●	泉佐野市大木
			K21300023	下大木(1)-3	●	●	泉佐野市大木
I 11213555	下大木(2)		K21300031	下大木(2)-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300032	下大木(2)-2	●	●	泉佐野市大木
I 11213557	中大木(1)		K21300061	中大木(1)-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300062	中大木(1)-2	●	●	泉佐野市大木
I 11213558	中大木(2)		K21300070	中大木(2)	●	●	泉佐野市大木
I 11213559	大木	大木	K21300371	大木-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300372	大木-2	●	●	泉佐野市大木
			K21300373	大木-3	●	●	泉佐野市大木
I 11213560	上大木(1)		K21300050	上大木(1)	●	●	泉佐野市大木
I 11213561	上大木(2)		K21300080	上大木(2)	●	●	泉佐野市大木
I 11213562	上大木(4)		K21300500	上大木(4)	●	●	泉佐野市大木
I 11213567	上大木(9)		K21300511	上大木(9)-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300512	上大木(9)-2	●	●	泉佐野市大木
I 11213852	日根野(1)		K21300520	日根野(1)	●	●	泉佐野市日根野
I 11213853	大木(4)		K21300010	大木(4)	●	●	泉佐野市大木
I 11213854	大木(5)		K21300040	大木(5)	●	●	泉佐野市大木
I 11213855	大木(3)		K21300380	大木(3)	●	●	泉佐野市大木
II 21213985	土丸(4)		K21300270	土丸(4)	●	●	泉佐野市土丸
II 21213986	大木(2)		K21300090	大木(2)	●	●	泉佐野市大木
II 21213987	大木(6)		K21300100	大木(6)	●	●	泉佐野市大木
III 31213233	大木(7)		K21300130	大木(7)	●	●	泉佐野市大木
III 31213234	大木(8)		K21300140	大木(8)	●	●	泉佐野市大木
III 31213235	大木(9)		K21300150	大木(9)	●	●	泉佐野市大木
III 31213236	大木(10)						泉佐野市大木
III 31213237	大木(11)						泉佐野市大木
			K21300110	下大木(3)	●	●	泉佐野市大木
			K21300120	下大木(4)	●	●	泉佐野市大木
			K21300160	下大木(5)	●	●	泉佐野市大木
			K21300170	下大木(6)	●	●	泉佐野市大木
			K21300180	上大木(12)	●	●	泉佐野市大木
			K21300190	中大木(4)	●	●	泉佐野市大木
			K21300200	大木(29)	●	●	泉佐野市大木
			K21300210	中大木(5)	●	●	泉佐野市大木
			K21300220	大木(30)	●	●	泉佐野市大木
			K21300230	大木(31)	●	●	泉佐野市大木
			K21300280	土丸(5)	●	●	泉佐野市日根野
			K21300290	土丸(6)	●	●	泉佐野市土丸
			K21300300	土丸(7)	●	●	泉佐野市土丸
			K21300310	大木(12)	●	●	泉佐野市大木
			K21300320	大木(25)	●	●	泉佐野市大木
			K21300330	大木(26)	●	●	泉佐野市大木
			K21300340	大木(27)	●	●	泉佐野市大木
			K21300350	大木(28)	●	●	泉佐野市大木



資料1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等一覧

①急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律の 規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成31年3月31日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
			K21300390	大木(13)	●	●	泉佐野市大木
			K21300400	大木(14)	●	●	泉佐野市大木
			K21300410	大木(15)	●	●	泉佐野市大木
			K21300420	大木(17)	●	●	泉佐野市大木
			K21300430	大木(18)	●	●	泉佐野市大木
			K21300440	大木(19)	●	●	泉佐野市大木
			K21300450	大木(20)	●	●	泉佐野市大木
			K21300460	大木(21)	●	●	泉佐野市大木
			K21300470	大木(22)	●	●	泉佐野市大木
			K21300480	大木(23)	●	●	泉佐野市大木
			K21300491	大木(24)-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300492	大木(24)-2	●	●	泉佐野市大木
			K21300530	日根野(2)	●	●	泉佐野市日根野
			K21300540	日根野(3)	●	●	泉佐野市日根野
			K21300550	上之郷	●	●	泉佐野市上之郷
			K22800600	信達市場(17)	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
			K22800860	新家川左一(新家川支溪)	●		泉南市別所 泉佐野市上之郷
			K22800181	信達市場(1)-1	●	●	泉南市信達市場及び新家 泉佐野市
			K22800182	信達市場(1)-2	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
			K22800190	信達市場(2)	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
			K22800200	信達市場(12)	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
			K22800210	信達市場(14)	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
計	25	2	計		71	70	

資料1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等一覧

②土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象：土石流) (平成31年3月31現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
I-213-001	樫井川	中大木沢	D21310010	樫井川右2	●	●	泉佐野市大木
I-213-002	樫井川	上大木沢	D21310020	樫井川右3	●		泉佐野市大木
I-213-003	犬鳴川	不動谷	D21310031	犬鳴川(1)	●	●	泉佐野市大木
			D21310032	犬鳴川(2)	●	●	泉佐野市大木
			D21310033	犬鳴川(3)	●	●	泉佐野市大木
I-213-004	樫井川	(大木)	D21310040	樫井川左13	●	●	泉佐野市大木
I-213-005	樫井川	犬鳴川支溪	D21310050	樫井川左12	●	●	泉佐野市大木
I-213-006	樫井川	中大木溪	D21310060	樫井川左11	●		泉佐野市大木
I-213-007	樫井川	下大木溪	D21310070	樫井川左10	●	●	泉佐野市大木
I-213-008	樫井川	(土丸)	D21310080	樫井川左7	●	●	泉佐野市土丸
I-213-009	樫井川	母山谷	D21310091	樫井川左4(1)	●		泉佐野市上之郷
			D21310092	樫井川左4(2)	●	●	泉佐野市上之郷
			D21310093	樫井川左4(3)	●	●	泉佐野市上之郷
II-213-001	樫井川	(土丸)	D21320010	樫井川右1	●		泉佐野市土丸
II-213-002	樫井川	(大木)	対象外	—	—	—	泉佐野市大木
II-213-003	樫井川	(土丸)	D21320030	樫井川左6右二	●	●	泉佐野市土丸
II-213-004	樫井川	(上之郷)	D21320041	樫井川左1	●	●	泉佐野市上之郷
			D21320042	樫井川左2	●	●	泉佐野市上之郷
III-213-001	樫井川	(大木)	D21330010	二瀬川	●		泉佐野市大木
III-213-002	樫井川	(土丸)	D21330020	樫井川左8	●	●	泉佐野市土丸
III-213-003	犬鳴川	(大木)	対象外	—	—	—	泉佐野市大木
III-213-004	樫井川	(大木)	D21330040	樫井川左6右三	●	●	泉佐野市大木
III-213-005	樫井川	(母山)	D21330050	樫井川左5	●	●	泉佐野市母山
III-213-006	樫井川	(母山)	D21330060	樫井川左3右一	●	●	泉佐野市母山
III-213-007	樫井川	(上之郷)	D21330070	樫井川左2左二	●	●	泉佐野市上之郷
III-213-008	樫井川	(上之郷)					泉佐野市上之郷
III-213-009	樫井川	(上之郷)	D21330090	樫井川左2左一	●	●	泉佐野市上之郷
			D21320050	樫井川左4右一	●	●	泉佐野市上之郷
			D22830011	柳谷川(1)(柳谷川)	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
			D22830015	柳谷川(5)(柳谷川)	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
			D22830016	柳谷川(6)(柳谷川)	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
			D22830017	柳谷川(7)(柳谷川)	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
			D22830018	柳谷川(8)(柳谷川)	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
			D22830019	柳谷川(9)(柳谷川)	●	●	泉南市信達市場 泉佐野市
計		22	計		31	25	

③地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

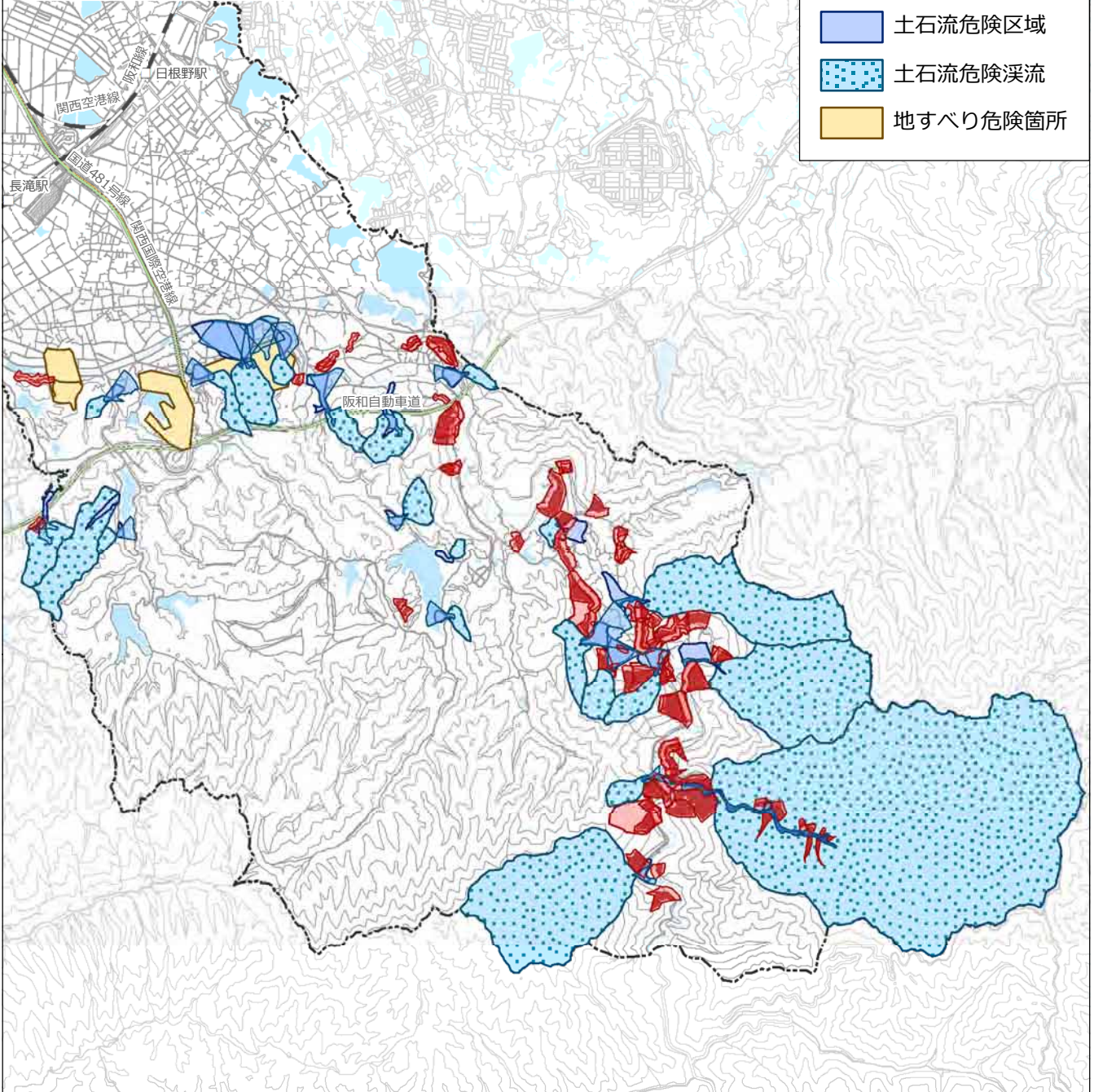
地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定に よる指定区域 (平成21年3月24日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の に関する法律の規定による指定区域 (現象：地すべり) (平成31年3月31現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
123	樫井川	樫井川	J21301230	樫井川	●		泉佐野市上之郷
124	母山						泉佐野市上之郷
140	母山						泉佐野市上之郷
計		3	計		1	0	

資料1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等位置図

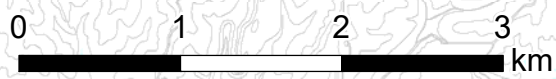
④土砂災害危険箇所位置図

土砂災害危険箇所

- 急傾斜地危険箇所
- 土石流危険区域
- 土石流危険溪流
- 地すべり危険箇所



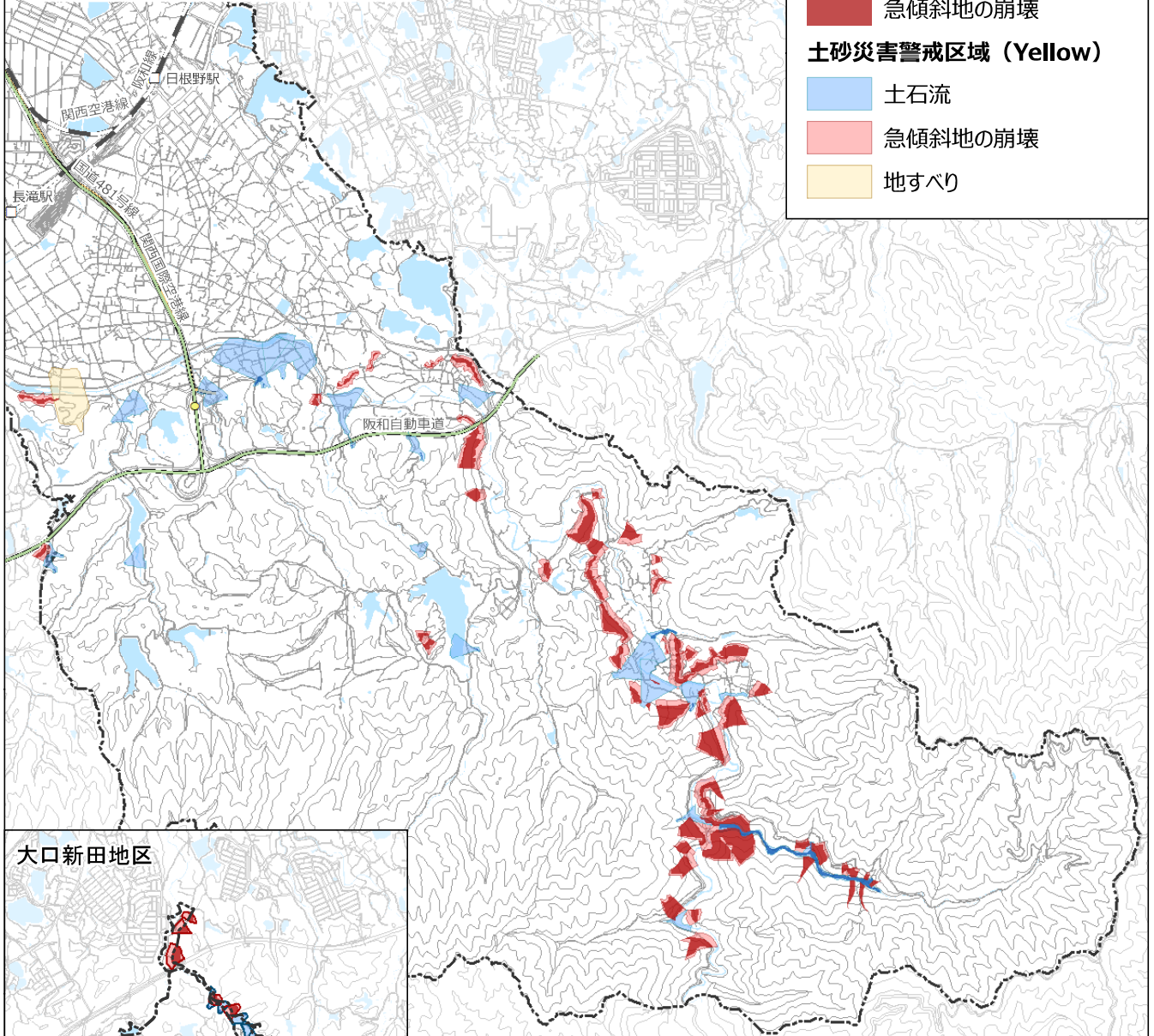
土砂災害危険箇所（平成15年3月公表）			
急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険溪流	地すべり危険箇所	合計
25	22	3	50





資料1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等位置図

⑤土砂災害警戒区域位置図

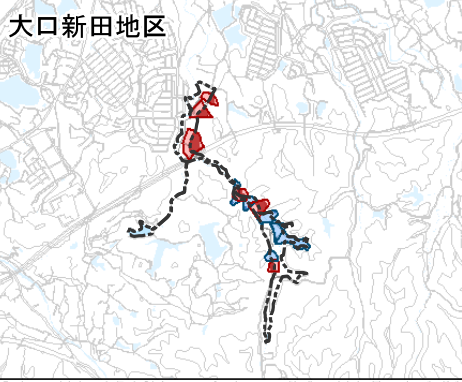


**土砂災害特別警戒区域 (Red)**

- 土石流
- 急傾斜地の崩壊

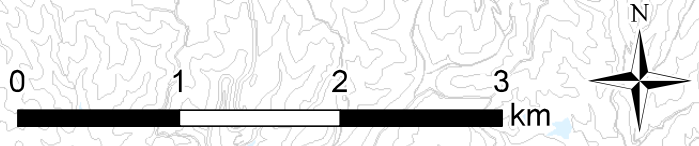
**土砂災害警戒区域 (Yellow)**

- 土石流
- 急傾斜地の崩壊
- 地すべり



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (平成31年3月31日現在)

急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		指定箇所 合計
警戒区域		警戒区域		警戒区域		
うち特別 警戒区域	71	うち特別 警戒区域	31	うち特別 警戒区域	0	
うち特別 警戒区域	70	うち特別 警戒区域	25	うち特別 警戒区域	0	103



## 資料1-8 山地災害危険地区一覧

### (1) 概要

(平成31年4月1日現在)

山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
15	—	6	21

### (2) 山腹崩壊危険地区

番号	所在地
25-1	泉佐野市 土丸 (1)
2	〃 (2)
3	泉佐野市 大木 (1)
4	〃 (2)
5	〃 (3)
6	〃 (4)
7	〃 (5)
8	〃 (6)
9	〃 (7)
10	〃 (8)
11	〃 (9)
12	泉佐野市 土丸 (3)
13	泉佐野市 大木 (10)
14	〃 (11)
15	泉佐野市 土丸 (4)

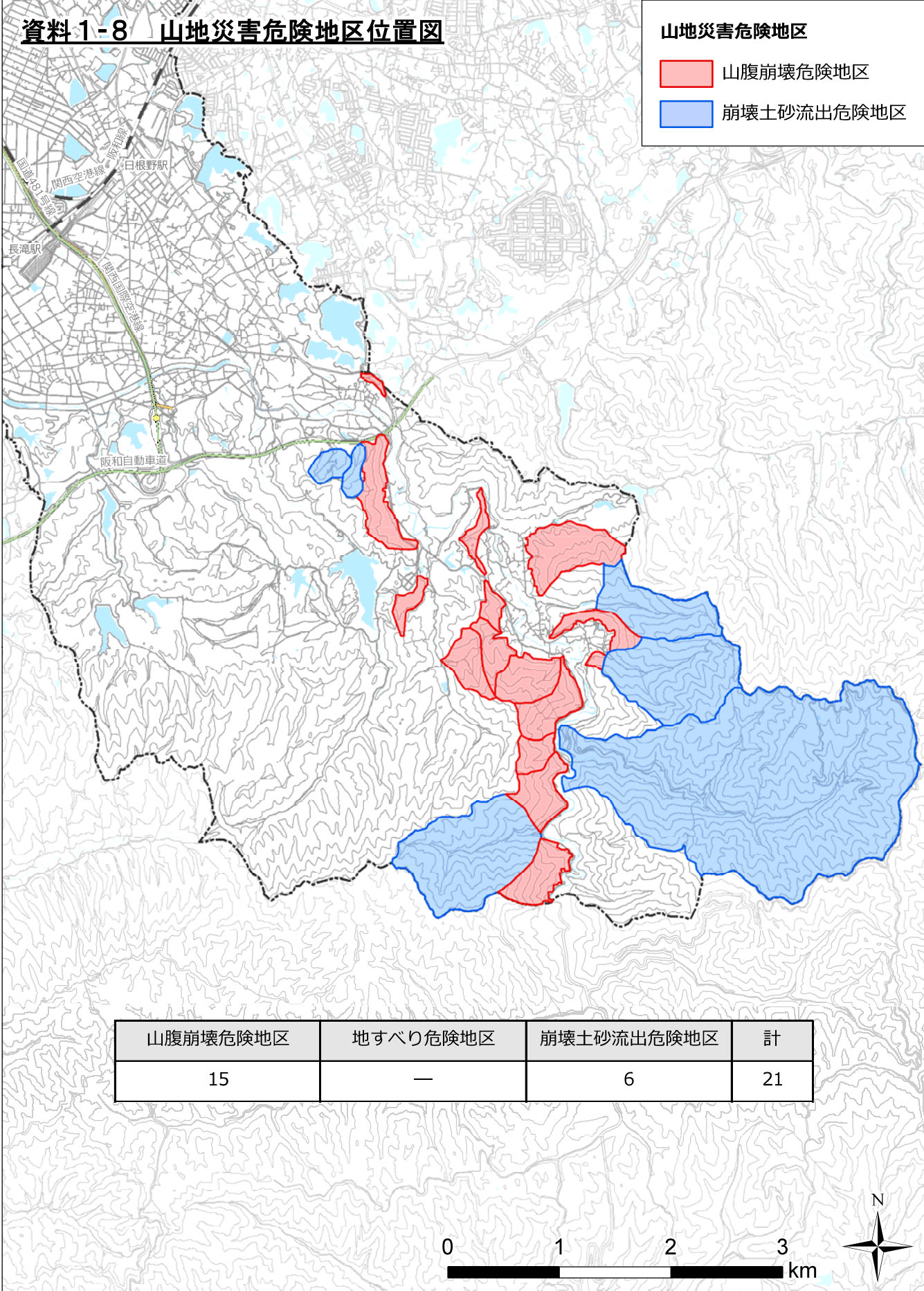
### (3) 崩壊土砂流出危険地区

番号	所在地
25-2	泉佐野市 土丸 (1)
3	〃 (2)
4	泉佐野市 大木 (1)
5	泉佐野市 土丸 (3)
6	泉佐野市 大木 (2)
7	〃 (3)

**資料1-8 山地災害危険地区位置図**

**山地災害危険地区**

- 山腹崩壊危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区








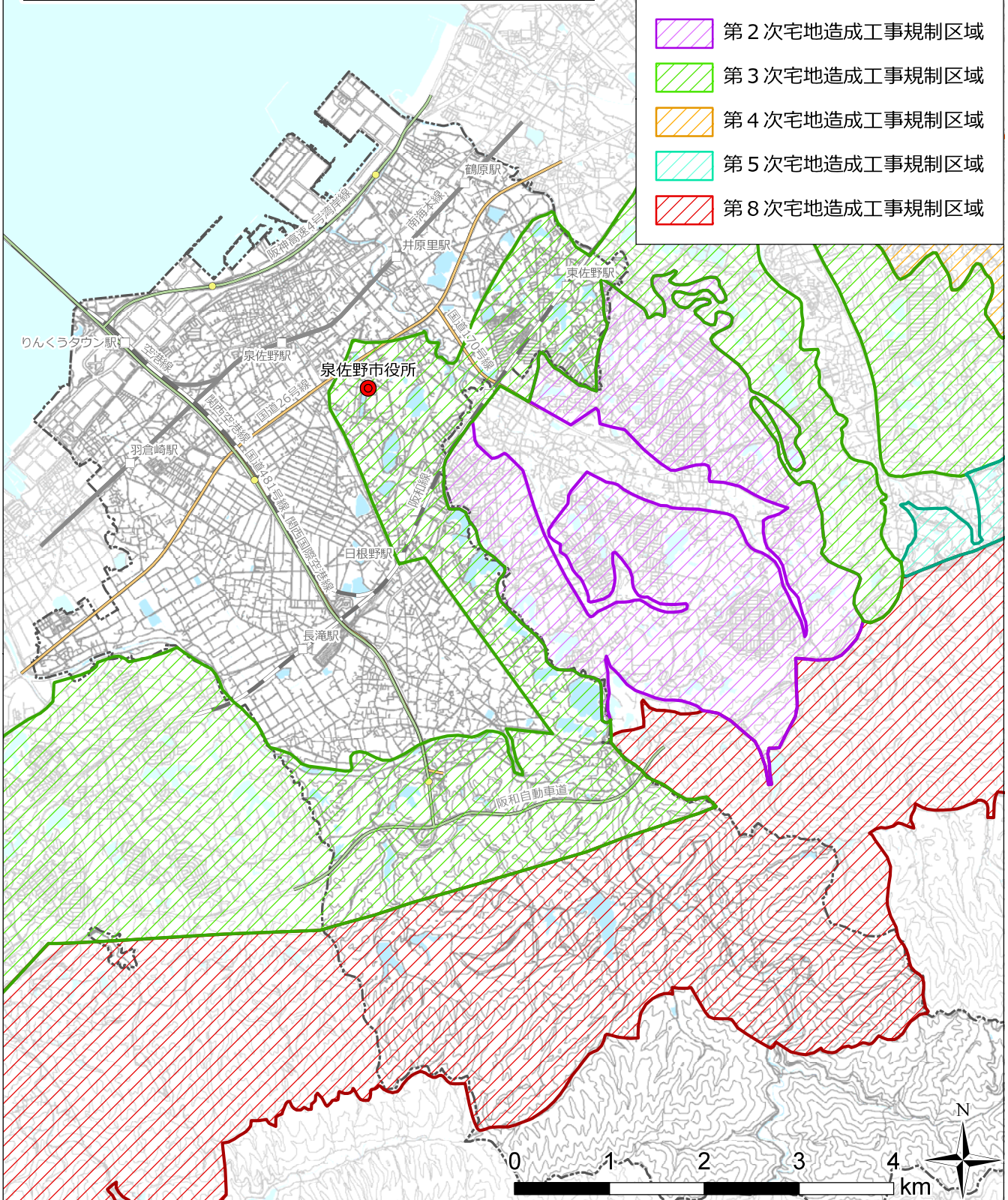
山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
15	—	6	21



# 資料1-9 宅地造成工事規制区域指定状況図

## 宅地造成工事規制区域

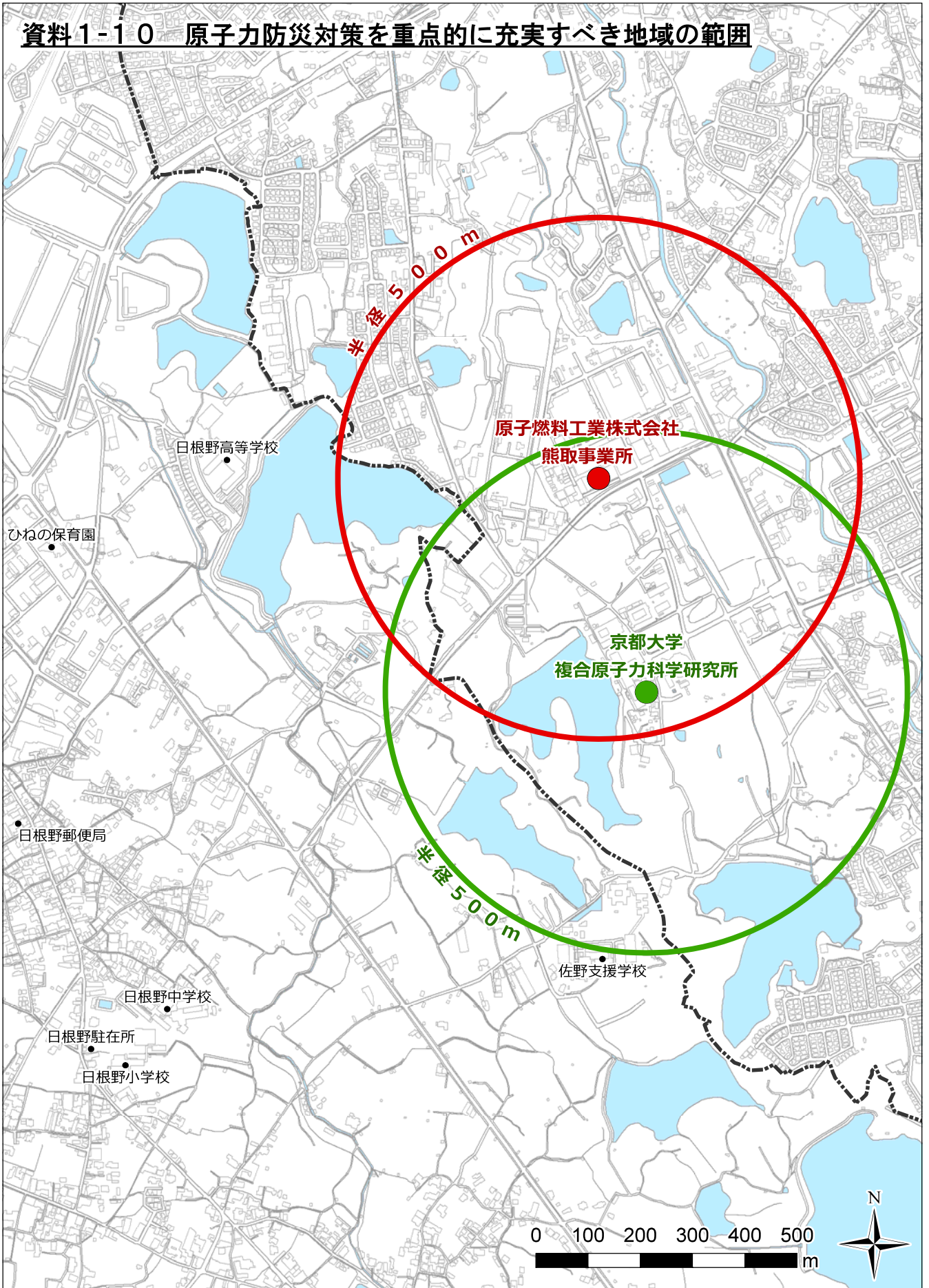
-  第2次宅地造成工事規制区域
-  第3次宅地造成工事規制区域
-  第4次宅地造成工事規制区域
-  第5次宅地造成工事規制区域
-  第8次宅地造成工事規制区域



指定 (告示) (施行)	1次指定 S38. 4.11 "	2次指定 S39. 7. 9 "	3次指定 S43. 2. 8 "	4次指定 S51. 3.26 S51. 4. 1	5次指定 S61. 3.24 S61. 3.31	6次指定 H 5. 4.19 H 5. 5.10	7次指定 H 7. 3.31 "	8次指定 H10.3.31 H10. 5. 1	累 計
泉佐野市			1,063					1,158	2,221



**資料1-10 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲**



## 2. 防災組織体制關係

---



資料 2-1 災害配備体制表

災害配備体制		会議構成員	動員の目安				
			地震災害		風水害		
警戒レベル 1	指揮者：危機管理監 配備員：自治振興課長、危機管理担当参事、必要に応じて水防初動担当課長（注3）及び各所属長が必要と認める人員	地震による基準	津波による基準	雨量情報および災害発生による基準	河川水位による基準	台風情報による基準	高潮情報による基準
警戒レベル 2	指揮者：危機管理監 配備員：市長公室長、市民協働部長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、下水道担当理事、行政官管理課長、総務課長、農林水産課長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、 <b>経営総務課長</b> 、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員	—	—	市域に各種気象警報が発令	—	—	府域に注意報が発令
警戒レベル 3	指揮者：副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、ことども部長、教育部長、水道担当理事（地震時のみ）、政策推進課長、人権推進課長、秘書課長、総合行政委員会事務局次長、税務課長、教育総務課長、学校教育課長、 <b>地域共生推進課長</b> 、 <b>介護保険課長</b> 、生活福祉課長、国保年金課長、開設する避難所の地域防災支援員、警戒レベル2の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員	—	大阪府沿岸に津波注意報が発令（注5）	3時間予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過等（避難準備・高齢者等避難開始基準）	避難判断水位に達した場合等（避難準備・高齢者等避難開始基準）	24時間以内に府域に台風が接近	府域に警戒報が発令
災害対策A号配備	指揮者：市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員	—	大阪府沿岸に津波注意報が発令され水位予測が1.6mを超える場合（避難指示（一部）基準）	市域に土砂災害警戒情報の発表等（避難勧告基準）	氾濫危険水位に達した場合等（避難勧告基準）	—	—
災害対策B号配備	指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員（自動参集）＋各所属長が必要と認める人員＋開設する避難所の地域防災支援員	市域に震度5弱・強の地震発生	大阪府沿岸に津波警報・大津波警報が発令（避難指示基準）	小規模災害が複数箇所発生	—	—	—
災害対策C号配備	指揮者：市長 配備員：全職員（自動参集）	市域に震度6弱以上の地震発生（全避難所開設）	—	大規模災害が発生	氾濫・決壊	—	—
備考	<p>(注1) 上記以外においても、市長、または副市長が必要と認めるときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。</p> <p>(注2) 警戒レベル3においても、緊急時やむを得ない場合は、危機管理監が指揮することができるとする。</p> <p>(注3) 水防初動担当課：下水道整備課・道路公園課・農林水産課</p> <p>(注4) 地震による警戒レベル3体制は、資料2-4「警戒体制と活動内容（地震・津波）」に記載されている関係部局で対応する。</p> <p>(注5) 津波注意報に対しては、警戒レベル3とするが、資料2-4「警戒体制と活動内容（地震・津波）」に記載されている関係部局で初動対応し、必要に応じて体制を強化する。</p> <p>※大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合、大阪府から緊急防災推進員5名が本市に自動参集される。</p>						



資料2-3 泉佐野市災害対策本部事務分掌

【共通事務】

共通事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設利用者等の安全確保に関する事</li> <li>2. 所管施設の警戒及び復旧に関する事</li> <li>3. 所管の被害調査に関する事</li> <li>4. 所管施設に係る避難所の開設・運営に関する事</li> <li>5. 住民からの問合せ対応に関する事</li> <li>6. 本部長の特命事項に関する事</li> <li>7. 各班の応援に関する事</li> </ol>
------	--

【班別事務】

部 名	班 名	事 務 分 掌
総括部 (部長：危機管理監) (副部長：市長公室長) (副部長：市民協働部長) (副部長：会計管理者) (副部長：議会事務局長) (副部長：総合行政委員会事務局長) (副部長：部内理事)	本部運営班 (班長 危機管理担当参事) (副班長 自治振興課長) (副班長 秘書課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部会議及び防災会議に関する事</li> <li>2. 配備指令及び本部指令の伝達に関する事</li> <li>3. 災害情報の収集並びに報告に関する事</li> <li>4. 本部と各部との連絡調整に関する事</li> <li>5. 災害救助法に関する事</li> <li>6. 災害無線通信に関する事</li> <li>7. 本部の設置及び閉鎖に関する事</li> <li>8. 自衛隊の派遣要請に関する事</li> <li>9. 災害関係費に関する事</li> <li>10. 関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>11. 広報活動に関する事</li> <li>12. 災害状況の記録写真に関する事</li> <li>13. 報道関係との連絡に関する事</li> <li>14. 避難勧告・指示等の実施に関する事</li> <li>15. 広域応援等の要請・受入れに関する事</li> <li>16. 一般見舞者の受付に関する事</li> <li>17. 本部長等の被害地視察及び慰問に関する事</li> </ol>
	情報班 (班長 行財政管理課長) (副班長 人権推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予算の編成に関する事</li> <li>2. 市の災害復旧資金計画に関する事</li> <li>3. 被害状況の収集及び報告に関する事</li> <li>4. 災害応急対策実施状況のとりまとめに関する事</li> <li>5. 部内の他班に属さないこと</li> </ol>
	会計班 (班長 会計課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害関係費の支出に関する事</li> <li>2. 義援金品、見舞金品の受付、保管並びに受払記録に関する事</li> <li>3. 災害関係費の支出の審査に関する事</li> </ol>
	機動班 (班長 議会事務局次長) (副班長 総合行政委員会事務局次長) (副班長 農業委員会事務局次長) 班員は各部から召集	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各部からの機動班員召集に関する事</li> <li>2. 巡回広報に関する事</li> <li>3. 現地での情報収集に関する事</li> <li>4. 災害に対する機動的な対応に関する事</li> <li>5. 事務が集中する班への応援に関する事 (被害調査、食料・物資の仕分運搬、避難所交代要員等)</li> </ol>
地域支援部 (部長 政策推進担当理事) (副部長 部内理事)	地域支援班 (班長 政策推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域支援に関する事</li> <li>2. 地域防災支援員との連絡調整に関する事</li> <li>3. 通信及び情報機器の設置並びに運用に関する事</li> </ol>
	地域防災支援員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設及び運営支援に関する事</li> <li>2. 本部への避難所状況の報告に関する事</li> <li>3. 地域の被害状況の収集に関する事</li> </ol>
総務部 (部長 総務部長) (副部長 部内理事)	総務班 (班長 総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市有財産の被害調査の総括に関する事</li> <li>2. 庁舎の警備管理に関する事</li> <li>3. 車輛の確保に関する事</li> <li>4. 災害用諸物資(燃料・業務備品等)の調達に関する事</li> <li>5. 災害時の用地対策に関する事</li> <li>6. 電力確保に関する事</li> <li>7. 部内の他班に属さないこと</li> </ol>



部 名	班 名	事 務 分 掌
総務部 (部長 総務部長) (副部長 部内理事)	人事班 (班長 人事課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の動員及び調整に関する事</li> <li>2. 職員の災害派遣に関する事</li> <li>3. 職員の現況把握に関する事</li> <li>4. 職員の給与、休職及び救急医療に関する事</li> <li>5. 職員及びその家族の被災状況の把握に関する事</li> <li>6. 職員への情報提供に関する事</li> <li>7. 職員の食料調達、配布に関する事</li> <li>8. 専門ボランティアの受入れ及び配置に関する事</li> </ol>
	調査班 (班長 税務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家屋、土地、設備等の被害調査、確認及び報告に関する事</li> <li>2. 罹災者（傷病者、死亡者を含む）の調査に関する事</li> <li>3. 市税の徴収猶予及び減免に関する事</li> </ol>
	市民班 (班長 市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民の安否情報の集約に関する事</li> <li>2. 市民からの安否問合せ受付及び対応に関する事</li> </ol>
生活産業部 (部長 生活産業部長) (副部長 部内理事)	農水班 (班長 農林水産課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林水産関係の被害調査とその復旧計画に関する事</li> <li>2. ため池等の警戒と応急修理に関する事</li> <li>3. 土地改良区その他関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>4. 土砂災害の警戒、被害調査とその復旧計画に関する事</li> <li>5. 天災融資制度による資金の貸付に関する事</li> </ol>
	商工班 (班長 まちの活性課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工業者の被害調査とその復旧計画に関する事</li> <li>2. 府及び関係機関の救護物資調査に関する事</li> <li>3. 旅行者及び帰宅困難者支援に関する事</li> </ol>
	環境衛生班 (班長 環境衛生課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遺体の収容埋葬に関する事</li> <li>2. し尿塵芥処理に関する事</li> <li>3. 仮設トイレの設置及び管理に関する事</li> <li>4. 災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策に関する事</li> <li>5. 部内の他班に属さないこと</li> <li>6. 所管施設の保全に関する事</li> <li>7. 廃棄物処理に関する事</li> <li>8. 環境衛生に関する事</li> </ol>
健康福祉部 (部長 健康福祉部長) (副部長 部内理事)	被災者支援班 (班長 地域共生推進課長) (副班長 介護保険課長) (副班長 生活福祉課長) (副班長 広域福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難行動要支援者の避難支援に関する事</li> <li>2. 生活必需品等諸物資の調達及び配分計画に関する事</li> <li>3. 災害弔慰金、災害障害見舞金及びその他支援金等の支給に関する事</li> <li>4. 災害援護資金の貸付及び生活福祉資金制度に関する事</li> <li>5. 被災者生活再建支援金の支給に関する事</li> <li>6. 市社会福祉協議会等との連絡調整に関する事</li> <li>7. 災害ボランティアセンターに関する事</li> <li>8. 生活保護世帯の罹災状況調査に関する事</li> <li>9. 罹災世帯の生活保護に関する事</li> <li>10. 災害復興資金（府の制度）に関する事</li> <li>11. 罹災証明の発行に関する事</li> <li>12. 被災者台帳の整備に関する事</li> <li>13. 義援金・義援物資の配分（義援金配分委員会の設置）に関する事</li> <li>14. 部内の他班に属さないこと</li> </ol>
	医療保健班 (班長 健康推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療機関及び保健所との連絡に関する事</li> <li>2. 食品衛生及び健康管理（感染症予防等）に関する事</li> <li>3. 医療救護班との連絡調整に関する事</li> </ol>
	食糧物資班 (班長 国保年金課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収容者に対する食料及び物資の支給貸与に関する事</li> <li>2. 食料の配給計画等に関する事</li> <li>3. 食料品の調達、保管並びに配分に関する事</li> </ol>

部 名	班 名	事 務 分 掌
こども部 (部長 こども部長)	保育班 (班長 子育て支援課長)	1. こども園の閉鎖等の措置に関する事 2. 課所管施設の被害状況の調査及び報告に関する事 3. 所管施設の園児等の保護に関する事 4. 避難所運営の応援に関する事
都市整備部 (部長 都市整備部長) (副部長 部内理事)	復興班 (班長 都市計画課長)	1. 災害復興計画に関する事 2. 被災宅地危険度判定に関する事 3. 部内の他班に属さないこと 4. 巡回警戒に関する事
	建築班 (班長 建築住宅課長)	1. 市営住宅の警戒と応急修理に関する事 2. 市営住宅の被害調査と復旧計画に関する事 3. 被災建築物応急危険度判定に関する事 4. 住宅の応急修理・障害物の除去に関する事 5. 応急仮設住宅に関する事
	道路公園班 (班長 道路公園課長)	1. 課所管施設の警戒と応急修理に関する事 2. 課所管施設の被害調査と復旧計画に関する事 3. 通行制限に関する事 4. 道路等の障害物の除去に関する事 5. 緊急交通路の確保に関する事 6. 浸水地帯等の消毒作業に関する事 7. 防疫資材及び薬品の管理に関する事
上下水道部 (部長 下水道担当理事) (副部長：上水道担当理事)	上下水道総務班 (班長 経営総務課長)	1. 水門・樋門等の開閉に関する事 2. 部内の他班に属さないこと 水道事業については「水道震災応急対策マニュアル」による
	河川下水道班 (班長 下水道整備課長)	1. 課所管施設の警戒と応急修理に関する事 2. 課所管施設の被害調査と復旧計画に関する事 3. 河川、水路等の被害調査と所管の復旧計画に関する事
	水道班 (班長 水道工務課長)	「水道震災応急対策マニュアル」による
教育部 (部長 教育部長) (副部長 部内理事)	避難所班 (班長 教育総務課長) (副班長 学校教育課長) (副班長 生涯学習課長) (副班長 青少年課長) (副班長 スポーツ推進課長) (副班長 文化財保護課長)	1. 学校教育施設の被害調査のとりまとめに関する事 2. 学校教育施設の応急修理と災害復旧計画に関する事 3. 災害時の学校給食に関する事 4. 避難所の開設及び管理運営に関する事 5. 災害時の休校授業短縮等の措置に関する事 6. 災害時の学校衛生に関する事 7. 罹災小・中学生に対する学用品の調達支給に関する事 8. 児童・生徒の被害調査及び健康管理に関する事 9. 避難所状況の情報集約に関する事 10. 文化財その他社会教育施設の被害調査に関する事 11. 災害時の協力団体との連絡調整に関する事 12. 災害時物資集積場所の開設・運営に関する事 13. 物資の運搬応援に関する事



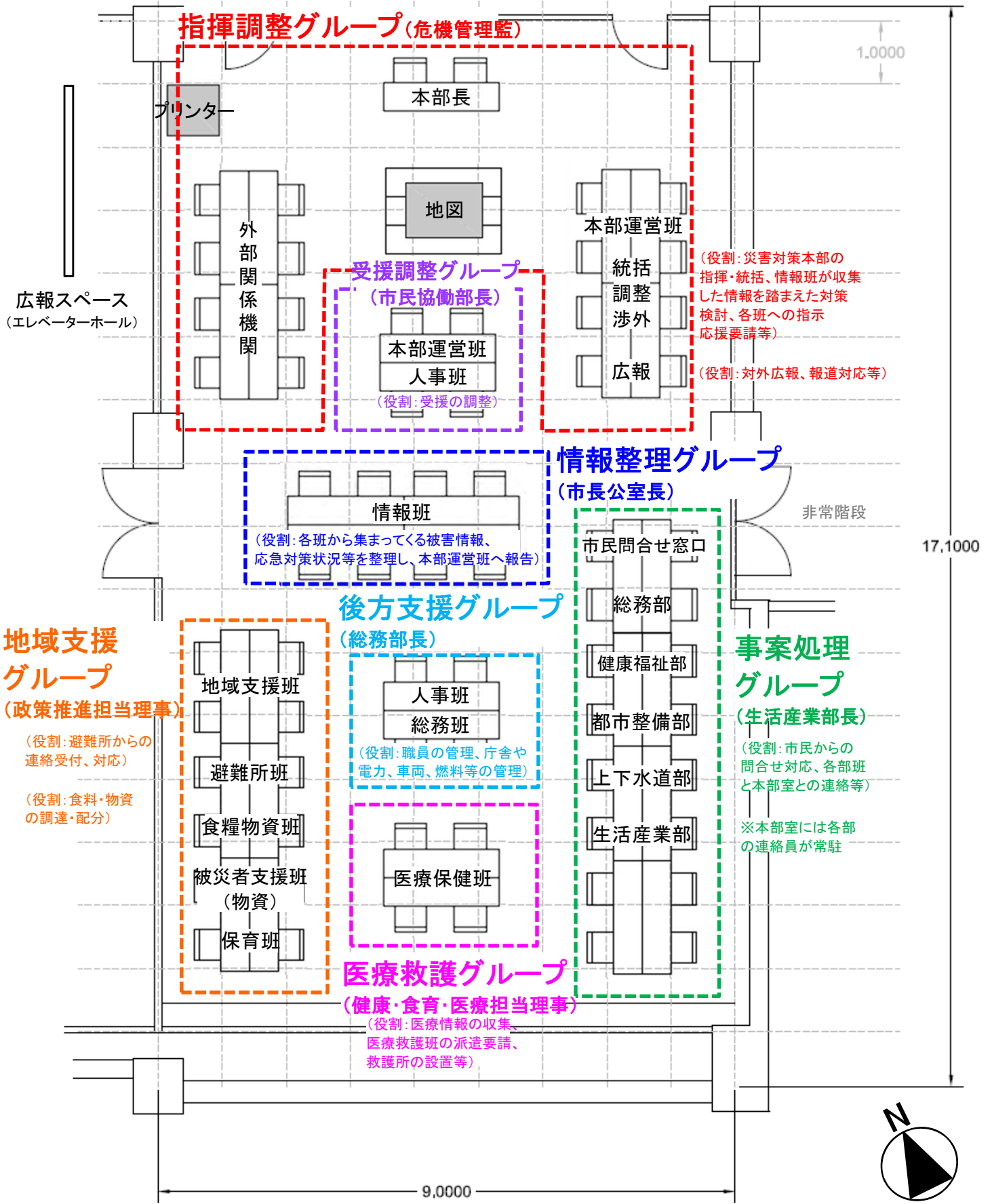




# 資料 2-5 災害対策本部室レイアウト（3階大会議室）

役割：組織的な情報収集・集約・共有、対応策の検討・立案、  
実行に向けた調整、実行中の活動管理の場

機動班待機室  
301 会議室



(役割: 災害対策本部の指揮・統括、情報班が収集した情報を踏まえた対策検討、各班への指示 応援要請等)

(役割: 対外広報、報道対応等)

(役割: 各班から集まってくる被害情報、 応急対策状況等を整理し、本部運営班へ報告)

(役割: 職員の管理、庁舎や 電力、車両、燃料等の管理)

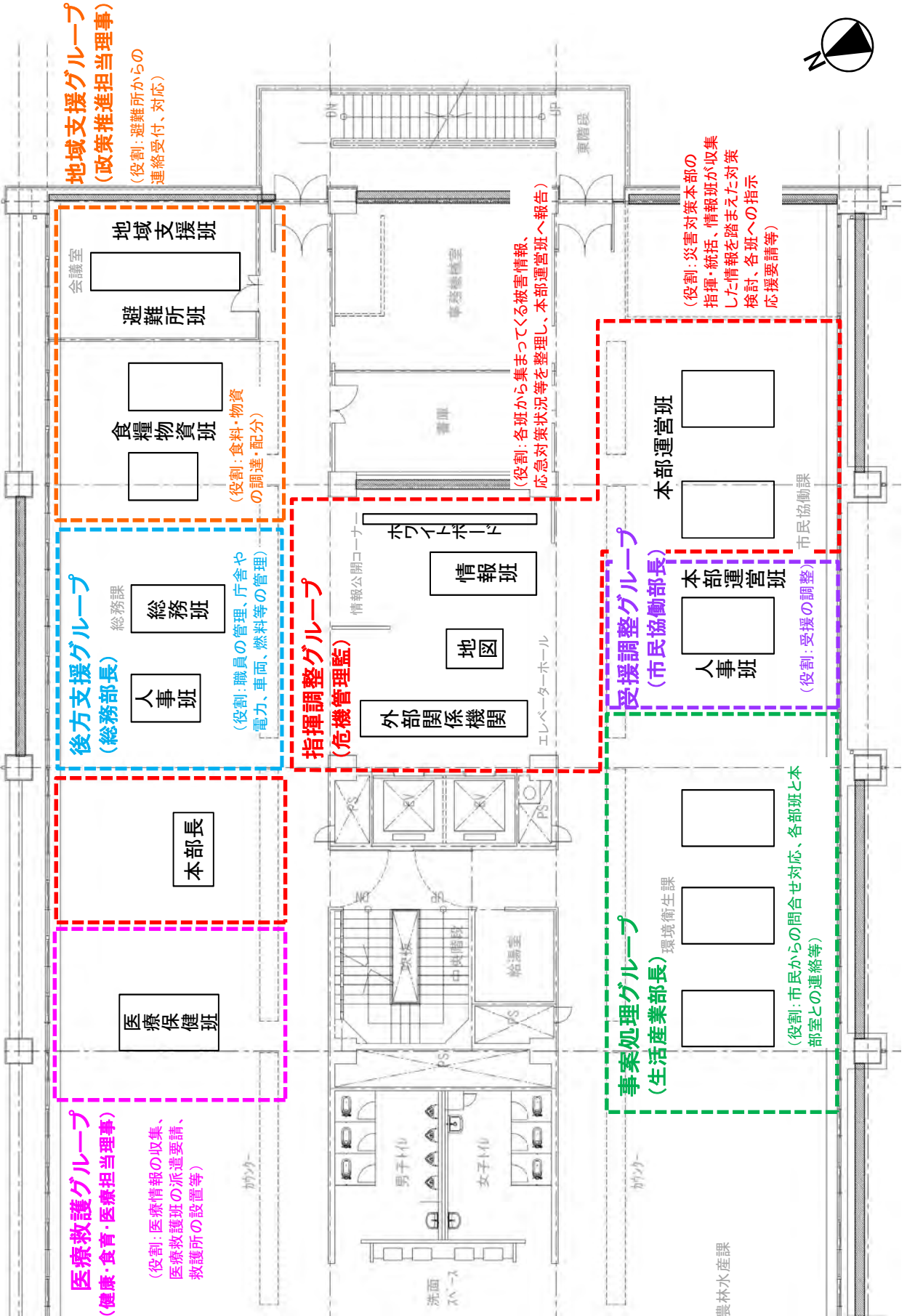
(役割: 市民からの 問合せ対応、各班 と本部室との連絡等)

※本部室には各部 の連絡員が常駐

(役割: 医療情報の収集、 医療救護班の派遣要請、 救護所の設置等)

## 資料 2-5 災害対策本部室レイアウト (2階)

(災害対策本部室準備のいとまがない場合)





資料2-6 自主防災組織一覧

平成31年3月31日現在

区分	組織名称	母体となる町会	設立年月日	登録年月日
第一区	元町自主防災会	元町町会	H25. 12. 1	H25. 12. 6
	西本町自主防災会	西本町町会	H28. 6. 12	H28. 6. 14
	野出町自主防災会	泉佐野市野出町内会	H26. 2. 28	H26. 2. 28
	笠松町自主防災会	笠松町内会	H25. 1. 11	H25. 1. 11
	松原町自主防災会	松原町会	H25. 11. 1	H25. 11. 1
	羽倉崎自主防災会	羽倉崎町内会	H25. 4. 1	H25. 10. 28
	松原団地住宅自治会自主防災会	松原団地住宅自治会	H25. 8. 1	H25. 9. 18
第二区	高松町自主防災会	高松町会	H24. 10. 1	H24. 10. 10
	高松東町自主防災会	高松東町会	H24. 8. 1	H24. 9. 3
	高松北町自主防災会	高松北町会	H24. 8. 31	H24. 9. 3
	高松南町自主防災会	高松南町会	H24. 11. 1	H24. 12. 19
	上町自主防災会	上町町会	H27. 1. 29	H27. 2. 9
	大宮町自主防災会	大宮町町会	H28. 5. 1	H28. 5. 1
	若宮町自主防災会	若宮町内会	H26. 6. 1	H26. 7. 25
	大西町自主防災会	大西町町内会	H23. 4. 1	H24. 9. 3
第三区	新町防災会	新町町内会	H22. 10. 1	H24. 6. 6
	春日町防災会	春日町町内会	H23. 4. 1	H24. 5. 17
	旭町防災会	旭町町会	H25. 2. 11	H25. 2. 12
中央区	市場町自主防災会	市場町町会	H28. 6. 1	H28. 6. 1
	葵町防災会	葵町町内会	H15. 8. 30	H25. 4. 8
	中町自主防災会	中町町会	H29. 10. 12	H29. 10. 12
	幸町自主防災会	幸町町内会	H25. 7. 20	H25. 10. 16
	松風台自主防災会	松風台自治会	H24. 4. 9	H24. 10. 1
	日根野西町自主防災会	日根野西町会	H29. 9. 25	H29. 9. 25
日新区	上瓦屋自主防災会	上瓦屋町内会	H27. 7. 1	H27. 7. 1
	湊防災会	湊町内会	H25. 10. 6	H25. 10. 7
	泉陽ヶ丘町自主防災会	泉陽ヶ丘自治会	H26. 1. 18	H26. 1. 27
	中庄町自主防災会	中庄町内会	H28. 4. 1	H28. 4. 1
北中区	鶴原町自主防災会	鶴原町内会	H26. 2. 1	H26. 2. 4
	下瓦屋町防災委員会	下瓦屋町内会	H22. 5. 10	H24. 7. 11
	鶴原中央住宅地区防災会	鶴原中央住宅自治会	H26. 2. 20	H26. 2. 21
長坂区	新泉ヶ丘町自主防災会	新泉ヶ丘町	H28. 8. 23	H28. 8. 26
	泉ヶ丘町内会自主防災隊	泉ヶ丘町内会	H24. 4. 1	H24. 5. 14
	鶴原北住宅自主防災会	鶴原北住宅	H30. 7. 2	H30. 7. 2
	貝田町防災防犯対策委員会	貝田町内会	H9. 4. 26	H26. 2. 21
	鶴原東町自主防災会	鶴原東町会	H25. 12. 1	H25. 12. 2
	見出住宅自主防災会	見出住宅自治会	H30. 11. 1	H30. 11. 1
佐野台区	佐野台町自主防災会	佐野台町会	H25. 3. 1	H25. 3. 4
	西佐野台町会自主防災会	西佐野台町会	H25. 10. 12	H25. 11. 8
	東佐野台町会自主防災隊	東佐野台町会	H18. 7. 30	H24. 6. 22
	南泉ヶ丘町自主防災会	南泉ヶ丘町会	H26. 2. 15	H26. 2. 21

資料2-6 自主防災組織一覧

平成31年3月31日現在

区分	組織名称	母体となる町会	設立年月日	登録年月日
日根野区	東上町自主防災会	東上町内会	H26. 11. 1	H26. 11. 10
	久ノ木自主防災会	久ノ木町内会	H25. 2. 3	H25. 2. 8
	中筋町自主防災会	中筋町内会	H24. 7. 2	H24. 7. 11
	西出町自主防災会	西出町内会	H26. 1. 2	H26. 1. 6
	西上町内会自主防災会	西上町内会	H25. 4. 1	H25. 4. 1
	野口町内会自主防災会	野口町内会	H29. 5. 31	H29. 5. 31
	新道出町自主防災会	新道出町内会	H24. 7. 28	H24. 8. 1
	野々地蔵町内会自主防災会	野々地蔵町内会	H24. 12. 1	H24. 12. 3
	俵屋町内会自主防災会	俵屋町内会	H25. 12. 1	H25. 12. 6
長滝区	長滝東地区防災会	長滝東町内会	H20. 11. 1	H24. 6. 6
	長滝中地区防災会	長滝中ノ番町内会	H20. 11. 1	H24. 6. 6
	長滝西地区防災会	長滝西町内会	H20. 11. 1	H24. 6. 6
	長滝住宅防災会	長滝住宅自治会	H20. 11. 1	H24. 6. 6
	新長滝自主防災会	新長滝自治会	H28. 9. 4	H28. 9. 7
上之郷区	母山町自主防災会	母山町会	H25. 10. 7	H25. 10. 10
	机場町自主防災会	机場町会	H25. 12. 1	H25. 12. 13
	女形町自主防災会	女形町会	H25. 8. 5	H25. 9. 3
	上村町自主防災会	上村町会	H26. 2. 1	H26. 2. 4
	中村地区自主防災会	中村町会	H25. 10. 1	H25. 10. 1
	下村自主防災会	下村町内会	H25. 8. 10	H25. 8. 22
	郷田町自主防災会	郷田町内会	H26. 1. 13	H26. 1. 15
南中区	安松町自主防災会	安松町会	H25. 10. 1	H25. 10. 1
	岡本町自主防災会	泉佐野市南中岡本町会	H25. 11. 23	H25. 12. 6
	檜井東町自主防災会	檜井東町会	H28. 9. 10	H28. 9. 13
	檜井西町会自主防災組織	檜井西町会	H7. 4. 5	H24. 11. 9
末広区	東羽倉崎町内会自主防災会	東羽倉崎町内会	H30. 11. 1	H30. 11. 1
	長滝第一住宅自主防災会	長滝第一住宅自治会	H26. 3. 1	H26. 3. 4
	新安松町自主防災会	新安松町会	H25. 2. 13	H25. 2. 13
	東羽倉崎自治会自主防災会	府住東羽倉崎自治会	H26. 2. 1	H26. 2. 4
	羽倉崎上町町内会自主防災会	羽倉崎上町町内会	H25. 11. 1	H25. 11. 1
大土区	上大木町自主防災会	上大木町内会	H23. 3. 1	H25. 1. 28
	中大木町自主防災会	中大木町内会	H23. 3. 1	H25. 1. 28
	下大木町自主防災会	下大木町内会	H23. 3. 1	H25. 1. 28
	土丸防災会	土丸町会	H26. 2. 2	H26. 2. 28

## 資料2-7 防災拠点等一覧

### 災害対策本部

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
泉佐野市役所	泉佐野市市場東1丁目295番地の3	TEL 072-463-1212 FAX 072-464-9314

### 災害対策本部代替施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
泉州南広域消防本部・泉佐野消防署	泉佐野市りんくう往来北1-20	TEL 072-469-0119 FAX 072-460-2119
末広備蓄倉庫（末広公園）	泉佐野市新安松1丁目1-23	TEL 072-462-2000
泉佐野市総合文化センター	泉佐野市市場東1丁目295-1	TEL 072-469-7101

### 応援部隊受け入れ・活動拠点

名 称	所 在 地	電 話 番 号
末広公園	泉佐野市新安松1丁目1-23	TEL 072-462-2000
泉佐野市総合文化センター	泉佐野市市場東1丁目295-1	TEL 072-469-7101

### 備蓄拠点

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
泉佐野市役所	泉佐野市市場東1丁目295番地の3	TEL 072-463-1212 FAX 072-464-9314
末広公園	泉佐野市新安松1丁目1-23	TEL 072-462-2000
泉佐野南部公園	泉佐野市南中樫井897-2	TEL 072-463-1212

### 物資輸送拠点

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市民総合体育館（大体育室）	泉佐野市新安松1丁目1-22	TEL 072-462-2000

### 遺体安置所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市民総合体育館（小体育室・多目的室）	泉佐野市新安松1丁目1-22	TEL 072-462-2000
（仮称）関空アイスアリーナ（建設中）	りんくう往来北	—

### オフサイトセンター

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
大阪府熊取オフサイトセンター	熊取町朝代西2丁目1010-1	TEL 072-451-0170 FAX 072-451-0171



# 資料2-7 防災拠点等位置図



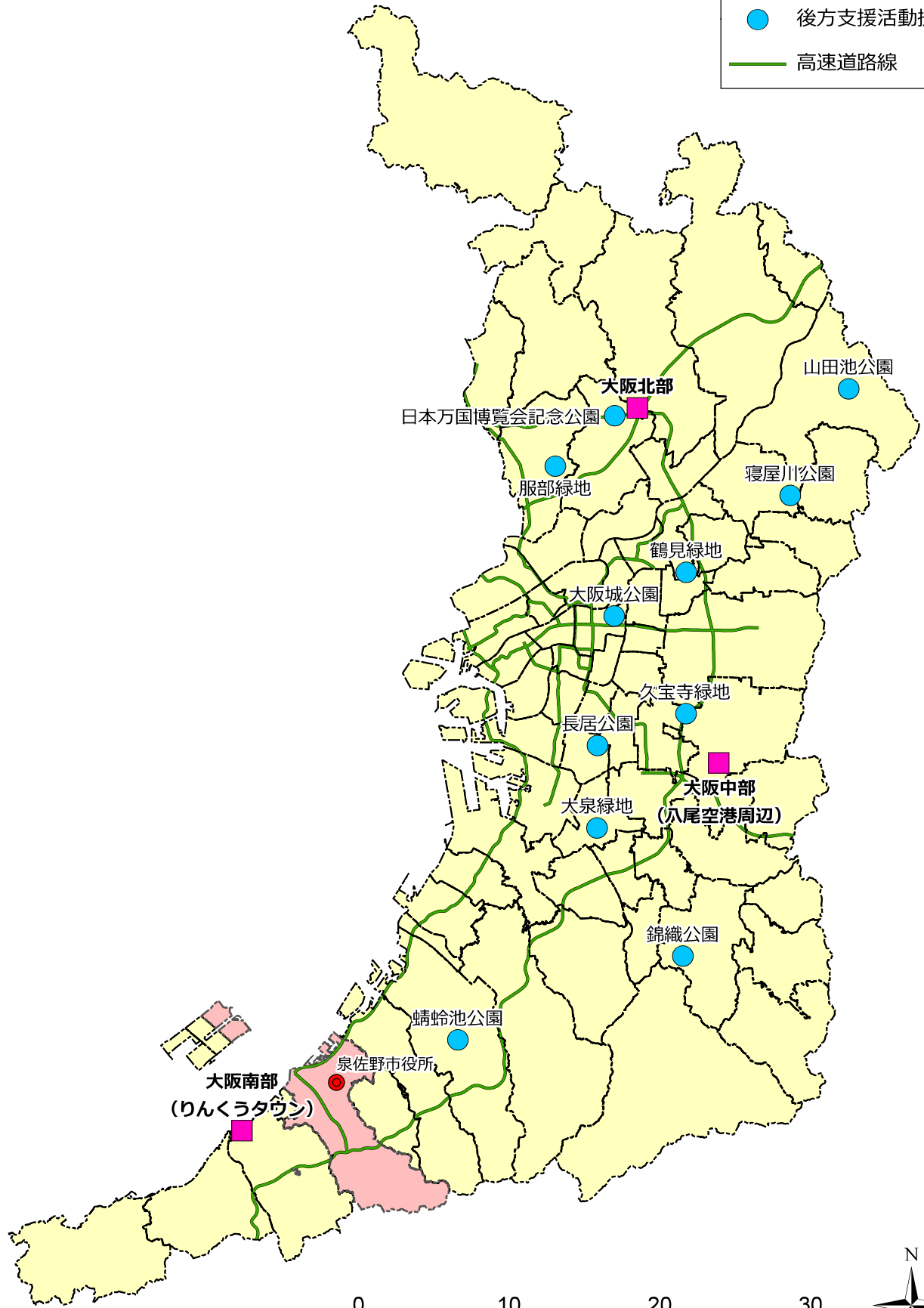
## 資料2-8 府の防災拠点一覧

区 分	対 象 地 区	所 在 地
広域防災拠点	1 大阪北部	吹田市千里万博公園5-5
	2 大阪中部（八尾空港周辺）	八尾市空港1丁目209-7
	3 大阪南部（りんくうタウン）	泉南市りんくう南浜2-14
後方支援 活動拠点	※1 日本万国博覧会記念公園	吹田市千里万博公園1-1
	※2 服部緑地	豊中市服部緑地1-1
	3 大阪城公園	大阪府中央区大阪城
	4 鶴見緑地	大阪府鶴見区緑地公園
	5 長居公園	大阪府東住吉区長居公園
	※6 寝屋川公園	寝屋川市寝屋川公園1707
	※7 久宝寺緑地	八尾市西久宝寺323
	8 山田池公園	枚方市山田池公園1-1
	※9 大泉緑地	堺市北区金岡町128
	10 錦織公園	富田林市錦織1560
	11 蜻蛉池公園	岸和田市三ヶ山町大池尻701

※ 陸上部隊の集結場所候補地

資料2-8 府の防災拠点位置図

- 広域防災拠点
- 後方支援活動拠点
- 高速道路線

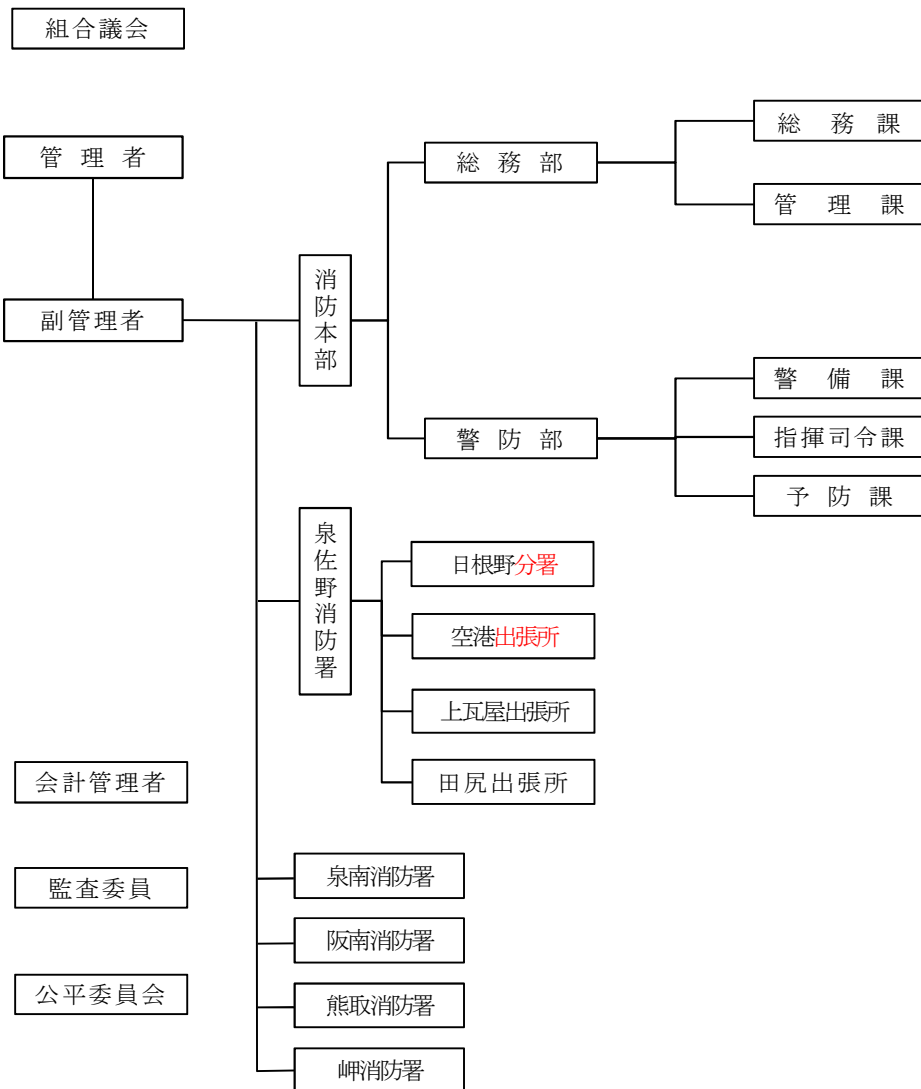




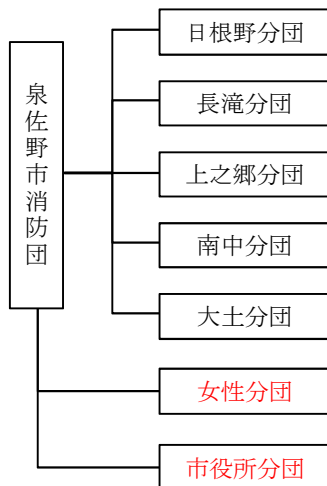
### 3. 消防關係

---

**資料 3-1 消防組織図**  
**泉州南消防組合組織図**

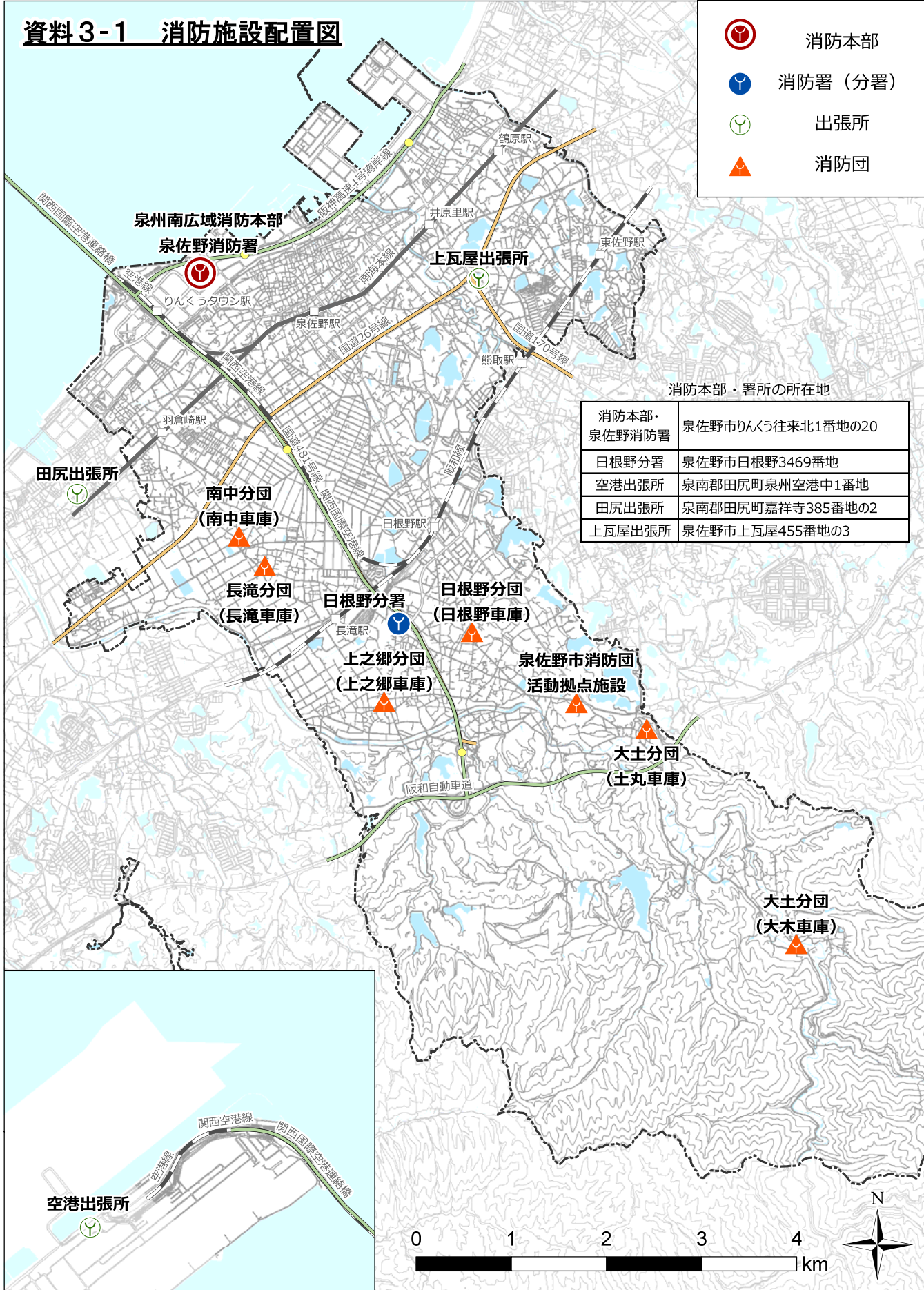


**泉佐野市消防団組織図**



# 資料3-1 消防施設配置図

-  消防本部
-  消防署 (分署)
-  出張所
-  消防団



消防本部・署所の所在地	
消防本部・泉佐野消防署	泉佐野市りんくう往来北1番地の20
日根野分署	泉佐野市日根野3469番地
空港出張所	泉南郡田尻町泉州空港中1番地
田尻出張所	泉南郡田尻町嘉祥寺385番地の2
上瓦屋出張所	泉佐野市上瓦屋455番地の3

空港出張所





## 資料3-2 消防力現勢表

### ①消防団員数

(平成31年4月1日現在)

消 防 団 員		170名
本 団		6名
分 団	日 根 野 分 団	29名
	長 滝 分 団	22名
	上 之 郷 分 団	23名
	南 中 分 団	21名
	大 土 分 団	29名
機能別	女 性 分 団	20名
分 団	市 役 所 分 団	20名

### ②消防団主力機械等の保有状況

#### (1) 主力機械等保有状況

(平成31年4月1日現在)

区分 配置 分団	種 別	車 名	年 式	登 録 番 号	配 置 年 月	定 員 (人)	総排気量 (cc)	
								区分
日根野分団	ポンプ車	トヨタ	H.21	和泉 832 め 119	H 21.9	8	4,000	
	バイク	ヤマハ	H28	1 和泉ね 61-01	H28.12	1	250	
長滝分団	ポンプ車	三菱	H.14	和泉 831 ち 119	H.14.12	8	5,240	
	バイク	ヤマハ	H28	1 和泉ね 61-00	H28.12	1	250	
上之郷分団	ポンプ車	日野	H.19	和泉 832 な 119	H 19.11	8	4,000	
南中分団	ポンプ車	日野	H.17	和泉 831 ら 119	H17.9	8	4,000	
大土分団	土丸	ポンプ車	トヨタ	H.24	和泉 833 な 119	H24.12	8	4,000
		バイク	ヤマハ	H28	1 和泉ね 60-99	H28.12	1	250
	大木	ポンプ積載車	トヨタ	H.19	和泉 832 ん 119	H 19.12	6	2,980
市役所	多機能車	日産	H28	和泉 800 す 6824	H27.3	6	2480	
	ポンプ積載車 (軽トラック)	ダイハツ	H30	和泉 880 あ 2225	H30.12	4	650	
	資器材搬送車 (軽トラック)	三菱	H30	和泉 480 て 4862	H30.7	2	650	

## (2) 小型動力ポンプ保有状況

機種		B-2級	B-3級	D-1級	D-2級
配置分団					
	日根野分団			1台	0台
	長滝分団				1台
	上之郷分団				1台
	南中分団				1台
大土分団	土丸	1台		1台	1台
	大木	1台	1台		1台

## ③ 消防応援協定

名称	協定内容	協定市町村
船舶火災の消火に関する業務協	船舶火災の消火	大阪海上保安監部・岸和田市・貝塚市・忠岡町・泉州南消防組合
航空消防応援協定	ヘリコプターによる消防業務	大阪市・泉州南消防組合
大阪府南ブロック消防相互応援協定	災害全般	堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町・泉州南消防組合
阪和林野火災消防相互応援協定	府県境界の林野火災	河内長野市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・泉州南消防組合・和歌山市・橋本市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・那賀消防組合・伊都消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	大規模災害	大阪府下市町村（消防の一部事務組合にあっては当該組合）
関西国際空港消防相互応援協定	航空機災害	大阪市・堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町・泉州南消防組合・ <b>関西エアポート株式会社</b>
<b>阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定</b>	高速道路における消防業務	堺市・和泉市・岸和田市・貝塚市・ <b>泉州南消防組合</b> ・和歌山市・海南市・有田川町・ <b>那賀消防組合</b> ・湯浅広川消防組合・ <b>日高広域消防事務組合</b> ・御坊市・田辺市（消防の一部事務組合にあっては当該組合）
関西国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	消火救難活動	泉州南消防組合・ <b>関西エアポート株式会社</b>
救急医療相談業務に係る応援協定	救急医療相談業務	大阪市・泉州南消防組合
<b>第二阪和国道和歌山岬道路消防相互応援協定</b>	<b>消防業務</b>	<b>和歌山市・泉州南消防組合</b>

## ④ 消防行政に関する協定

名称	協定内容	協定市町村
貝塚市・泉州南消防組合消防行政管轄区域の境界線上に位置する消防対象物の行政事務処理に関する協定書	火災調査予防行政	貝塚市・泉州南消防組合

### 資料3-3 消防水利の現況

#### 消火栓

	計	公設	私設
泉佐野	2,108	2,105	3
泉佐野（空港）	23	0	23
合計	2,131	2,105	26

#### 防火水槽

	計	100 m <sup>3</sup> 以上	60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未	40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満
泉佐野	421 (276)	12 (9)	10 (3)	374 (264)	25
泉佐野（空港）	23 (23)	0	0	23 (23)	0
合計	444 (299)	12 (9)	10 (3)	397 (287)	25

#### 防火水槽（公設）

	計	100 m <sup>3</sup> 以上	60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未	40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満
泉佐野	239	9	5	203	22
泉佐野（空港）	0	0	0	0	0
合計	239	9	5	203	22

#### 防火水槽（私設）

	計	100 m <sup>3</sup> 以上	60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未	40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満
泉佐野	182	3	5	171	3
泉佐野（空港）	23	0	0	23	0
合計	205	3	5	194	3

#### 井戸

	計	公設	私設
泉佐野	1	0	1
泉佐野（空港）	0	0	0
合計	1	0	1

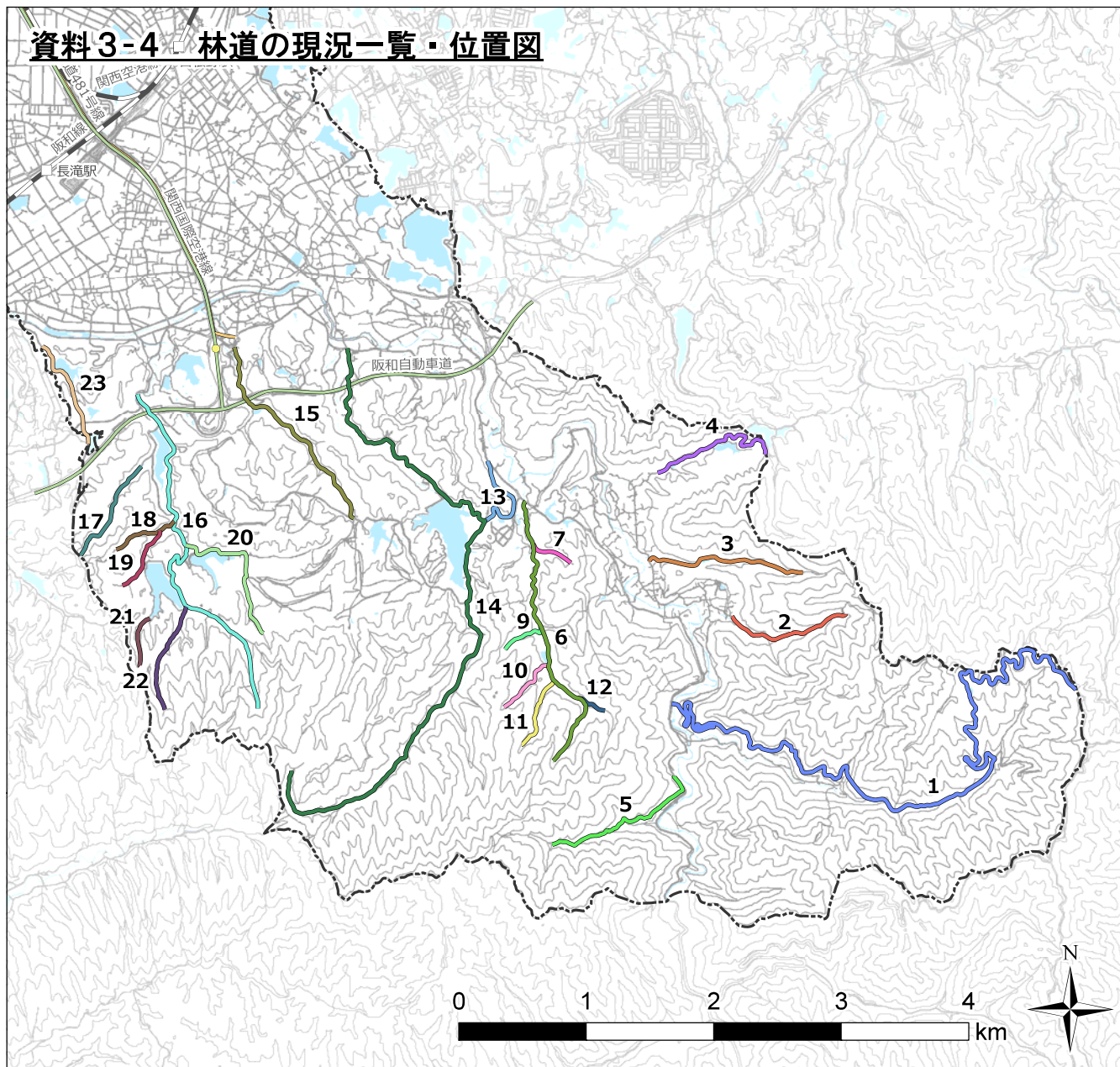
#### その他

	計	河川	海	プール	池	下水	その他
泉佐野	147	0	8	13	84	0	42
泉佐野（空港）	0	0	0	0	0	0	0
合計	147	0	8	13	84	0	42

(H31. 4. 1)



資料3-4 林道の現況一覧・位置図



番号	林道名	幅員(m)	延長(m)	備考	番号	林道名	幅員(m)	延長(m)	備考
1	犬鳴東手川	3.6~4.0	10,125 (7,365)	大木	12	奥ノ谷	2.5	323	〃
2	上大木	2.0~2.5	1,050	〃	13	水呑	5	831	〃
3	四足	2.0~2.5	1,627	〃	14	稲倉	1.8~5.0	5,100	日根野
4	下大木	2.5~3.6	1,430	〃	15	別所谷	2.5~3.6	3,620	上之郷
5	生草	2.5~3.0	1,332	〃	16	滝ノ池	2.5~3.6	2,929	〃
6	火打越	2.0~2.5	2,330	土丸	17	長谷東山堀河	5	1,140	〃
7	トノヤブ	2.2~2.5	273	〃	18	白井谷	2.5	500	〃
8	—	—	—	—	19	丸谷	2.6	650	〃
9	ワリ谷	2.5~3.6	450	土丸	20	新池	2.0~3.6	1,100	〃
10	柿ノ木沢	3	357	〃	21	天井谷	2	296	〃
11	午旁谷	2.5	750	〃	22	殿尾谷	2.5	875	〃
					23	西山	5	780	〃

(注) 犬鳴東手川林道の延長は全長であり、( )内は、市内での延長である。

### 資料3-5 文化財一覧

(平成31年4月1日現在)

指 定 区 分	指 定 文 化 財				計	登 録 有 形 文 化 財	
	国 指	特 別 指	国 指 定	府 指 定			市 指 定
建 造 物	1		5	3	4	13	6
絵 画				1	10	11	
彫 刻				2	7	9	
工 芸 品				1	2	3	
書 籍 ・ 典 籍					3	3	
古 文 書						0	
考 古 資 料					2	2	
歴 史 資 料					4	4	
有 形 民 俗 文 化 財					2	2	
史 跡			1	1		2	
名 勝				1		1	
天 然 記 念 物				3		3	
文 化 的 景 観			1			1	
無 形 記 念 物						0	
無 形 民 俗 文 化 財					4	4	
合 計			8	12	38	58	6

出典：大阪府ホームページ大阪府内指定文化財一覧表より

## 4. 水防關係

---



資料 4-1 重要水防区域等一覧

①重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		
	A. 特に重要な水防区域	B. 重要水防区域	要注意箇所
堤防形態 【築堤区間】 (流下能力)	リスク表示図における 1/100 確率降雨において、破堤による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	左記 (A) 以外で、市街化区域の区間	
堤防形態 【掘込区間】 (流下能力)	リスク表示図における 1/10 確率降雨において、溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	左記 (A) 以外で、リスク表示図における 1/100 確率降雨において、溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 左記 (A) 以外で、市街化区域の区間	
堤防形態 【高潮区域】	計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所	計画高潮位と現況堤防高の差が堤防の計画余裕高に満たない箇所 市街化区域における築堤区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で、築造後 3 年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘・鉄扉等			陸閘・鉄扉等が設置されている箇所
そ の 他	破堤による浸水リスクの高い築堤区間のうち①から④のいずれかの条件により特に堤防の監視等が重要な箇所・区間 ①狭窄部な箇所・区間 ②河川巡視点検結果で異常が見られた箇所・区間 ③漏水や浸食が発生、もしくは恐れがある箇所・区間 (対策済みの箇所・区間は除く) ④その他、市町村が注視している箇所・区間		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク表示図における破堤・溢水点 (浸水範囲に家屋等無し)</li> <li>・ 河川砂防施設点検公表箇所</li> </ul>

出典：平成 30 年度 大阪府水防計画

②河川水防区域（洪水区域）

河川	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	A. 特に重要な水防区域		B. 重要水防区域		水防区域 延長合計 (m)	摘 要	要する主な資材				水 防 値
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			吹・土の う袋(枚)	縄 (kg)	葦(ト) (枚)	杭 (本)	
見出川	岸和田	貝塚市 泉佐野市 熊取町	自 鶴沢橋下流10m	50	自 鶴沢橋上流40m	2,380	2,430	A: 築堤区間(流下能力) その他(堤防監視箇所: 鶴沢橋左岸下流20m) B: 掘込区間(流下能力)、水衝・洗掘	250 726 90	80 232 29	25 73 9	90 261 32	A B C
			至 鶴沢橋上流40m		至 見穂出橋								
右岸	"	"			自 鶴沢橋下流10m	2,370	B: 掘込区間(流下能力)	876 95	280 31	88 10	315 35	B C	
左岸	"	泉佐野市	自 山出橋上流	300	自 山出橋上流	1,550	1,850	A: 掘込区間(流下能力) B: 掘込区間(流下能力)、水衝・洗掘	150 720 25	48 230 8	15 72 3	54 259 9	A B C
右岸	"	"	"	300	"	1,550	1,850	A: 掘込区間(流下能力) B: 掘込区間(流下能力)	150 720 28	48 230 9	15 72 3	54 259 10	A B C
左岸	"	熊取町 泉佐野市	自 向田橋	4,170	自 向田橋		4,170	A: 掘込区間(流下能力)	2,088 65	668 21	209 7	752 23	A C
右岸	"	"	自 万福橋	3,506	自 万福橋	702	4,208	A: 掘込区間(流下能力) B: 掘込区間(流下能力)	1,753 211 65	561 67 21	175 21 7	631 76 23	A B C
左岸	"	"			自 佐野川合流点	1,404	1,404	B: 掘込区間(流下能力)	421	135	42	152	B
右岸	"	"	自 JR阪和線橋梁	991	自 JR阪和線橋梁	400	1,391	A: 掘込区間(流下能力) B: 掘込区間(流下能力)	496 120	159 38	50 12	178 43	A B
右岸	"	田尻町 泉佐野市			自 泉佐野岩出線 (南海本線) 尾張池	757	757	B: 掘込区間(流下能力)	407	130	41	147	B
左岸	"	泉南市 泉佐野市			自 江永橋 二ノ井堰 日根神社 犬鳴大橋	8,846	8,846	"	2,997 635	959 203	300 64	1,079 229	B C
右岸	"	泉南市 田尻町 泉佐野市			"	8,808	8,808	"	2,986 635	955 203	299 64	1,075 229	B C

出典: 平成30年度 大阪府水防計画

②河川水防区域（高潮区域）

河川	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	A. 特に重要な水防区域		B. 重要水防区域		水防区域 延長合計 (m)	摘 要	要する主な資材				水 防 値
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			吹・土の う袋(枚)	縄 (kg)	葦(ｼｰﾄ) (枚)	杭 (本)	
見出川	岸和田	貝塚市 泉佐野市 熊取町	自海 至鶴沢橋下流10m	500	自鶴沢橋下流10m 至鶴沢橋上流40m	50	550	高潮区域	55	18	6	20	C
						550			55	18	6	20	
佐野川	"	泉佐野市	自海		自海 至昭平橋	850	850	"	85	27	9	31	C
						850			85	27	9	31	
田尻川	"	田尻町 泉佐野市	自海		自南海本線 至(泉佐野岩出線)	600	600	"	60	19	6	22	C
						600			60	19	6	22	
樫井川	"	泉南市	自海		自江永橋	1,144	1,144	"	114	37	11	41	C
						1,144			114	37	11	41	
"	"	田尻町 泉佐野市	"		"	1,144	1,144	"	114	37	11	41	C
						1,144			114	37	11	41	

出典：平成30年度 大阪府水防計画

### ③海岸水防区域

海岸	関係土木 事務所 工営所	担当水防 管理 団体名	A. 特に重要な 水防区域		B. 重要水防 区域		要する主な資材				水防区域 延長計 (m)	水防値	摘要
			区 域	延 長 (m)	区 域	延 長	帆・ 土のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦 (シート) (枚)	杭 (本)			
泉 南 海 岸	港 湾 局	岸 和 田 市 貝 塚 市 泉 佐 野 市 田 尻 町 泉 南 市 阪 南 市 岬 町			同左	53,639	4,734	1,515	473	1,704	53,639	C	高 潮 区 域

出典：平成30年度 大阪府水防計画

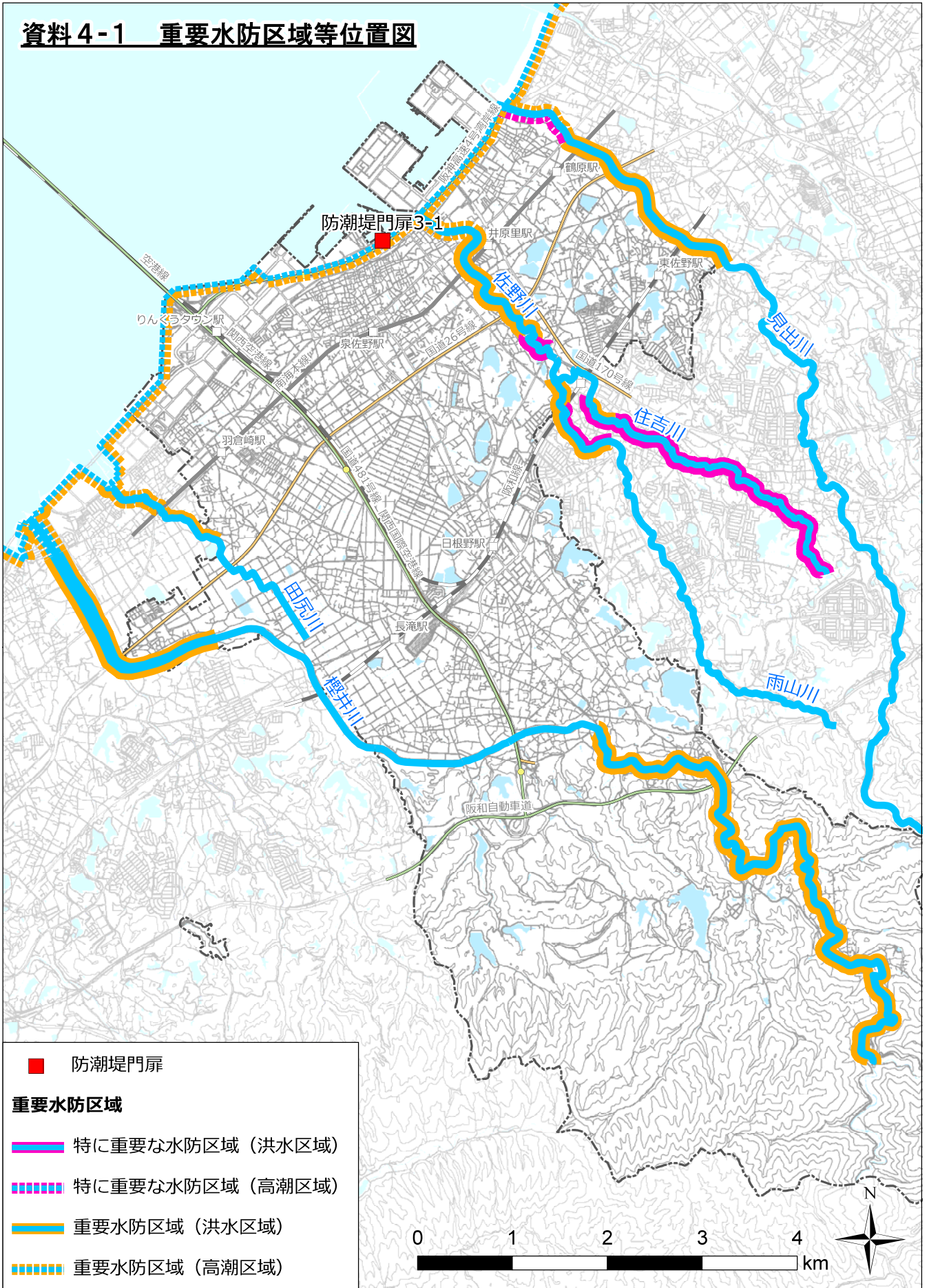
### ④重要防潮施設

河川及 海岸名	施設名	位置	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要
泉佐野漁港 (泉南海岸)	門 扉 No.3-1	泉佐野市新町	大阪府水産課長	泉佐野市長	電動	0.P.+2.00	耐食アルミ製 引戸式

出典：平成30年度 大阪府水防計画



# 資料4-1 重要水防区域等位置図



資料4-2 水防ため池一覧

①特に重要な水防ため池・重要な水防ため池(1)

番号	ため池名	関係事務所	所在地	ため池管理者等	要水防 堤長 (m)	提高 (m)	満水 面積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防値	要する主な資材			
										吹・土のう 袋(袋)	縄 (kg)	葦[ｼｰﾄ] (枚)	杭 (本)
7-A3	大池	泉州農と緑の 総合事務所	日根野 350	泉佐野市日根野土地 改良区	360	13.0	11.9	862	A	360	115	36	130
7-A4	新滝ノ池	〃	上之郷	泉佐野市	105	26.0	7.2	500	〃	105	34	11	38
7-A5	稲倉池	〃	日根野 5560	稲倉池土地改良区	173	32.2	14.4	1,583	〃	173	55	18	63
7-A6	滝ノ池	〃	上之郷 3517	泉佐野市上之郷土地 改良区	117	18.5	5.4	350	〃	117	37	12	43
7-A7	新池	〃	上之郷 3844	泉佐野市上之郷土地 改良区	114	18.3	2.6	103	〃	114	36	12	42
7-B29	四角池	〃	鶴原 1733	泉佐野市土地改良区	441	3.9	2.3	36	B	221	71	23	80
7-B30	俵屋新池	〃	日根野 292	泉佐野市日根野土地 改良区	520	5.2	3.0	65	〃	260	83	26	94
7-B31	七ノ池	〃	中庄 966	泉佐野市土地改良区	151	6.8	3.4	92	〃	76	24	8	28
7-B32	十二谷池	〃	日根野 2061	泉佐野市日根野土地 改良区	530	11.7	8.1	263	〃	265	85	27	96
7-B33	三念寺池	〃	上瓦屋 1141	泉佐野市土地改良区	560	5.1	2.4	49	〃	280	90	28	101
7-B34	道ノ池	〃	下瓦屋 361	泉佐野市土地改良区	510	3.5	4.2	59	〃	255	82	26	92
7-B35	才賀池	〃	鶴原 1129	泉佐野市土地改良区	207	4.5	1.7	30	〃	104	33	11	38
7-B36	郷之池	〃	日根野 80	泉佐野市上之郷土地 改良区	183	10.3	3.7	112	〃	92	29	10	33

(注) 水防値A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

出典：平成30年度 大阪府水防計画

①特に重要な水防ため池・重要な水防ため池（2）

番号	ため池名	関係事務所	所在地	ため池管理者等	要水防 提長 (m)	提高 (m)	満水 面積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防値	要する主な資材			
										吹・土のう 袋 (袋)	縄 (kg)	葦[シート] (枚)	杭 (本)
7-B37	大細利池	泉州農と緑の 総合事務所	市場南3丁目 31-1	稲倉池土地改良区	250	6.0	2.5	44	〃	125	40	13	45
7-B38	中細利池	〃	市場南3丁目 30-1	稲倉池土地改良区	277	5.6	2.8	48	〃	139	44	14	50
7-B39	中ノ池	〃	上瓦屋692	泉佐野市土地改良区	280	2.2	2.3	21	〃	140	45	14	51
7-B40	新池	〃	鶴原684	泉佐野市土地改良区	160	4.2	3.5	39	〃	80	26	8	29

(注) 水防値A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

出典：平成30年度 大阪府水防計画

②要水防ため池（1）

番号	ため池名	関係事務所	所在地	ため池管理者等	要する主な資材				要水防 提長 (m)	水防値
					叭・土のう 袋 (袋)	縄 (kg)	筵[シート] (枚)	杭 (本)		
1	貝ノ池	泉州農と緑の 総合事務所	長滝 2443	泉佐野市長滝土地改良区	235	75	24	85	783	C
2	唐池	〃	市場 341	稲倉池土地改良区	54	17	6	20	180	〃
3	布池	〃	市場 295-1	稲倉池土地改良区	45	14	5	17	150	〃
4	新池	〃	日根野 673	泉佐野市日根野土地改良区	26	8	3	10	86	〃
5	質池	〃	日根野 2430	泉佐野市日根野土地改良区	66	21	7	24	220	〃
6	徳与茂池	〃	鶴原 866	長坂水利組合	48	15	5	18	160	〃
7	植田池	〃	長滝 2360	泉佐野市長滝土地改良区	189	60	19	69	630	〃
8	山ノ池	〃	中庄 1297	泉佐野市土地改良区	66	21	7	24	220	〃
9	長池	〃	中庄 104	泉佐野市土地改良区	33	11	4	12	110	〃
10	山池	〃	日根野 2405	泉佐野市日根野土地改良区	51	16	6	19	170	〃
11	庄田池	〃	鶴原 1173	泉佐野市土地改良区	48	15	5	18	158	〃
12	籠池	〃	上瓦屋 281	泉佐野市土地改良区	59	19	6	22	195	〃
13	登り立池	〃	中庄 1027	泉佐野市土地改良区	21	7	3	8	68	〃
14	尼津池	〃	日根野 360	泉佐野市日根野土地改良区	53	17	6	20	176	〃
15	原池	〃	日根野 4675	泉佐野市日根野土地改良区	117	37	12	42	387	〃
16	原池	〃	上瓦屋 972	泉佐野市土地改良区	32	10	4	12	105	〃
17	穂波池	〃	長滝 2364	泉佐野市長滝土地改良区	101	32	11	37	335	〃
18	五平池	〃	鶴原 654	泉佐野市土地改良区	36	12	4	13	120	〃
19	八重治池	〃	日根野 402	泉佐野市日根野土地改良区	39	12	4	15	130	〃
20	長坂西池	〃	鶴原 875	長坂水利組合	30	9	3	11	98	〃

(注) 水防値A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

出典：平成30年度 大阪府水防計画



②要水防ため池（2）

番号	ため池名	関係事務所	所在地	ため池管理者等	要する主な資材				要水防 提長 (m)	水防値
					吹・土のう 袋 (袋)	縄 (kg)	葦[ｼｰﾄ] (枚)	杭 (本)		
21	中山池	泉州農と緑の 総合事務所	上瓦屋 481	泉佐野市土地改良区	48	15	5	18	160	C
22	東の池	〃	大木 223	泉佐野市大木土地改良区	24	7	3	9	78	〃
23	今池	〃	鶴原 898	泉佐野市土地改良区	23	7	3	9	75	〃
24	円谷池	〃	大木 1527	泉佐野市大木土地改良区	12	4	2	5	38	〃
25	蓮池	〃	中庄 107	泉佐野市土地改良区	39	12	4	15	130	〃

(注) 水防値 A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

出典：平成 30 年度 大阪府水防計画



### 資料4-3 市管理河川

河川名	延長 (m)
犬鳴川	1,600
二瀬川	2,500

### 資料4-4 公共下水道の現状

計画決定	告示番号 年月日	決定又は変更の主な内容																																				
第7回 変更	泉佐野市告示第213号 平成19年12月4日	<table> <tr> <td>排水区域面積</td> <td>約</td> <td>1,952 ha</td> </tr> <tr> <td>住吉上瓦屋污水幹線</td> <td>延長</td> <td>340 m</td> </tr> <tr> <td>湊俵屋污水幹線</td> <td>延長</td> <td>180 m</td> </tr> <tr> <td>中央污水幹線</td> <td>延長</td> <td>490 m</td> </tr> <tr> <td>羽倉崎上之郷污水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,170 m</td> </tr> <tr> <td>上瓦屋雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>800 m</td> </tr> <tr> <td>新浜市場雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>220 m</td> </tr> <tr> <td>中央雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,300 m</td> </tr> <tr> <td>安松川雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,030 m</td> </tr> <tr> <td>沿岸雨水幹線(3)</td> <td>延長</td> <td>50 m</td> </tr> <tr> <td>北ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>4,550 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>中央ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>6,000 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	排水区域面積	約	1,952 ha	住吉上瓦屋污水幹線	延長	340 m	湊俵屋污水幹線	延長	180 m	中央污水幹線	延長	490 m	羽倉崎上之郷污水幹線	延長	1,170 m	上瓦屋雨水幹線	延長	800 m	新浜市場雨水幹線	延長	220 m	中央雨水幹線	延長	1,300 m	安松川雨水幹線	延長	1,030 m	沿岸雨水幹線(3)	延長	50 m	北ポンプ場	敷地面積	4,550 m <sup>2</sup>	中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m <sup>2</sup>
排水区域面積	約	1,952 ha																																				
住吉上瓦屋污水幹線	延長	340 m																																				
湊俵屋污水幹線	延長	180 m																																				
中央污水幹線	延長	490 m																																				
羽倉崎上之郷污水幹線	延長	1,170 m																																				
上瓦屋雨水幹線	延長	800 m																																				
新浜市場雨水幹線	延長	220 m																																				
中央雨水幹線	延長	1,300 m																																				
安松川雨水幹線	延長	1,030 m																																				
沿岸雨水幹線(3)	延長	50 m																																				
北ポンプ場	敷地面積	4,550 m <sup>2</sup>																																				
中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m <sup>2</sup>																																				

都計認可	告示番号 年月日	決定又は変更の主な内容																																							
第8回 変更	大阪府告示第633号 平成20年3月28日	<table> <tr> <td>処理区域面積</td> <td>汚水 約</td> <td>1,292 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雨水 約</td> <td>1,121 ha</td> </tr> <tr> <td>住吉上瓦屋污水幹線</td> <td>延長</td> <td>340 m</td> </tr> <tr> <td>湊俵屋污水幹線</td> <td>延長</td> <td>180 m</td> </tr> <tr> <td>中央污水幹線</td> <td>延長</td> <td>490 m</td> </tr> <tr> <td>羽倉崎上之郷污水幹線</td> <td>延長</td> <td>780 m</td> </tr> <tr> <td>上瓦屋雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>800 m</td> </tr> <tr> <td>新浜市場雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>220 m</td> </tr> <tr> <td>中央雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,300 m</td> </tr> <tr> <td>安松川雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,030 m</td> </tr> <tr> <td>沿岸雨水幹線(3)</td> <td>延長</td> <td>50 m</td> </tr> <tr> <td>北ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>4,550 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>中央ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>6,000 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	処理区域面積	汚水 約	1,292 ha		雨水 約	1,121 ha	住吉上瓦屋污水幹線	延長	340 m	湊俵屋污水幹線	延長	180 m	中央污水幹線	延長	490 m	羽倉崎上之郷污水幹線	延長	780 m	上瓦屋雨水幹線	延長	800 m	新浜市場雨水幹線	延長	220 m	中央雨水幹線	延長	1,300 m	安松川雨水幹線	延長	1,030 m	沿岸雨水幹線(3)	延長	50 m	北ポンプ場	敷地面積	4,550 m <sup>2</sup>	中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m <sup>2</sup>
処理区域面積	汚水 約	1,292 ha																																							
	雨水 約	1,121 ha																																							
住吉上瓦屋污水幹線	延長	340 m																																							
湊俵屋污水幹線	延長	180 m																																							
中央污水幹線	延長	490 m																																							
羽倉崎上之郷污水幹線	延長	780 m																																							
上瓦屋雨水幹線	延長	800 m																																							
新浜市場雨水幹線	延長	220 m																																							
中央雨水幹線	延長	1,300 m																																							
安松川雨水幹線	延長	1,030 m																																							
沿岸雨水幹線(3)	延長	50 m																																							
北ポンプ場	敷地面積	4,550 m <sup>2</sup>																																							
中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m <sup>2</sup>																																							

## 資料4-5 現有公共岸壁一覽

### ○現有公共岸壁及び物揚場（府営港湾）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

港名	地区名	施設名	水深 (m)	延長 (m)	対象船舶 (D.W.T)	現有 バース数	上屋
泉佐野	泉佐野地区	泉佐野第1号岸壁	-5.5	180	2,000	2	
		泉佐野第1号物揚場	-4.0	180			
		泉佐野第2号物揚場	-4.0	160			

出典：大阪府地域防災計画関連資料集（平成 31 年修正）

### ○現有公共岸壁及び物揚場（漁港）

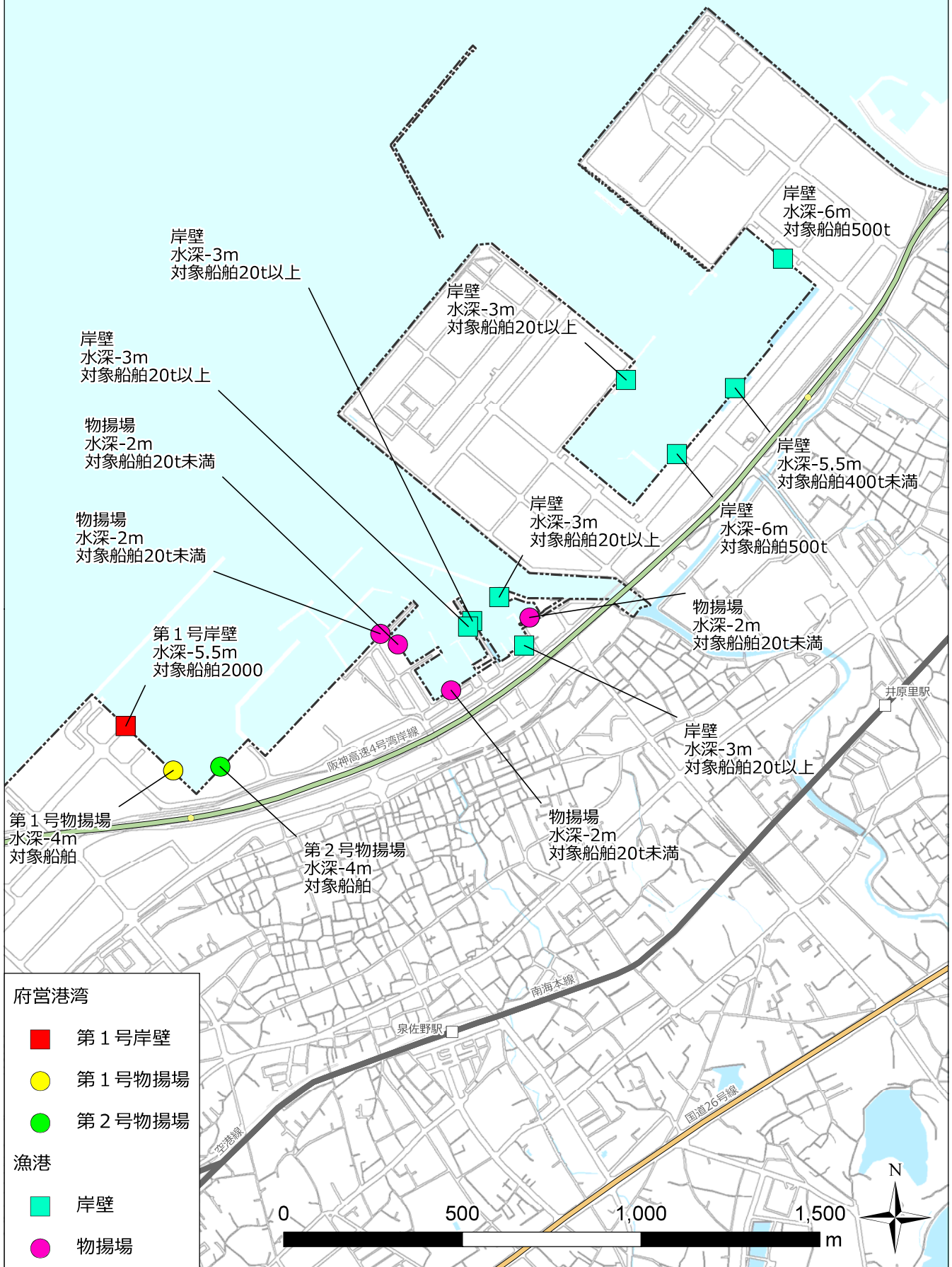
（平成 31 年 4 月 1 日現在）

漁港名	種別	施設名	水深 (m)	延長 (m)	対象船舶 (D.W.T)
佐野	2	物揚場	-2.0	988	20t 未満
		岸壁	-3.0	812	20t 以上
		岸壁	-6.0	525	500t
		岸壁	-5.5	46	400t 未満

出典：大阪府地域防災計画関連資料集（平成 31 年修正）



# 資料4-5 現有公共岸壁位置圖



## 資料4-6 観測所一覧

### ①雨量観測所（気象庁所管）

観測所名	流域 河川名	テレ メータ	所在地	管理者	既往最大 日降水量
関空島		○ (有)	泉南郡田尻町泉州空港中	大阪管区 気象台長	H29.10.22 230.0mm
熊取	佐野川	○ (有)	泉南郡熊取町朝代西	大阪管区 気象台長	H29.10.22 281.5mm

注) テレメータ欄下(有)は電話回線利用有線テレメータを示す。

### ②雨量観測所（大阪府所管）

観測 所名	流域 河川名	施設		所在地	管理者	既往最大 日降水量	備考
		月巻	テレ メータ				
日根野 ※	樫井川	○ (1)	○ 1 無	泉佐野市日根野 (日根野浄水場内)	岸和田 土木事務 所長	1952/7/10 373.3mm	
見出川	見出川	○ (3)	○ 3 無	泉佐野市貝田地内	岸和田 土木事務 所長	2000/9/11 237.0mm	水位計 併設
大細利池	佐野川		○	泉佐野市市場南 31	泉州農と 緑の総合 事務所長	—	
郷之池	樫井川		○	泉佐野市日根野 80	泉州農と 緑の総合 事務所長	—	

※印は大阪管区气象台に通報する観測所

注) 施設月巻欄下の (1) は1ヶ月巻き、(3) は3ヶ月巻きを示す。

施設テレメータ欄下の無は無線テレメータを示す。

施設テレメータ欄下の3等は、設置年が平成3年であることを示す。

### ③河川水位観測所

観測所名	河川名	施設			水防団 待機水位 はん濫 注意水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	量水標 零線高 O. P. +(m)	既往最 高水位 (量水標読) (m)
		量水標	自記	テレメータ						
大正大橋	樫井川	○	○ 46	○ 59 無	1.00 2.25	左岸 5.890 右岸 5.677	泉佐野市 南中樫井	岸和田 土木事務 所長	9.548	1954/6/30 3.25
見出川橋	見出川	○		○ 3 無	1.00 1.50		泉佐野市 貝田	岸和田土 木事務所 長	5.100	1995/7/4 1.7
佐野川	佐野川	○		○ 3 無	0.75 1.25		泉佐野市 上瓦屋	岸和田土 木事務所 長	4.497	1995/7/4 1.95

注) 施設自記欄、テレメータ欄下の46、3等は、設置年が昭和46年、平成3年であることを示す。

施設テレメータ欄下の無は無線テレメータを示す。

### ④大阪府土砂災害予警報システム 土石流テレメータ等設置場所

局種・局名	所在地	備考
日根野浄水場	泉佐野市日根野 1928	
大木	泉佐野市日根野 5560	
新家	泉南市新家 975	
久保	泉南郡熊取町大字久保 2842	
葛城山	和歌山県那賀郡那賀町 大字切畑字葛城 969-463 国土交通省葛城山中継所構内	

注) 上記は、泉佐野市における『土砂災害警戒準備情報』の発表に使用する観測所一覧である。

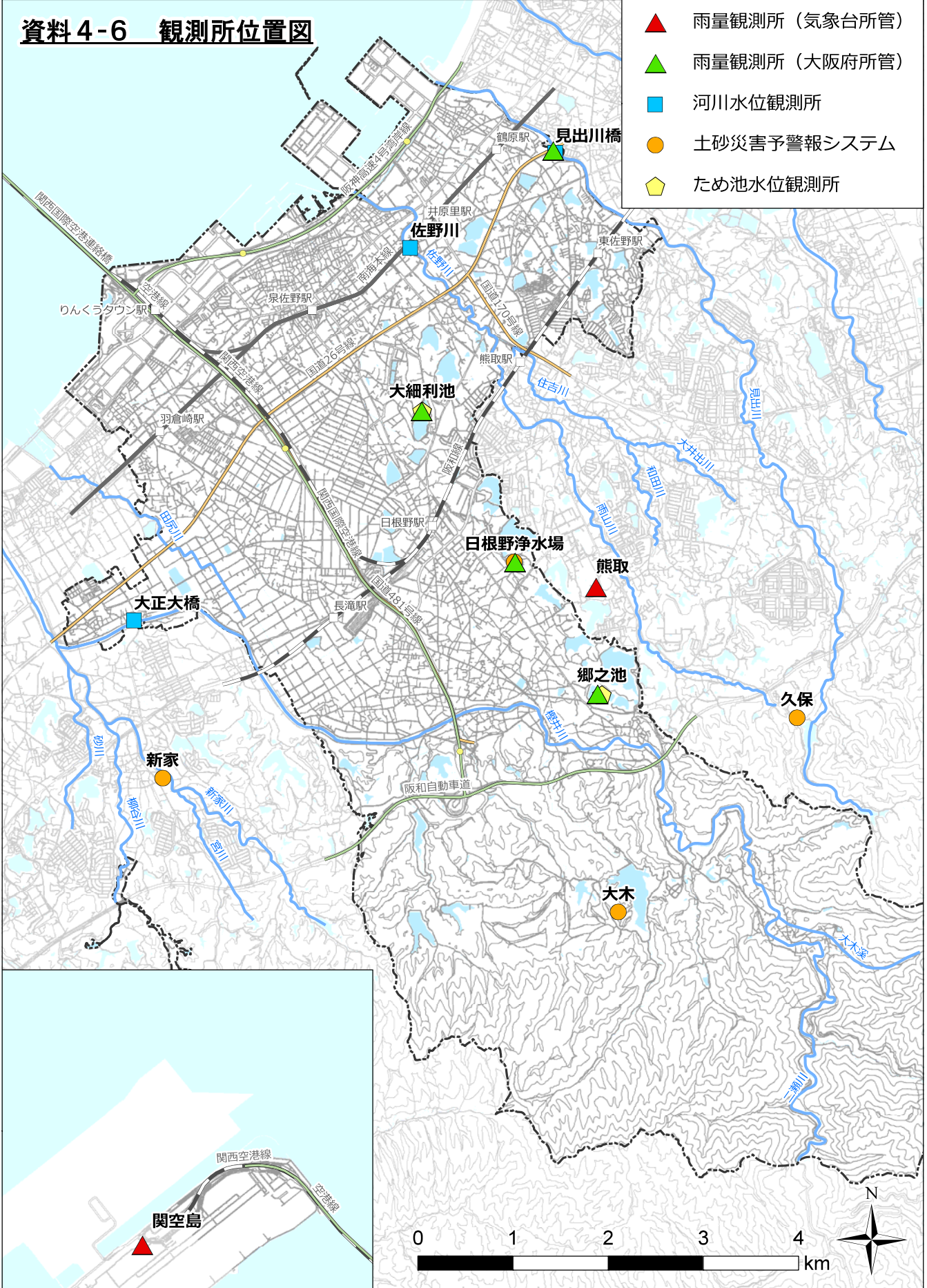
### ⑤ため池水位観測所

観測所名	施設	通報水位 警戒水位 (m)	余水吐底より 堤防天端まで (m)	所在地	観測局 管理者	ため池 管理者
大細利池	テレメータ	余水吐 敷高 0.80	1.3	泉佐野市市場南31	泉州農と 緑の総合 事務所長	稲倉池 土地改良区
郷之池	テレメータ	余水吐 敷高 0.36	1.4	泉佐野市日根野80	泉州農と 緑の総合 事務所長	泉佐野市 上之郷 土地改良区



# 資料4-6 観測所位置図

- ▲ 雨量観測所（気象台所管）
- ▲ 雨量観測所（大阪府所管）
- 河川水位観測所
- 土砂災害予警報システム
- ◇ ため池水位観測所





## 5. 災害通信關係

---

資料5-1 防災関係機関等連絡窓口

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話		無線番号 発信特番(48)
			代 表(昼間)	夜 間	
<b>1. 消防関係</b>					
泉州南消防組合	泉佐野消防署	泉佐野市りんくう往来北1-20	(代) 072-469-0119		448-11-8900
<b>2. 大阪府</b>					
大阪府	政策企画部 危機管理室	大阪市中央区大手前3	(代) 06-6941-0351 (直) 06-6944-6022	06-6944-6022	220-8920
岸和田土木事務所	地域支援・企画課	岸和田市野田町3-13-2	(代) 072-439-3601		303-8910
阪南港湾事務所	管理課	大阪府岸和田市港緑町4-10	(代) 072-439-5261		240-384-8900
漁港管理事務所	水産課漁港・漁業取締グループ	泉佐野市住吉町9-6	072-438-7406		
泉佐野保健所	企画調整課	泉佐野市上瓦屋583-1	(代) 072-462-7701		240-627-8900
泉州農と緑の総合事務所	地域政策室	岸和田市野田町3-13-2	(代) 072-439-3601		303-8920
<b>3. 大阪府警察</b>					
大阪府警察本部	警備部警備課	大阪市中央区大手前3-1-11	(代) 06-6943-1234	06-6943-1234	(総合指揮室) 830-8985
泉佐野警察署	警備課	泉佐野市上町2-1-1	(代) 072-464-1234	072-464-1234	
関西空港警察署	警備課	泉南郡田尻町泉州空港中1	(代) 072-456-1234		
<b>4. 指定地方行政機関等</b>					
近畿農政局大阪地域センター	農政推進グループ	大阪市中央区大手前1-5-44 (大阪合同庁舎第1号館)	(代) 06-6943-9691 (直) 06-6941-9657		804-8900
大阪管区气象台	気象防災部予報課	大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎第4号館)	(直) 06-6949-6313	06-6949-6303	816-8930
近畿地方整備局大阪国道事務所	南大阪維持出張所	泉大津市我孫子99-6	(代) 0725-23-1051		
大阪航空局関西空港事務所	総務課	泉南郡田尻町泉州空港中1番地	(代) 072-455-1300 (直) 072-455-1321	072-455-1321	
岸和田海上保安署		岸和田市新港町1	(代) 072-422-3592	072-422-4999 (緊急)	240-814-8900 240-814-8901
岸和田労働基準監督署	安全衛生課	岸和田市岸城町23-16	(代) 072-431-3939 (直) 072-498-1013		
泉佐野公共職業安定所		泉佐野市上町2-1-20	(代) 072-463-0565		
近畿地方整備局	防災課	大阪市中央区大手前1-5-44 (大阪合同庁舎第1号館)	(代) 06-6942-1141 (直) 06-6942-1575	06-6942-1575	820-8930
<b>5. 自衛隊</b>					
陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊	第3科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090		240-825-8900
<b>6. 指定公共機関及び指定地方公共機関等</b>					
日本郵便(株)泉佐野郵便局	総務課	泉佐野市上町2-8-45	(代) 072-462-0729		
西日本旅客鉄道(株)熊取駅(日根野駅)		泉南郡熊取町大久保中1-17-1	(代) 0570-002-486		
西日本電信電話(株)大阪支店	設備部災害対策室	大阪市西区新町4-6-9	(代) 06-6210-2609	局番なし 113	
関西電力(株)岸和田配電営業所	南大阪コミュニケーショングループ	岸和田市藤井町3-4-4	0800-777-3081		
関西エアポート株式会社	安全推進室 総合企画グループ	泉佐野市泉州空港北1	(代) 072-455-2078	072-455-2305	240-847-8900
西日本高速道路(株)関西支社	保全サービス統括課	茨木市岩倉町1-13	(代) 06-6344-8888 (直) 06-6344-8207		240-839-8900
阪神高速道路(株)	総務人事部 総務・法務課	大阪市中央区久太郎町4-1-3	(代) 06-6252-8121 (直) 06-6252-2106		
	大阪管理部交通管制室	大阪市港区石田3-1-25	(代) 06-6576-3881 (直) 06-6576-3896	06-6576-3896	
大阪ガス(株)導管事業部南部導管部	(昼間)導管計画チーム (夜間)中央保安指令部	堺市堺区住吉橋町2-2-19	(代) 072-238-2375	072-238-2716	
南海電気鉄道(株)泉佐野駅		泉佐野市上町3-11-41	(代) 072-462-0153	072-462-0153	

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話		無線番号 発信特番(48)
			代 表 (昼間)	夜 間	
日本赤十字社大阪府支部	事業課	大阪市中央区大手前2-1-7	(代) 06-6943-0705 (直) 06-6943-0743	06-6943-0705	837-8980
地方独立行政法人 りんくう総合医療センター		泉佐野市りんくう往来北2-23	(代) 072-469-3111	072-469-3111	9-648-2-1461
KDDI株式会社(関西総社)	管理部	大阪市中央区城見2-2-72 KDDI大阪ビル	(直) 06-7178-9001		
一般社団法人大阪府LPガス協会	泉佐野支部		【保安センター-中南部事業所】 (代) 072-462-5866	【全日警コントロールセンター】 06-6261-0099	
大阪広域水道企業団	経営管理部	大阪市中央区谷町2-3-12 マルイ谷町ビル	(代) 06-6944-6862	06-6944-6862	
泉佐野市田尻町清掃施設組合		泉佐野市6780	(代) 072-464-5211		
<b>7. 原子力災害関係等</b>					
原子力規制委員会原子力規制庁 熊取原子力規制事務所		泉南郡熊取町朝代西2-1010-1 (熊取オフサイトセンター内)	(直) 072-451-0170	-	240-875-1
京都大学複合原子力科学研究所	総務課庶務掛 (中央管理室)	泉南郡熊取町朝代西2-1010	(代) 072-451-2300 (中央管理室) 072-451-2400	(中央管理室) 072-451-2400	(事務室) 240-877-1
原子燃料工業(株)熊取事業所	業務部業務掛	泉南郡熊取町朝代西1-950	(代) 072-452-3901		(警備室) 240-878-1
住友電工ファインポリマー(株)	総務課	泉南郡熊取町朝代西1-950	(代) 072-452-1301		
ポニー工業(株)熊取工場	技術本部	泉南郡熊取町成合北3-1	(代) 072-452-3005		
<b>8. 公共的団体、その他重要な施設の管理者</b>					
一般社団法人泉佐野泉南医師会	事務局	泉佐野市湊1-1-30	072-464-7400		
一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会	事務局	泉佐野市上町2-2-12 泉佐野コーポ203	072-469-0802		
泉佐野薬剤師会	事務局	泉佐野市湊1-1-30	072-469-4122		
大阪泉州農業協同組合	本店	泉佐野市日根野4040-1	072-468-0600		
泉佐野漁業協同組合		泉佐野市新町2-5187-101	072-462-3025		
北中通漁業協同組合		泉佐野市新浜町4-5	072-464-3637		
泉佐野市社会福祉協議会		泉佐野市中庄1102	(代)072-464-2259		
泉佐野商工会議所		泉佐野市市場西3-2-34	(代) 072-462-3128		
<b>9. 近隣市町</b>					
岸和田市	危機管理部 危機管理課	岸和田市岸城町7-1	(代) 072-423-2121 (直) 072-423-9437	072-423-2121	502-8900
貝塚市	都市政策部 危機管理課	貝塚市畠中1-17-1	(代) 072-423-2151 (直) 072-433-7392	072-423-2151	508-8900
泉南市	総合政策部 危機管理課	泉南市樽井1-1-1	(代) 072-483-0001 (直) 072-479-3601	072-483-0001	528-8900
阪南市	市長公室 危機管理課	阪南市尾崎町35-1	(代) 072-471-5678	072-471-5678	532-8900
熊取町	企画部 危機管理課	泉南郡熊取町野田1-1-1	(代) 072-452-1001 (直) 072-452-9017	072-452-1001	537-8900
田尻町	総務部 危機管理課	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	(代) 072-466-1000 (直) 072-466-5009	072-466-1000	538-8900
岬町	まちづくり戦略室 危機管理担当	泉南郡岬町深白2000-1	(代) 072-492-2759	072-492-2001	539-8900

**資料5-2 大阪府非常通信経路計画市町村系**

発信	非常通信経路（中継）			着信
泉佐野市  市民協働部 自治振興課 危機管理室	市同	泉州南広域消防 本部	消防 大阪市消防局 (指令情報センター)	府防
	市同	泉州南広域消防 本部	(地域衛星通信ネットワーク) (防 T):9-200-220-8921 (防 F):9-200-220-8821	地星
	相互 .....	泉佐野警察署 (警備課)	警察 大阪府警察本部 (通信指令室)	府防
	1.4K .....	南海泉佐野駅	~~~~~ 南海難波駅 (駅長室)	4.2K .....
		(地域衛星通信ネットワーク)	(防 T):9-200-220-8921 (防 F):9-200-220-8821	地星

- ..... : 使送区間
- : 無線区間
- ~~~~~ : 有線区間



資料5-3 非常通信用紙

非常通信用紙

No. \_\_\_\_\_

種 類			
発 信 局 名		発 信 番 号	
受 付 日		受 付 時 分	
名 宛			
指 定		局 内 心 得	
本 文			
発 信 人	住 所		
	氏 名	TEL	FAX
受 発 状 況			
受 信 (受 付)		発 信 (使 送)	
相 手 局		相 手 局	
受 付 時 分		発 信 時 分	
相手局他担当者		相手局他担当者	
受 信 者		発 信 者	

資料5-4 防災行政無線（移動系）移動局配備一覧表

No	種類	呼出名称(個別番号)	設置場所名称	No	種類	呼出名称(個別番号)	設置場所名称			
*	統制台	ほうさいいずみさの 100	代表統制台	1	携帯局 (消防団)	ほうさいいずみさの 532	上之郷2			
*		ほうさいいずみさの 101	統制台	2		ほうさいいずみさの 533	上之郷3			
*	統制リモコン	ほうさいいずみさの 105	3F大会議室	3		ほうさいいずみさの 534	上之郷4			
1	ポータブル 統制台	ほうさいいずみさの 110	本庁(無線室)	4		ほうさいいずみさの 535	上之郷5			
2		ほうさいいずみさの 120	本庁(無線室)	5		ほうさいいずみさの 536	上之郷6			
3	半固定局	ほうさいいずみさの 201	りんくうパビリオ	6		ほうさいいずみさの 540	副団長南中			
4		ほうさいいずみさの 202	上下水道局	7		ほうさいいずみさの 541	南中1			
5	携帯局 (本庁)	ほうさいいずみさの 301	本庁01	8		ほうさいいずみさの 542	南中2			
6		ほうさいいずみさの 302	本庁02	9		ほうさいいずみさの 543	南中3			
7		ほうさいいずみさの 303	本庁03	10		ほうさいいずみさの 544	南中4			
8		ほうさいいずみさの 304	本庁04	11		ほうさいいずみさの 545	南中5			
9		ほうさいいずみさの 305	本庁05	12		ほうさいいずみさの 546	南中6			
10		ほうさいいずみさの 306	本庁06	13		ほうさいいずみさの 550	副団長大土			
11		ほうさいいずみさの 307	本庁07	14		ほうさいいずみさの 551	大土1			
12		ほうさいいずみさの 308	本庁08	15		ほうさいいずみさの 552	大土2			
13		ほうさいいずみさの 309	本庁09	16		ほうさいいずみさの 553	大土3			
14		ほうさいいずみさの 310	本庁10	17		ほうさいいずみさの 554	大土4			
15		ほうさいいずみさの 311	本庁11	18		ほうさいいずみさの 555	大土5			
16		ほうさいいずみさの 312	本庁12	19		ほうさいいずみさの 556	大土6			
17		ほうさいいずみさの 313	本庁13	20		ほうさいいずみさの 571	市役所1			
18		ほうさいいずみさの 314	本庁14	21		ほうさいいずみさの 572	市役所2			
19		ほうさいいずみさの 315	本庁15	22		ほうさいいずみさの 573	市役所3			
20		30台	ほうさいいずみさの 316	本庁16		23	車携帯局 (消防団)	ほうさいいずみさの 591	日根野車両	
21			ほうさいいずみさの 317	本庁17		24		ほうさいいずみさの 592	長滝車両	
22			ほうさいいずみさの 318	本庁18		25		ほうさいいずみさの 593	上之郷車両	
23			ほうさいいずみさの 319	本庁19		26		ほうさいいずみさの 594	南中車両	
24			ほうさいいずみさの 320	本庁20		27		7台	ほうさいいずみさの 595	土丸車両
25			ほうさいいずみさの 321	本庁21		28			ほうさいいずみさの 596	大木車両
26			ほうさいいずみさの 322	本庁22		29			ほうさいいずみさの 597	多機能車
27			ほうさいいずみさの 323	本庁23		30	携帯局 (避難所)		ほうさいいずみさの 601	第一小
28			ほうさいいずみさの 324	本庁24		31			ほうさいいずみさの 602	第二小
29			ほうさいいずみさの 325	本庁25		32			ほうさいいずみさの 603	第三小
30			ほうさいいずみさの 326	本庁26		33			ほうさいいずみさの 604	日新小
31			ほうさいいずみさの 327	本庁27		34		ほうさいいずみさの 605	北中小	
32			ほうさいいずみさの 328	本庁28		35		ほうさいいずみさの 606	長坂小	
33			ほうさいいずみさの 329	本庁29		36		ほうさいいずみさの 607	佐野小	
34		ほうさいいずみさの 330	本庁30	37		ほうさいいずみさの 608		日根野小		
35	携帯局 (上下水道局)	ほうさいいずみさの 401	上下水道局1	38		ほうさいいずみさの 609		末広小		
36		ほうさいいずみさの 402	上下水道局2	39		ほうさいいずみさの 610		長南小		
37		ほうさいいずみさの 403	上下水道局3	40		ほうさいいずみさの 611		上之郷小		
38		ほうさいいずみさの 404	上下水道局4	41		ほうさいいずみさの 612		大木小		
39		7台	ほうさいいずみさの 405	上下水道局5		42		ほうさいいずみさの 613	中央小	
40			ほうさいいずみさの 406	上下水道局6		43		ほうさいいずみさの 614	佐野中	
41			ほうさいいずみさの 407	上下水道局7		44		ほうさいいずみさの 615	新池中	
42	携帯局 (消防団)	ほうさいいずみさの 500	団長	45		ほうさいいずみさの 616		第三中		
43		ほうさいいずみさの 501	泉州南1	46		31台		ほうさいいずみさの 617	日根野中	
44		ほうさいいずみさの 502	泉州南2	47				ほうさいいずみさの 618	長南中	
45		ほうさいいずみさの 510	副団長日根野	48				ほうさいいずみさの 619	佐野高	
46		ほうさいいずみさの 511	日根野1	49				ほうさいいずみさの 620	佐野工科高	
47		ほうさいいずみさの 512	日根野2	50				ほうさいいずみさの 621	日根野高	
48		ほうさいいずみさの 513	日根野3	51				ほうさいいずみさの 622	健康増進センター	
49		ほうさいいずみさの 514	日根野4	52				ほうさいいずみさの 623	社会福祉センター	
50		ほうさいいずみさの 515	日根野5	53				ほうさいいずみさの 624	北部本館	
51		ほうさいいずみさの 516	日根野6	54				ほうさいいずみさの 625	北部青少年分館	
52		41台	ほうさいいずみさの 520	副団長長滝				55	ほうさいいずみさの 626	北部体育分館
53			ほうさいいずみさの 521	長滝1				56	ほうさいいずみさの 627	南部本館
54			ほうさいいずみさの 522	長滝2				57	ほうさいいずみさの 628	青少年課事務所
55			ほうさいいずみさの 523	長滝3				58	ほうさいいずみさの 629	生涯学習センター
56			ほうさいいずみさの 524	長滝4				59	ほうさいいずみさの 630	佐野公民館
57			ほうさいいずみさの 525	長滝5				60	ほうさいいずみさの 631	長南公民館
58			ほうさいいずみさの 526	長滝6						
59			ほうさいいずみさの 530	副団長上之郷						
60			ほうさいいずみさの 531	上之郷1						

# 泉佐野市防災行政無線簡易説明書

使用する時は、①電源ボタンを長押しして電源を入れてくだ



## 電話をかける

【個別通信】(123を呼出す場合)

- ダイヤル 1 2 3 を押す
- 通話を終了するときは を押す

【PBX通信】(市役所内線1234を呼出す場合)

- ダイヤル \* 1 2 3 4 を押す
- 通話を終了するときは を押す

【グループ通信】(グループ#12を呼出す場合)

- ダイヤル # 1 2 を押す ※
- 話す時はプレストークスイッチを押す
- 通話を終了するときは を押す

※次の場合は、かかけ直ししてください。  
 ・通話は、3分で自動切断します。  
 ・回線数に限りがありますので、つながらない場合があります。

## 電話をうける

【個別通信】【PBX通信】

- 呼出音が鳴る
- を押し通話する(プレストークスイッチでも可)
- 通話を終了するときは を押す

【グループ通信】

- 着信音が鳴りスピーカから通話音声聞こえる
- 話す時はプレストークスイッチを押す
- 通話を終了するときは発信者が終了する

使用後は、①電源ボタンを長押しして電源を切ってください

※プレストークスイッチを長押しすると設定したグループ通信を開始できます。ただし、通話終了時は発信者が を押し終了して

# 泉佐野市防災行政無線番号表

種別	個別番号	名称	No	グループ名
統制台	100	代表統制台(2階)	#00	全局一括
統制リモコン	105	災対本部(大会議室)	#03	災害対策G
半固定	201	りんくうパピリオ	#04	災対本庁一括
半固定	202	上下水道局	#05	本庁携帯一括
			#10	避難所一括

携 帯		携 帯	
個別番号	名称	個別番号	名称
601	第一小	617	日根野中
602	第二小	618	長南中
603	第三小	619	佐野高
604	日新小	620	佐野工務高
605	北中小	621	日根野高
606	長坂小	622	健康遊遊センター
607	佐野台小	623	社会福祉センター
608	日根野小	624	北部本館
609	末広小	625	北部青少年分館
610	長南小	626	北部体育分館
611	上之郷小	627	南部本館
612	太本小	628	青少年課事務所
613	中央小	629	生涯学習センター
614	佐野中	630	佐野公民館
615	新池中	631	長寿公民館
616	第三中		

## 警戒体制時(危機管理室)

種別	個別番号	名称
内線	*2272	危機管理室
内線	*2273	危機管理室
内線	*2276	危機管理室

## 災害対策本部設置時(本庁3階大会議室)

種別	個別番号	名称
内線	*2396	地域支援G
内線	*2397	地域支援G
内線	*2398	地域支援G
内線	*2399	地域支援G

■各課の内線電話につなげる

⇒「\*内線番号」

■内線電話から携帯無線機へ

⇒「47-個別番号」

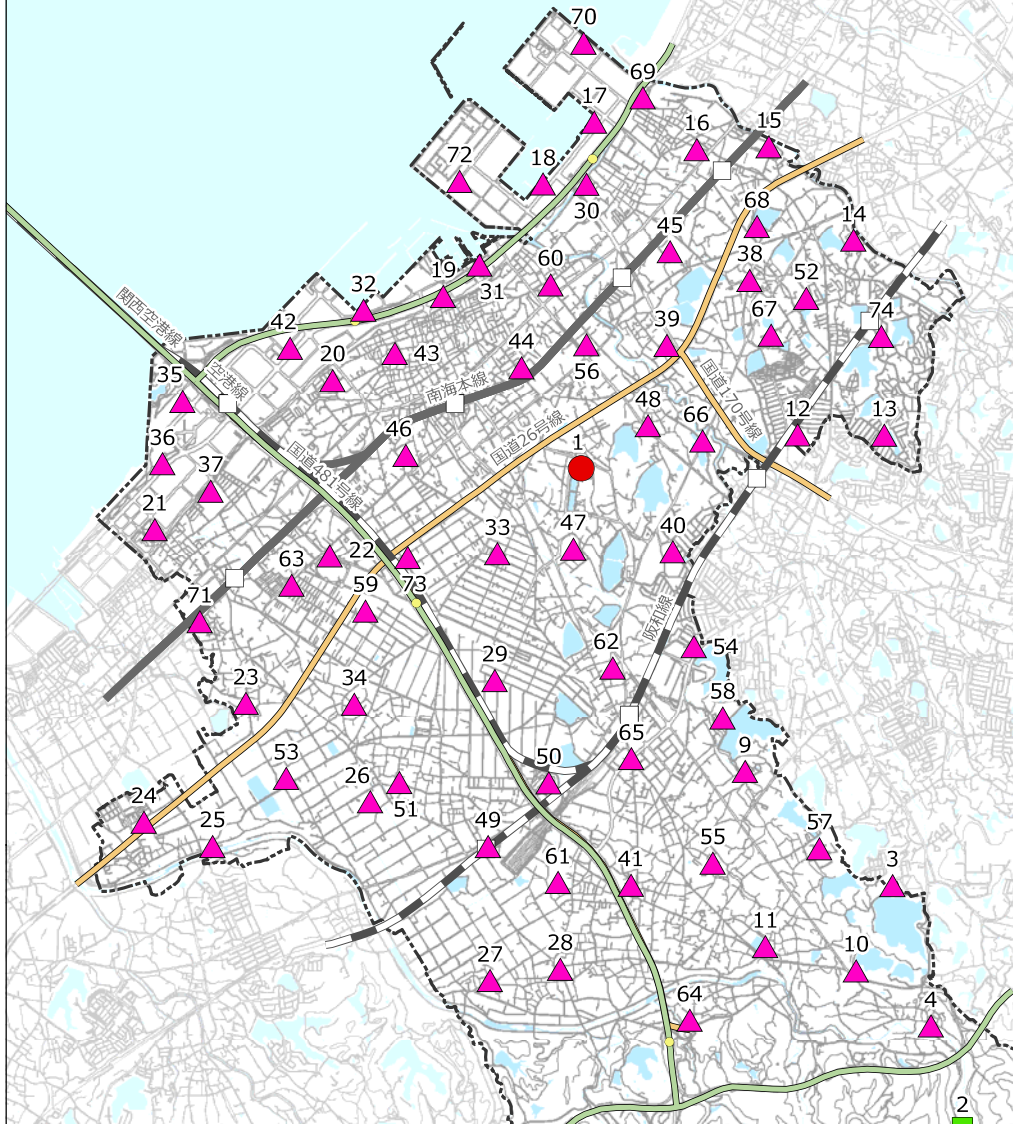
発信者は、通話を終了するときに必ず

を押すこと!





# 資料5-5 防災行政無線（同報系）屋外子局一覧・配置図



1	泉佐野市役所
2	旧向井家住宅
3	大池グラウンド
4	土丸町会館
5	犬鳴山バス停
6	禪徳寺
7	大木小学校
8	下大木地蔵庫
9	上下水道局
10	東上公園
11	東上第一児童公園
12	佐野台小学校
13	南泉ヶ丘町会館
14	見出住宅
15	鶴原中央住宅
16	北中小学校
17	港湾泉佐野1
18	コンビナート背後緑地
19	佐野漁港緑地
20	笠松町第二児童公園
21	りんくう羽倉崎南1号緑地
22	末広公園
23	船岡公園
24	南部市民交流センター
25	樗井東町内会館
26	長南小学校
27	下村公民館
28	上之郷小学校
29	長滝テニスコート
30	港湾泉佐野2
31	港湾泉佐野3
32	港湾泉佐野4
33	葵中央公園
34	安松町会館
35	港湾泉佐野5

36	港湾泉佐野6	56	日新小学校
37	佐野中学校	57	佐野支援学校
38	下瓦屋児童公園	58	日根野高校
39	上瓦屋長生会館	59	末広小学校
40	新池中学校	60	湊町会館
41	西出児童公園	61	野口第一児童公園
42	泉州南広域消防本部	62	野々地蔵町内会館
43	第一小学校	63	羽倉崎住宅
44	第三小学校	64	母山西墓地
45	第三中学校	65	白水池交差点
46	第二小学校	66	長池交差点
47	中央小学校	67	鶴原住宅
48	中庄町内会館	68	鶴原住宅2
49	長滝駅	69	鶴原四丁目
50	長滝住宅	70	学校給食センター
51	長滝西町内会館	71	羽倉崎上町三丁
52	長坂小学校	72	住吉町
53	長南中学校	73	中町四丁目
54	日根野台児童公園	74	泉ヶ丘三丁目
55	日根野中学校		

● 親局設備（市役所）  
 ■ 再送信子局設備（旧向井家住宅）  
 ▲ 屋外拡声子局設備





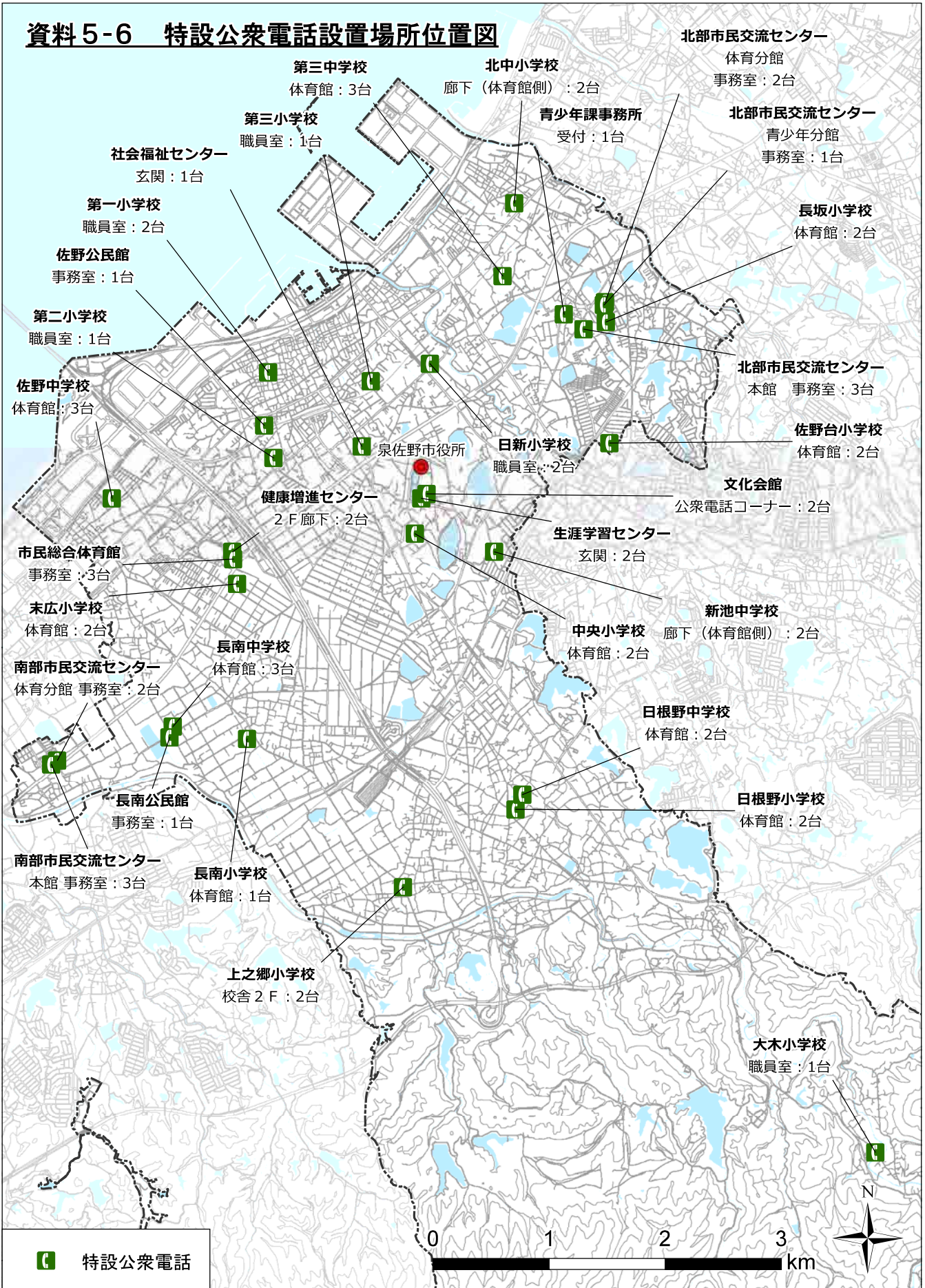
## 資料5-6 特設公衆電話設置場所一覧

2018年3月31日時点

番号	建物名	利用場所	設置台数
1	第三小学校	職員室	1
2	泉佐野市立佐野中学校	体育館	3
3	北部市民交流センター本館	事務室	3
4	泉佐野市立第三中学校	体育館	3
5	泉佐野市立第二小学校	職員室	1
6	泉佐野市立生涯学習センター	玄関	2
7	泉佐野市立文化会館	公衆電話コーナー	2
8	市立中央小学校	体育館	2
9	泉佐野市立新池中学校	廊下（体育館側）	2
10	青少年課事務所	受付	1
11	市立社会福祉センター	玄関	1
12	上之郷小学校	校舎2F	2
13	市立健康増進センター	2F廊下	2
14	市民総合体育館	事務室	3
15	佐野公民館	事務室	1
16	泉佐野市立大木小学校	職員室	1
17	市立日新小学校	職員室	2
18	市立長南小学校	体育館	1
19	北部市民交流センター体育分館	事務室	2
20	市立長坂小学校	体育館	2
21	北部市民交流センター青少年分館	事務室	1
22	市立北中小学校	廊下（体育館側）	2
23	市立佐野台小学校	体育館	2
24	市立末広小学校	体育館	2
25	長南中学校	体育館	3
26	長南公民館	事務室	1
27	南部市民交流センター体育分館	事務室	2
28	南部市民交流センター本館	事務室	3
29	市立日根野小学校	体育館	2
30	泉佐野市立日根野中学校	体育館	2
31	泉佐野市立第一小学校	職員室	2

出典：NTT西日本ホームページ

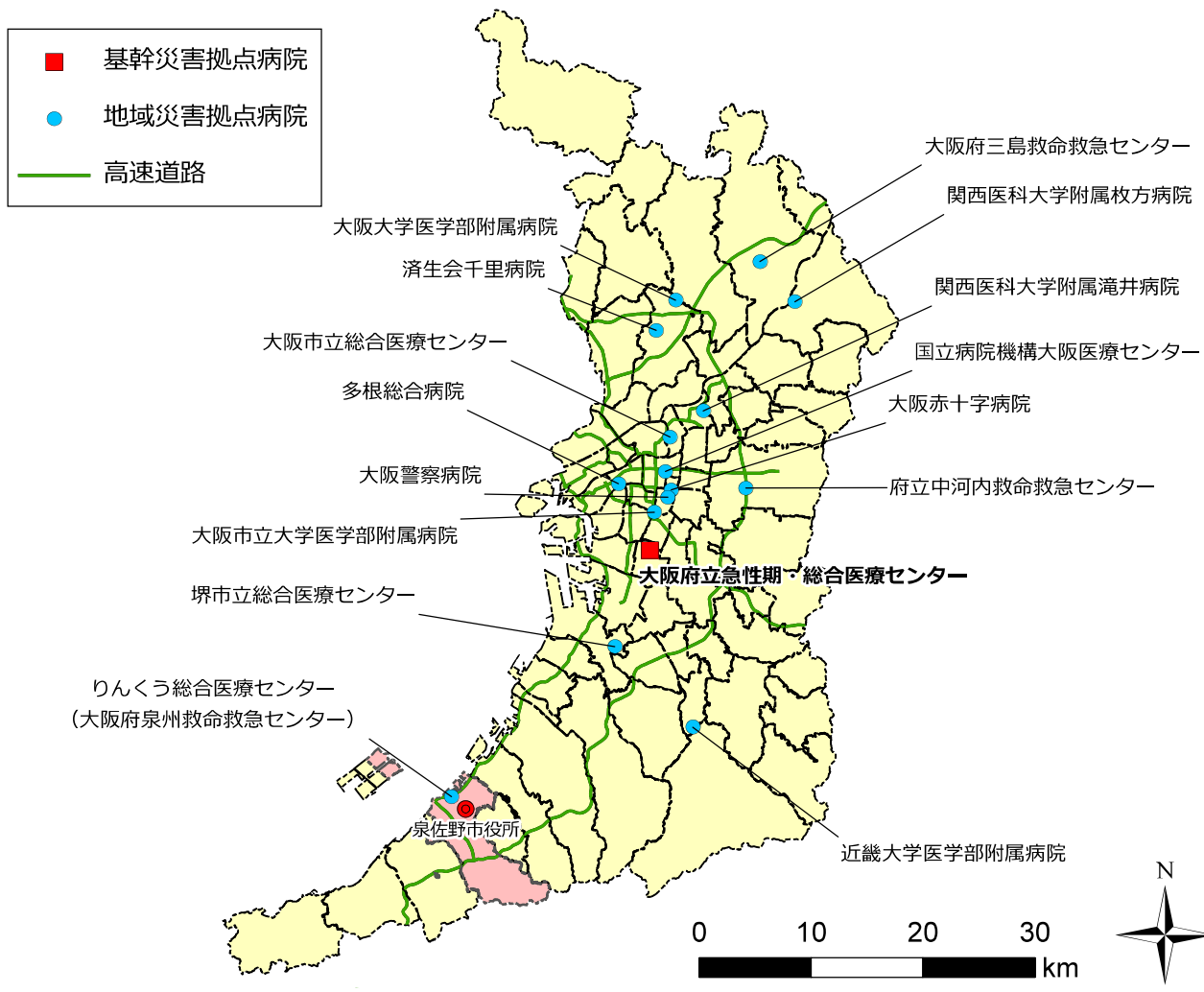
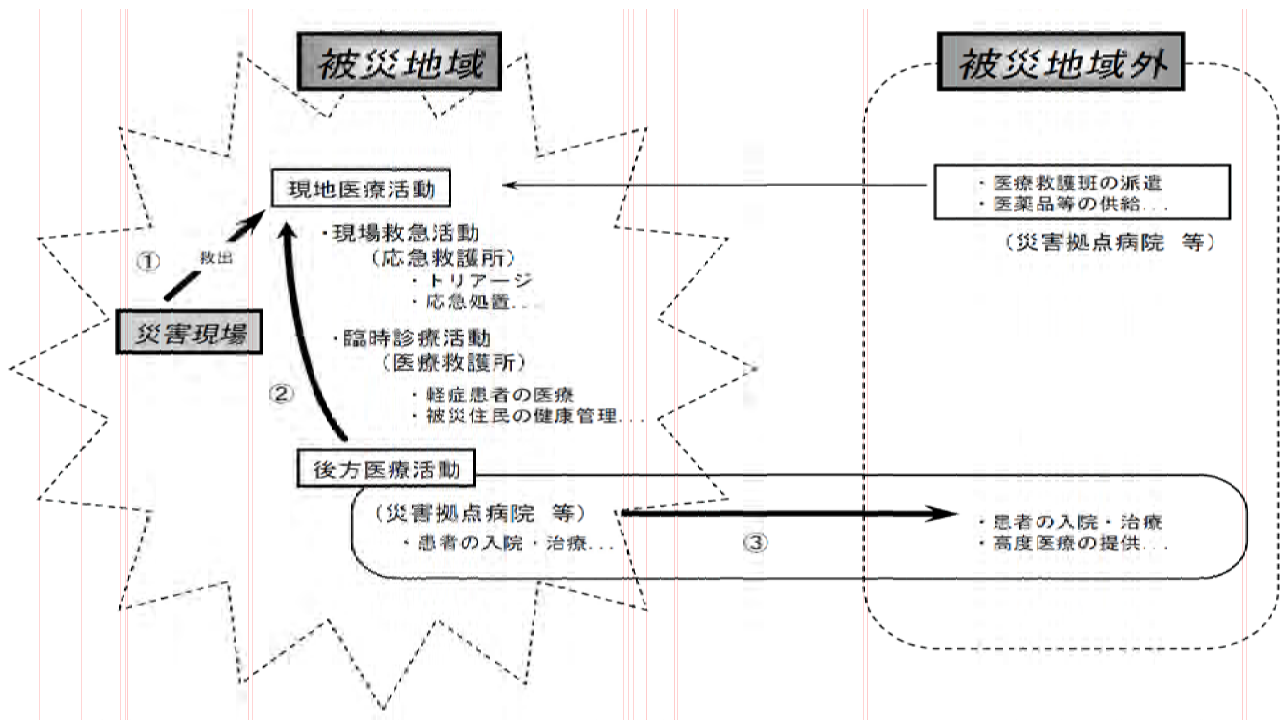
# 資料5-6 特設公衆電話設置場所位置図



## 6. 医療関係

---

# 資料6-1 医療救護活動の流れ・災害拠点病院位置図





## 資料6-2 泉佐野市周辺災害医療機関一覧

泉佐野市及び隣接する自治体（貝塚市・熊取町・田尻町・泉南市）の医療機関

### 災害拠点病院（地域災害拠点病院）

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	総病床数
りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急センター)	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111 072-469-7929	388

### 市町村災害医療センター（災害拠点病院と重複あり）

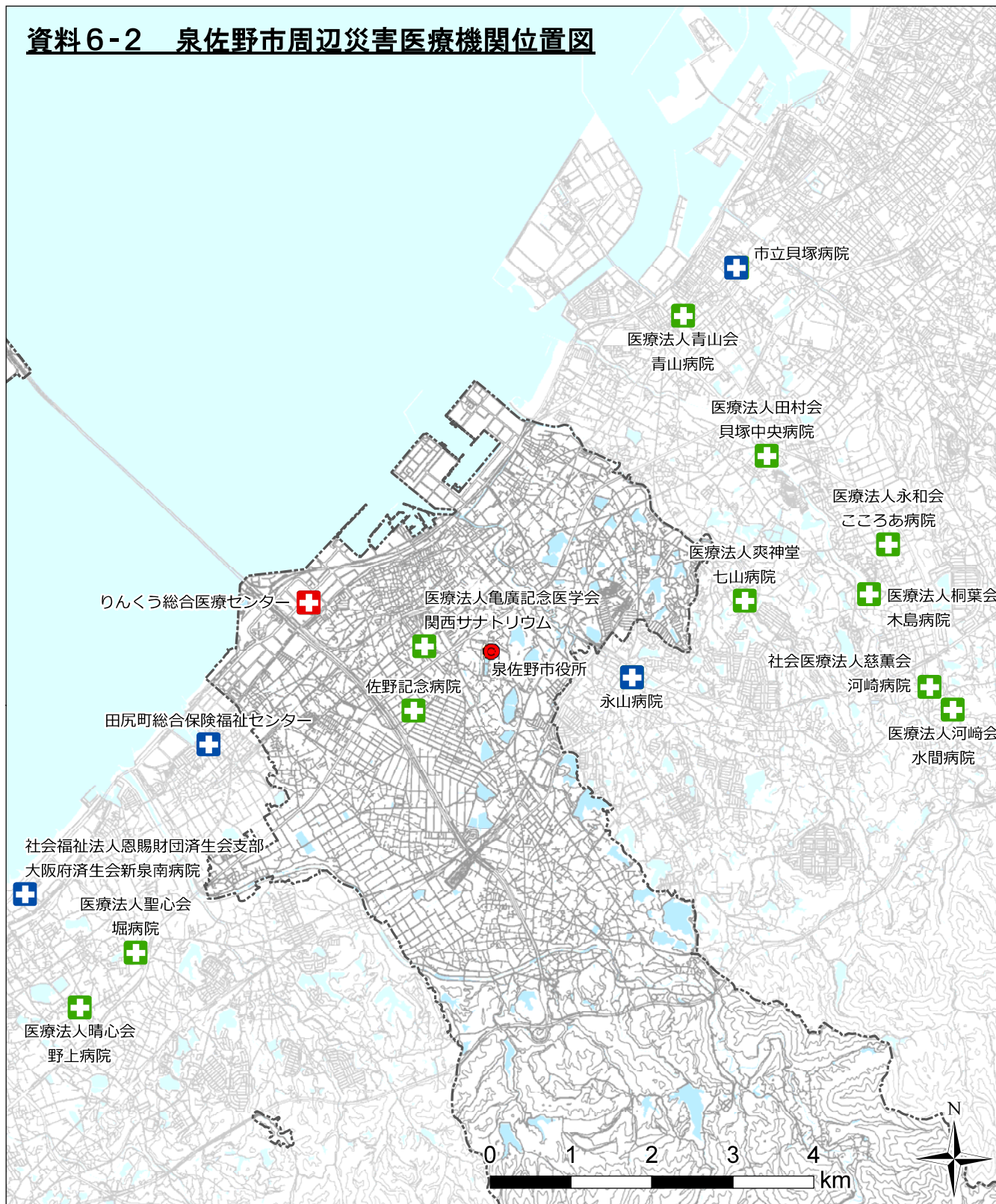
名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	総病床数
りんくう総合医療センター <地域災害拠点病院と兼ねる>	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111 072-469-7929	388
市立貝塚病院	貝塚市堀3-10-20	072-422-5865 072-439-6061	249
永山病院	熊取町大久保東1丁目1番10号	072-453-1122 072-453-2841	350
田尻町総合保健福祉センター	田尻町嘉祥寺883-1	072-466-8811 072-466-8841	0
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会新泉南病院	泉南市りんくう南浜3番7	072-480-5611 072-485-0270	26

### 災害医療協力病院（災害拠点病院、市町村災害医療センターと重複あり）

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	総病床数
医療法人亀廣記念医学会関西サナトリウム	泉佐野市市場西3-9-28	072-462-8321 072-464-3551	192
社会医療法人栄公会佐野記念病院	泉佐野市中町2-4-28	072-464-2111 072-461-1874	95
りんくう総合医療センター	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111 072-469-7929	388
医療法人河崎会 水間病院	貝塚市水間51	072-446-1102 072-446-5451	541
医療法人田村会貝塚中央病院	貝塚市橋本1000	072-422-4451 072-422-2955	406
医療法人桐葉会木島病院	貝塚市森892	072-446-2158 072-446-5111	492
市立貝塚病院	貝塚市堀3-10-20	072-422-5865 072-439-6061	249
医療法人青山会青山病院	貝塚市新町11-5	072-433-2526 072-432-5203	57
医療法人永和会こころあ病院	貝塚市森497番地	072-446-0166 072-447-1275	450
社会医療法人慈薫会河崎病院	貝塚市水間244番地	072-446-1105 072-446-3196	129
永山病院	熊取町大久保東1丁目1番10号	072-453-1122 072-453-2841	350
医療法人爽神堂七山病院	熊取町七山2丁目2-1	072-452-1231 072-453-5066	640
医療法人聖心会堀病院	泉南市中小路2-1860	072-482-1771 072-483-4877	95
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会新泉南病院	泉南市りんくう南浜3番7	072-480-5611 072-485-0270	26
医療法人 晴心会 野上病院	泉南市樽井1丁目2番5号	072-484-0007 072-484-1949	163

出典：大阪府地域防災計画資料編

## 資料6-2 泉佐野市周辺災害医療機関位置図



### 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する災害拠点病院



### 市町村災害医療センター

市町村の医療救護活動の拠点として、市町村地域防災計画で位置づける医療機関



### 災害医療協力病院

災害拠点病院、市町村災害医療センター等と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等

## 資料6-3 救護所の設置候補場所

### ◎市災害医療センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号
りんくう総合医療センター	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111

### ◎医療救護班で医療救護所を開設する候補地

名 称	所 在 地	電 話 番 号
泉州南部初期急病センター	泉佐野市りんくう往来北1-825	072-464-6040
末広公園	泉佐野市新安松一丁目1-23	-

### 指定避難所

NO	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	第一小学校	野出町1-34	072-463-1331
2	第二小学校	高松北2-1-7	072-462-7716
3	第三小学校	旭町4-6	072-462-0560
4	日新小学校	中庄801	072-463-2281
5	北中小学校	鶴原2-2-68	072-462-0870
6	長坂小学校	鶴原1053	072-462-8661
7	佐野台小学校	東佐野台1-1	072-464-0935
8	日根野小学校	日根野1684	072-468-0789
9	末広小学校	南中安松1545	072-466-1021
10	長南小学校	長滝418	072-466-0821
11	上之郷小学校	上之郷1680	072-467-0169
12	大木小学校	大木1443	072-459-7344
13	中央小学校	市場南1-9-1	072-462-0670
14	佐野中学校	羽倉崎4-3-12	072-464-6171
15	新池中学校	松風台1-1151-1	072-464-6181
16	第三中学校	下瓦屋500	072-464-6191
17	日根野中学校	日根野1699	072-468-0061
18	長南中学校	南中安松888	072-465-6881
19	社会福祉センター	上町1-2-9	072-464-2563
20	南部市民交流センター本館	南中樫井476-2	072-466-1641
21	北部市民交流センター本館	下瓦屋222-1	072-464-5725
22	市青少年課事務所	上瓦屋610-3	072-469-1106
23	北部市民交流センター青少年分館	鶴原1016-1	072-464-8700
24	佐野公民館	大西1-23-9	072-463-6181
25	長南公民館	南中樫井1	072-465-0786
26	生涯学習センター	市場東1-295-1	072-469-7120
27	北部市民交流センター体育分館	鶴原1016-1	072-464-8745
28	府立佐野工科高等学校	高松東1-3-50	072-462-2772
29	府立佐野高等学校	市場東2-398	072-462-3825
30	府立日根野高等学校	日根野2372-1	072-467-1555
31	健康増進センター	新安松1-1-21	072-469-1000

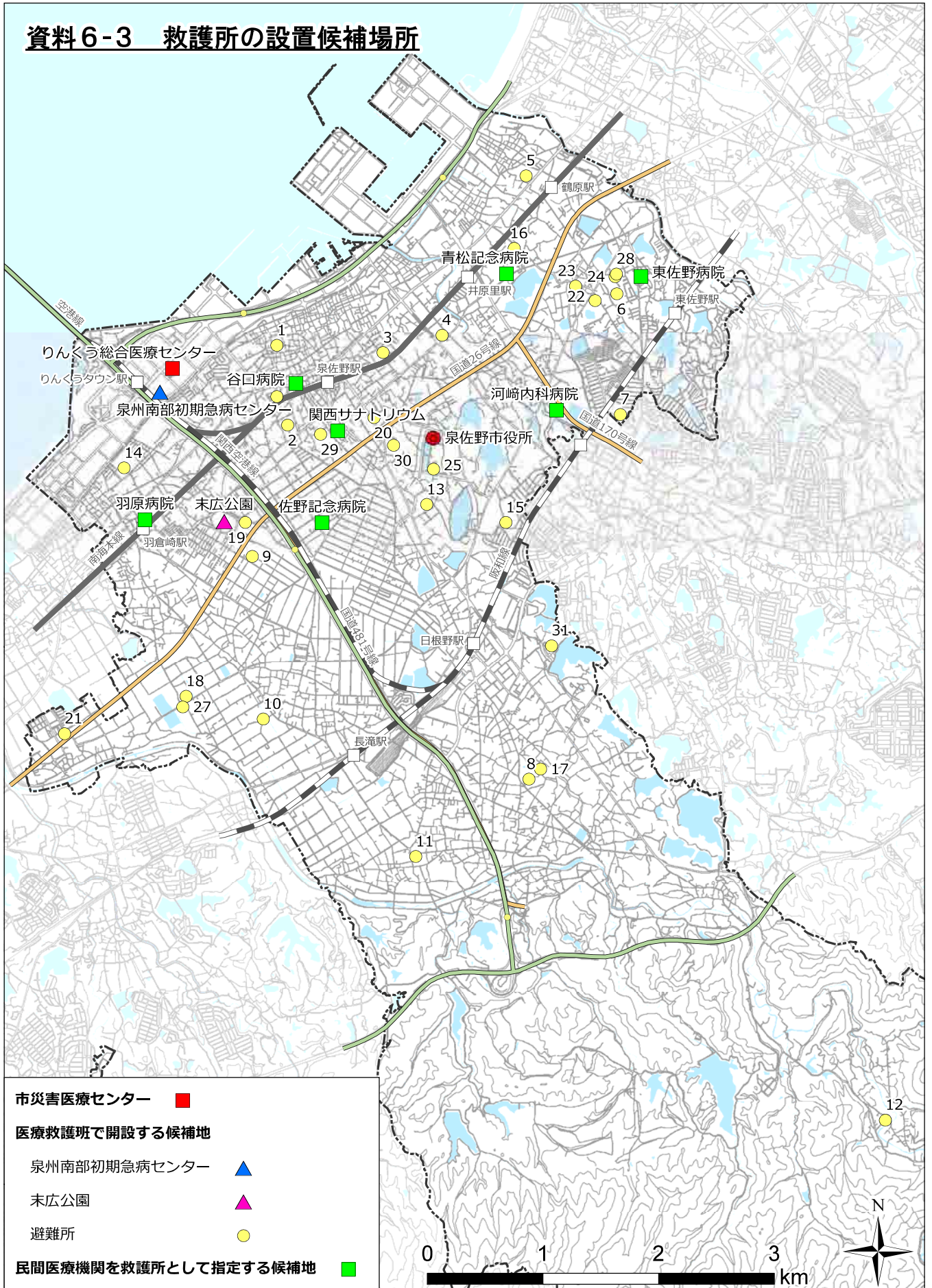
### ◎民間医療機関を医療救護所として指定する候補地

名 称	所 在 地	電 話 番 号
佐野記念病院（脳外・整外）※	泉佐野市中町2-4-28	072-464-2111
関西サナトリウム（精神）※	泉佐野市市場西3-9-28	072-462-8321
泉南藤井病院（内・糖・腎）	泉佐野市上瓦屋14-7	072-464-6466
青松記念病院（内・外・整外）	泉佐野市上瓦屋876-1	072-463-3121
羽原病院（内・外・循内）	泉佐野市羽倉崎1-1-4	072-466-3881
東佐野病院（内・外・整外）	泉佐野市鶴原969-1	072-464-8588
谷口病院（産・婦人）	泉佐野市大西1-5-20	072-463-3232

※災害医療協力病院(救急告示病院)



# 資料6-3 救護所の設置候補場所





## 7. 被害情報関係

---

**資料 7-1 災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式**

第 4 号様式 (その 1)

**〔災害概況即報〕**

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注)第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔「未確認」等〕を記入して報告すれば足りる こと。)

第4号様式（その2）【被害状況即報】

都道府県	大阪府		被害		被害
災害名	災害名				
報告番号	第 ( ) 月 日 時現在)				
報告者名					
人的被害	死者	区分	被害		
		人			
	行方不明者	人			
		重傷			
	負傷者	軽傷			
		人			
	全半	壊			
		棟			
	半	壊			
		棟			
住家被害	一部損壊	人			
		棟			
	床上浸水	世帯			
		棟			
	床下浸水	世帯			
		棟			
	公共建物	世帯			
		棟			
	その他	世帯			
		棟			
その他	田	流失・埋没	ha		
		冠水	ha		
	畑	流失・埋没	ha		
		冠水	ha		
	文教施設	箇所			
		箇所			
	病院	箇所			
		箇所			
	道	箇所			
		箇所			
橋りょう	箇所				
	箇所				
河川	箇所				
	箇所				
港湾	箇所				
	箇所				
砂防	箇所				
	箇所				
清掃施設	箇所				
	箇所				
崖くずれ	箇所				
	箇所				
鉄道不通	箇所				
	箇所				
被害船舶	隻				
	隻				
水道	戸				
	戸				
電話	回線				
	回線				
電気	戸				
	戸				
ガス	戸				
	戸				
ブロック塀等	箇所				
	箇所				
り	災世帯数	世帯			
	災世帯数	人			
り	建物	件			
	危険物	件			
火災発生	その他	件			
	件				

※被害額は省略することができるものとする。

被害	区分	被							
		害							
	公立	文教施設	千円						
		農業施設	千円						
	農林	水産施設	千円						
		公共土木施設	千円						
	その他	その他の公共施設	千円						
		小計	千円						
	公共施設被害市町村数	団体							
		千円							
農業被害	千円								
	千円								
林業被害	千円								
	千円								
畜産被害	千円								
	千円								
水産被害	千円								
	千円								
商工被害	千円								
	千円								
その他									
被害総額	千円								
	千円								
備考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
災害対策本部等の設置状況	災害発生年月日								
	災害の種類概況								
災害救助法適用市町村名	消防職員出動延人数	人							
	消防団員出動延人数	人							
団体	消防職員出動延人数	人							
	消防団員出動延人数	人							
<p>災害発生年月日</p> <p>災害の種類概況</p> <p>災害対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況</li> </ul>									

第1号様式 【災害確定報告】

都道府県	大阪府		区分		被害		被 害			
災害名	災害名									
確定年月日	( 月 日 時確定)									
報告者名										
人的被害	死	者	人							
	行方不明者	重傷	者	人						
		軽傷	者	人						
	全	壊	棟	人						
			世帯	人						
			人	棟						
	半	壊	棟	世帯						
			人	棟						
	住家被害	一部損壊	棟	世帯						
			人	棟						
床上浸水		棟	世帯							
		人	棟							
床下浸水	棟	世帯								
	人	棟								
非住家	公共建物	棟	世帯							
		棟	人							
	その他	棟	世帯							
		棟	人							

※被害額は省略することができるものとする。

区分	被 害		都道府県	市町村	災害対策本部等の設置状況	災害救助法適用市町村名	計	
	千円	千円					消防職員出動延人数	消防団員出動延人数
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
その他	農業被害	千円						
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
その他	千円							
被害総額	千円							
災害発生場所								
災害発生年月日								
災害の概況								
消防機関の活動状況								
その他(避難の勧告・指示の状況)								
備考								



資料7-2 地すべり、急傾斜地災害報告様式

災 害 報 告					
市町村名	( )		第	報	( 月 日 時現在)
場 所	郡	町	大字	ふりがな	
	市	村		区域名	
発生日時	月	日	時	異常気象名	
原 因	連続雨量		mm	月	日 時～ 月 日 時(観測所)
	日雨量		mm		
	最大時間雨量		mm		
	その他の概況				
傾斜の種類	自然斜面	人口斜面	概況平面図		横断図
	H= m	H= m			
拡大の見込	有 無				
保全対象 人家戸数					戸
崩壊の状況	高さ	m	巾	m	
	面積	m <sup>2</sup>	勾配	度	
	崩壊又は流出土砂量				
	その他				
被害の状況	死者・負傷者等	死 者	名	行方不明者	名 負傷者 名
	住宅被害	全 壊	戸	半 壊	戸 一部破損 戸
	公共的建物被害				
	その他の建物被害				
	その他の概況				
応 急 対 策					
適用法律の 施行状況	法 令 等	有無	法 令 等	有無	
	急傾斜地法適用区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	地帯番号 箇所番号	
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域		
	地すべり防止区域(建・林・農)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林		宅造基準条例の適用区域		
	災害対策基本法防災計画区域		その他		
備 考					
受 信 者	月	日	時	送信者氏名	受信者氏名



資料 7-4 土砂災害及び警戒避難体制記録

1. 内容の表示

11	記載内容が生じた日	11A 平成 年 月 日	日まで
12	場所	12A 群 町村 字 13A 水系 交流名	市町村 河川 コードNo. コードNo.
13	渓流の状況(勾配)	土石流の発生域	流通域 停止域

2. 避難情報の伝達

項目	カテゴリ	A	B	C	D	E
21	避難を決定した情報の種類	11A 一般天気予報	大雨注意報	水防警報	予見情報(様式3)	避難勸告
	情報の種類	伝達方法	発令時刻	通報担当者の最終時刻	中間経由者	地区の最終受信時刻
22	大雨注意報	ラジオ・テレビ	日時分	日時分		日時分
23	土砂災害に関する予見情報	有線放送・電話	日時分	日時分		日時分
24	警戒体制あるいは待機勧告	有線放送・電話	日時分	日時分		日時分
25	避難勧告	戸別訪問・警報車	日時分	日時分		日時分
26	避難指令あるいは住民の自主的な避難	有線放送・電話	日時分	日時分		日時分
		戸別訪問・警報車	日時分	日時分		日時分
		サイレン・ヘリコプター	日時分	日時分		日時分
		優先放送・電話	日時分	日時分		日時分
		戸別訪問	日時分	日時分		日時分

3. 予見と生起実態

項目	カテゴリ	A	B	C	D	E
31	予見した現象	土石流	山崩れ(崩壊)	堆積物の移動	予見できず	
32	避難を決定した兆候	降雨	亀裂、音響	山崩れ	土砂流	天然ダムの出現
33	避難を決定した兆候	気象通報	被災履歴	警報装置	河川水位の異常	近隣の被災状況
34	予見	県	市町村	消防団	水防団	住民
35	予見時刻	35A	日	時	分	

4. 降雨、体制、被災の時系列図

時間雨量	累加雨量	B
		42 B 基準雨量のTAの説明

5. 避難状況

項目	カテゴリ	A		B		C		D		E		F	
		月	日	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分
51	避難時刻(開始～修了)	市町村の要因	集団で徒歩	担架	個人に徒歩	消防署員	消防団員	水防団員	宿の主人	消防団員	消防団員	消防団員	消防団員
52	避難の指導者	担架	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	
53	避難方法(人数)	老・幼・病の移送	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)	
54	一時避難場所(集合場所)	56A											
56	最終避難場所	57A											
57	記	区	長	自治会長	消防団員	水防団員	水防団員	水防団員	水防団員	水防団員	水防団員	水防団員	
58	計画避難の指導者	59A	種	59B	保管場所	510B	認定済	510C	開設機関	511D	収容能力		
59	避難用具の整備状況	認定の有無	510B	認定済	510C	開設機関	511D	収容能力					
510	避難場所の認定	寝具の有無	電話の有無	510B	認定済	510C	開設機関	511D	収容能力				
511	避難施設の規格	寝具の有無	電話の有無	510B	認定済	510C	開設機関	511D	収容能力				

6. 最後のまとめ

項目	カテゴリ	A		B		C		D		E	
		避難者数	居残数	居残数	居残者被災数	避難者被災数	避難者被災数	避難者被災数	避難者被災数	避難者被災数	避難者被災数
61	避難の成功度	避難者数	居残数	居残者被災数	避難者被災数	避難者被災数	避難者被災数	避難者被災数	避難者被災数	避難者被災数	避難者被災数
62	避難技術の習熟度(経験)	初めての体験	過去の体験	訓練	訓練	訓練	訓練	訓練	訓練	訓練	訓練
63	避難指導の習熟度	初めての体験	初めての体験	訓練	訓練	訓練	訓練	訓練	訓練	訓練	訓練
64	救助活動の主体	災害救助法適用の有無	自衛隊出動の有無	64C	64C	64C	64C	64C	64C	64C	64C

## 資料7-5 災害救助法の適用基準について

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500 世帯以上であって、当該市町村（大阪市・堺市にあっては大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上		75 世帯

- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000 世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって住家滅失 1 世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3 世帯をもって住家滅失 1 世帯とする。



5 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

＜内閣府令で定める基準＞

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）
- ・ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）

災害救助法適用基準（市区町村別）

国勢調査実施年度（平成 27 年度）

適用市区町村チェック欄				市区町村名	人口（人）	世帯数（戸）	1号適用基準 世帯数(戸)	2号適用基準 世帯数（戸）
1号適用	2号適用	3号適用	4号適用					
				泉佐野市	100,801	39,084	100	50

※①2号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が 2500世帯以上であることが要件である。

②3号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が 12000世帯以上であり、当該市町村区域内の被害世帯が多数発生していることが要件である。

また、災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯が滅失していることが要件である。

③4号適用がなされる場合は、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府省で定める基準に該当したことが要件である。

資料7-6 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
避難所の給与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費、又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 限度額1戸当たり5,610,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間最高2年以内民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家が被害を受け、自宅において炊事できない者	1人1日 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のため総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることのできない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上する。					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800
			冬	円 30,600	円 39,700	円 55,200	円 64,500	円 81,200	円 11,200
		半壊 半焼 床上浸水	夏	円 6,000	円 8,100	円 12,200	円 14,800	円 18,700	円 2,600
冬	円 9,800		円 12,800	円 18,100	円 21,500	円 27,100	円 3,500		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 社会保険診療報酬の額以 3 内 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14 日以内	患者等の移送費は、別途 計上する。
助産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした者 であって災害のため助産の 途を失った者(出産のみなら ず、死産及び流産を含み現 に助産を要する状態にある 者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は慣行 料金の100分の80以内の 額	分べんした日から7日 以内	妊婦等の移送費は、別途 計上する。
災害にかかった者 の救出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から3日 以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上する。
災害にかかった住 宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自ら の資力により応急修理を することができない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困難 である程度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常に必要最小限度の部分 1世帯当り 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ 月以内	
生業に必要な資金 の貸与	1 住家が全壊(焼)又は流失 し、生業の手段を失った 世帯主で、 2 具体的な事業計画があ り、生業の見込みが確実 であること 償還能力を有すること	【生業費】 30,000円以内/1件 【就職支度金】 15,000円以内/1件 貸付期間:2年以内 利子:無利子	災害発生の日から1ヵ 月以内	生業を営むために必要な 機械、器具又は資材を購入 する費用に充てるための資 金とする。
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、 半壊、半焼又は床上浸水に より学用品を喪失又は損傷 し、修学上支障のある小学 校児童、中学校生徒及び高 等学校等 生徒、中等教育学校の後期 課程、特別支援学校の高等 部、高等専門学校、専修学 校及び各種学校の生徒	1 教科書費 ア 小学校児童及び中学 校生徒 教科書の発行に関する 臨時措置法(昭和23年法 律第132号)第2条第1項に 規定する教科書及び教科 書以外の教材で、教育委 員会に届け出、又はその 承認を受けて使用するも のを給与するための実費 イ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する 教材を給与するための実 費 2 文房具及び通学用品は次 の金額以内 小学校児童 1人 4,400円以内 中学校生徒 1人 4,700円以内 高等学校生徒 1人 5,100円以内	災害発生の日から(教 科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額。 2 入進学時の場合は、個々 の実情に応じ支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	大人 (12歳以上) 211,300円以内 小人 (12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人夫賃は、別途計上する。 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,400円以内 <一時保存> 既存建物利用の場合 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,300円以内 <検案> 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上する。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

#### 実費弁償

救助業務従事者の区分	日当	時間外勤務手当	旅費
政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。	職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。	職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とす
政令第10条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額の範囲内		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



## 資料 7-7 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

### 1. 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準  
(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
激甚法5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
激甚法6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得額推定×100分の1.5であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害
激甚法8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状況によりその必要なしと認められるものは除外。 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>激甚法11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害  (A基準)  林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）  &gt;当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額  ×100分の5  (B基準)  林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得（木材  生産部門）推定額×100分の1.5  かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上  あるもの  1 一の都道府県内の林業被害見込額&gt;当該都道府県  の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額  ×100分の60  2 一の都道府県内の林業被害見込額&gt;当該年度の全  国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1</p>
<p>激甚法12条、13条、15条（中小企業信用  保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害  (A基準)  中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推  定額（第2次産業および第3次産業国民所得×中小企業  付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）×100  分の0.2  (B基準)  中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推  定額×100分の0.06  かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの  一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額  &gt;当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分  の2  ただし、火災の場合または激甚法12条の適用がある場  合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害  額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられるこ  とがある。</p>
<p>激甚法16条（公立社会教育施設災害復旧  事業に対する補助）、17条、18条（私立  学校施設災害復旧事業の補助等）、19条  （市町村施行の感染症予防事業に関する  負担の特例）</p>	<p>激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当  該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認め  られる場合は除外</p>
<p>激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に  対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する被害  (A基準)  滅失住宅戸数&gt;被災地全域で4,000戸  (B基準)  (1) 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で2,000戸  かつ、次のいずれかに該当するもの  1 一市町村の区域内で200戸以上  2 その区域内の住宅戸数の10%以上  (2) 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で1,200戸  かつ、次のいずれかに該当するもの  1 一市町村の区域内で400戸以上  2 その区域内の住宅戸数の20%以上  ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害  の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法24条（公共土木施設、農地及び農  業用施設等の小災害に係る地方債の元利  補給等）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置に  ついては激甚法2章の措置が適用される災害  2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については  激甚法5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のおと被害の実情に応じ個別に考慮</p>

## 2. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定 する場合の指定基準（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p>	<p>1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項および4項の措置</p>
<p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条2項から第4項までの措置</p>
<p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該(3)年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法11条の2の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条および15条の措置</p>

## 資料7-8 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家全壊 （全焼・全流出）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。



## 資料7-9 建物被害状況等判定基準

### ○被害状況等の報告基準

被害項目	報 告 基 準	
住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全 壊 (全 焼) (流 出)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ)の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの。
	半 壊	住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主構造部分の被害がその住家の時価20%以上50%未満のもの。
	一部損壊	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2、3枚割れた程度のもは除く。

### ○被害の判定項目

判定項目	①屋 根	建物の覆蓋を構成する屋根小屋組、屋根仕上げ及び屋根葺下地をいう。
	②基 礎	建物を支える建物の基脚部分をいう。
	③外 壁	建物の外周壁の壁面仕上げ部分とその取り付け下地部分をいう。
	④ 柱	建物の壁体骨組を構成する部分のうち柱及び土台の部分をいう。
	⑤内 壁	間仕切り壁の両面、外周内壁の壁面仕上げ部分とその取り付け下地部分をいう。
	⑥天 井	天井面の仕上げ部分とその取り付け下地部分をいう。
	⑦造 作	建物の装飾等の目的をもって各部構造体に取り付けられるものをいう。
	⑧ 床	叩き床、転ばし床、束立て床及び階上床をいう。
	⑨建 具	窓、出入口戸等建物の開口部に立て込まれる襖、障子、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口等をいう。
	⑩その他 工 事	上記①～⑨のいずれかの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇、樋及び階段等がこれに含まれる。
	⑪建 築 設 備	電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備等家屋に付属して家屋機能を発揮するための設備をいう。
非住家の被害	<p>非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。</p> <p>ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</p> <p>「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に共する建物とする。</p> <p>「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土壌、車庫等の建物とする。</p>	

## 被害家屋の判定基準（非木造）

被害判定項目	報 告 基 準	判定割合	各項目割合
判 定 項 目	主体構造部 主体（25%） 外習壁（4%） 間仕切（3%） 床組（3%） 基礎（5%）	基礎、柱、梁、壁体、床版、小屋組、屋根版等の 主体構造部をいう 被害割合……被害なし 0% 20%未満の時 5% 46%未満の時 15% 70%未満の時 27% 70%以上の時 40%	40%
	外部仕上（3%） 内部仕上（5%） 天井仕上（5%） 床仕上（6%）	建物の外周壁、内周壁、天井及び床仕上部分とそ の下地部分をいう 被害割合……被害なし 0% 20%未満の時 2% 46%未満の時 7% 70%未満の時 13% 70%以上の時 19%	19%
	屋根仕上	主体構造部に含まれる小屋組、屋根版等を除いた 屋根葺下地、仕上部分、防水層等をいう 被害割合……被害なし 0% 20%未満の時 1% 46%未満の時 2% 70%未満の時 4% 70%以上の時 6%	6%
	建具	窓、出入口等の建具及びその建付枠並びにスチー ルシャッター等をいう 被害割合……被害なし 0% 20%未満の時 2% 46%未満の時 6% 70%未満の時 11% 70%以上の時 16%	16%
	その他工事	上記以外のいずれにも含まれない木工事、金属工 事等をいう 被害割合……被害なし 0% 20%未満の時 2% 46%未満の時 6% 70%未満の時 11% 70%以上の時 16%	6%
	○ 被害判定結果 その他(被害が20%未満)・半壊(20%～70%未満)・全壊(70%以上)		計
★被害判定項目の合計%の割合により該当する部分に○印すること		%	%

## 被害家屋の判定基準（木造）

被害判定項目	報 告 基 準	判定割合	各項目割合
判 定 項 目	①屋根	建物の覆蓋を構成する屋根小屋組、屋根仕上及び屋根葺下地をいう 被害割合……被害なし0%、20%未満の時2%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、 70%以上の時12% （仕上のみ損壊1/2を乗じる）	12%
	②基礎	建物を支える建物の基脚部分をいう 被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時2%、70%未満の時4%、 70%以上の時5%	5%
	③外壁	建物の外周壁の壁面積仕上部分とその取り付け下地部分をいう 被害割合……被害部分の仕上げ面積率 被害なし0%、20%未満の時2%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、 70%以上の時10% （仕上のみ損壊1/2を乗じる）	10%
	④柱 造 作	建物の壁体骨組を構成する部分のうち柱及び土台の部分进行いう 被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、 70%以上の時16%	16%
	⑤内壁	間仕切壁の両面、外周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいう 被害割合……被害なし0%、20%未満の時2%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、 70%以上の時14% （仕上のみ損壊1/2を乗じる）	14%
	⑥天井	天井面の仕上部分とその取付下地部分をいう 被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時2%、70%未満の時5%、 70%以上の時7%	7%
	⑦床	叩き床、転ばし床、束立て床及び階上床をいう 被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、 70%以上の時11%	11%
	⑧建具	窓、出入口戸等建物の開口部に立て込まれる襖、障子、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口戸をいう 被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、 70%以上の時11%	11%
	⑨その他 工 事	上記①～⑧のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇、とゆ及び階段等が これに含まれる 被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時2%、70%未満の時4%、 70%以上の時6%	6%
	⑩建物 設 備	電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備等家屋に付属して家屋の機能を発揮する ための設備をいう 被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時2%、70%未満の時4%、 70%以上の時8%	8%
○被害判定結果		その他(被害が20%未満)    半壊 (20%以上～70%未満)    全壊 (70%以上)	計    100
★被害判定項目の合計%の割合により該当する部分に○印すること		%	%
加算……建物全体が著しく傾いている。		5%	合計 _____ %
建物全体が傾いている。		3%	
建物全体が傾いていない。		0%	





## 8. 輸送關係

---

## 資料8-1 公用車台数

(平成31年4月現在)

種 類	乗用車		貨物車		軽自動車	大型・マイ クロバス	原 付	合 計
	普通	小型	普通	小型				
台 数	7	4	1	11	14	1	3	38

- (注) 1. 特殊車両は除く。  
2. 合計は原付を除く。



(裏)

( ) 第 号  
年 月 日

## 緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

### 注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を掲示して所要の手続きを受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。
- 3 届出内容に変更が生じ、又届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届けて再交付の手続きを受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、いずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
  - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
  - (2) 当該車両が廃車になったとき。
  - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。





第 号

年 月 日

### 緊急通行車両確認証明書

大阪府知事  
公安委員会

印

番号票に表示されている番号

車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）

使用者

住所

( ) 局 番

氏名

通行日時

通行経路

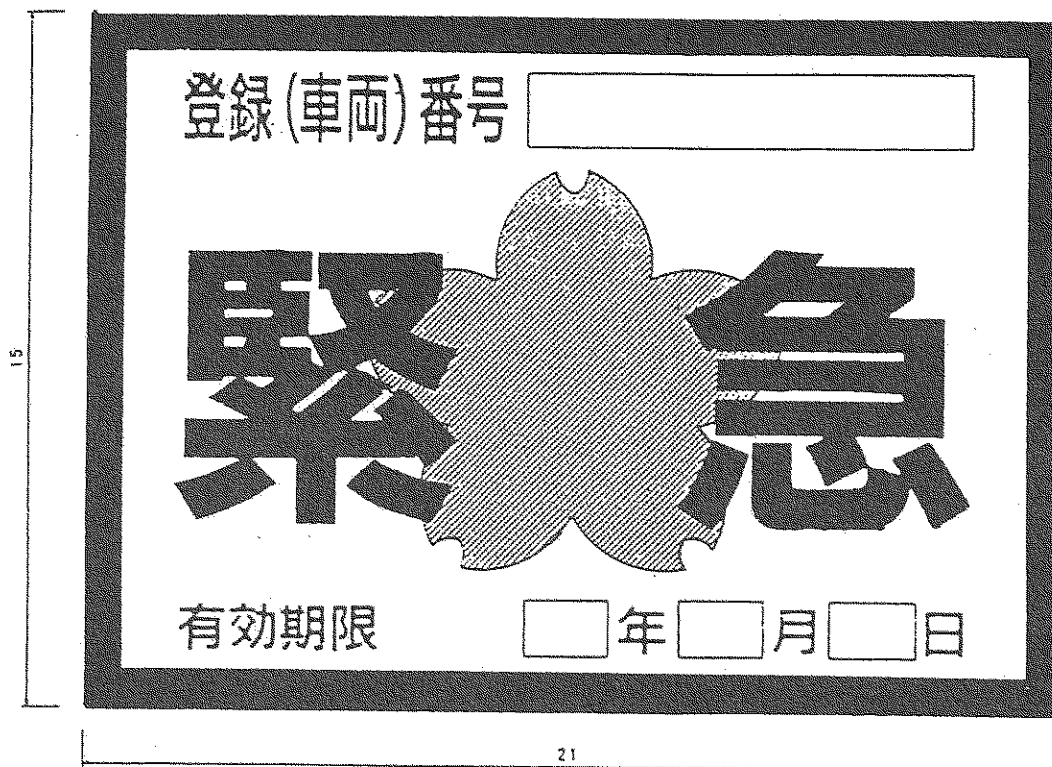
出 発 地

目 的 地

備 考

## 標 章

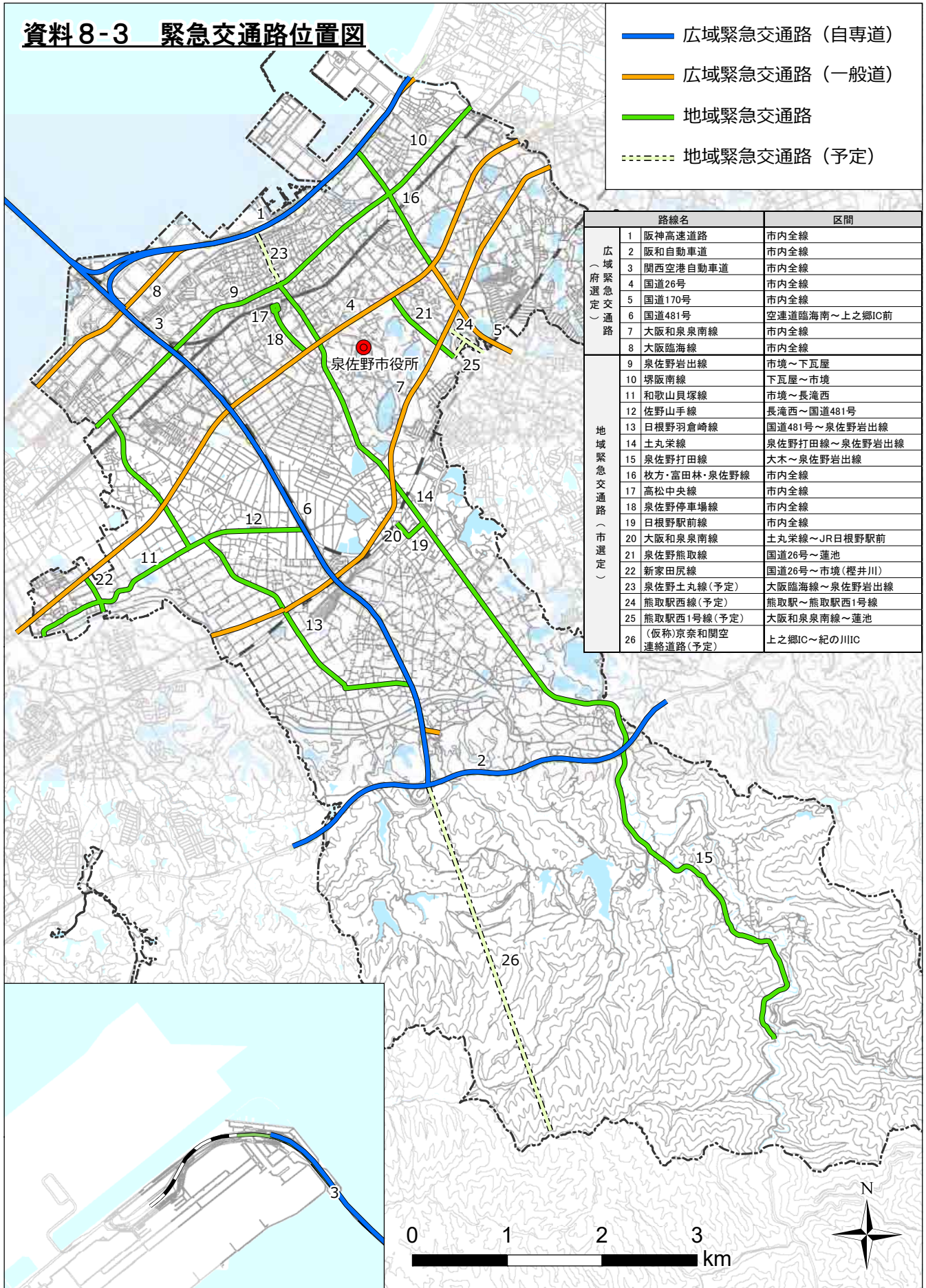
別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2繰下）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

# 資料8-3 緊急交通路位置図

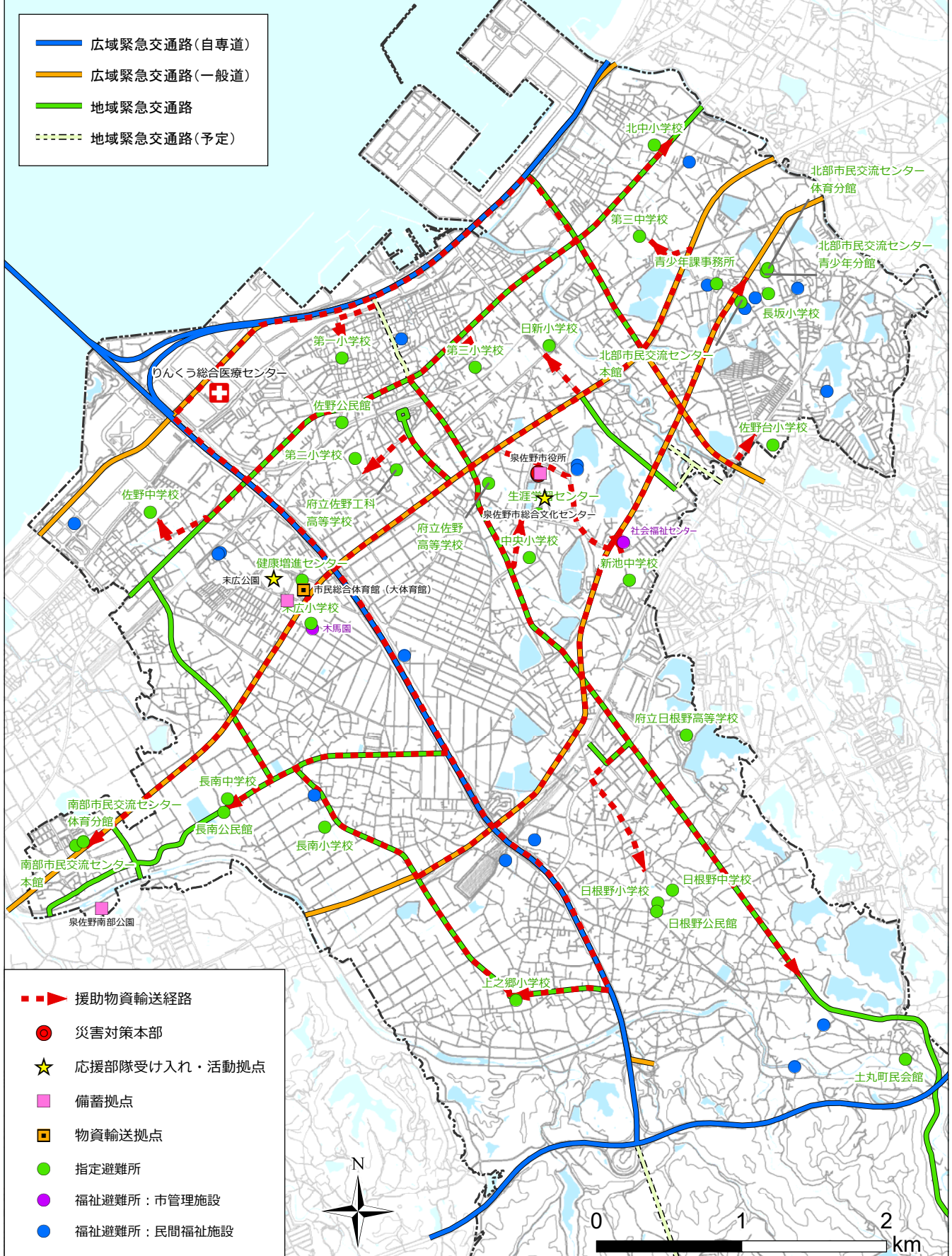
- 広域緊急交通路（自専道）
- 広域緊急交通路（一般道）
- 地域緊急交通路
- - - 地域緊急交通路（予定）



		路線名	区間
広域 （府選定） 緊急交通路	1	阪神高速道路	市内全線
	2	阪和自動車道	市内全線
	3	関西空港自動車道	市内全線
	4	国道26号	市内全線
	5	国道170号	市内全線
	6	国道481号	空運道臨海南～上之郷IC前
	7	大阪和泉泉南線	市内全線
	8	大阪臨海線	市内全線
地域 緊急交通路 （市選定）	9	泉佐野岩出線	市境～下瓦屋
	10	堺阪南線	下瓦屋～市境
	11	和歌山貝塚線	市境～長滝西
	12	佐野山手線	長滝西～国道481号
	13	日根野羽倉崎線	国道481号～泉佐野岩出線
	14	土丸栄線	泉佐野打田線～泉佐野岩出線
	15	泉佐野打田線	大木～泉佐野岩出線
	16	枚方・富田林・泉佐野線	市内全線
	17	高松中央線	市内全線
	18	泉佐野停車場線	市内全線
	19	日根野駅前線	市内全線
	20	大阪和泉泉南線	土丸栄線～JR日根野駅前
	21	泉佐野熊取線	国道26号～蓮池
	22	新家田尻線	国道26号～市境(櫻井川)
	23	泉佐野土丸線(予定)	大阪臨海線～泉佐野岩出線
	24	熊取駅西線(予定)	熊取駅～熊取駅西1号線
	25	熊取駅西1号線(予定)	大阪和泉泉南線～蓮池
	26	(仮称)京奈和関空連絡道路(予定)	上之郷IC～紀の川IC



# 資料8-4 救援物資の輸送経路図



## 資料8-5 道路通行規制基準等

### ①西日本高速道路株式会社

高速道路名	通 行 規 制 基 準			通 行 止 基 準				
	地 震	異常 降雨	そ の 他	地 震	異 常 降 雨		そ の 他	
		連続 雨量 (mm)			連続 雨量	組み合わせ 雨量 (mm)		
					(mm)	連続 雨量		時間 雨量
阪和自動車道 (堺～阪南)	計測震度 4.0以上 4.5未満	120	既往の災害事例、 その他を勘案して 必要と認められる 場合。	計測震度 4.5以上	220	160	40	既往の災害事例、 その他を勘案して 必要と認められる 場合。
関西空港自動車道 (泉佐野J ～ 上之郷)		120			220	160	40	
関西空港自動車道 (上之郷 ～ りんくうJ)		—			—	—	—	

(注) 1. 異常降雨に伴う通行止基準について

- ・ただし、基準値によらず冠水・視界不良等により安全走行を確保できないと判断される場合は適宜通行止を実施する。

2. 組み合わせ雨量による通行止について

- ・連続雨量が基準値に達し、かつ、その時の時間雨量が基準値以上を観測した場合に通行止を行う。

### ②阪神高速道路株式会社

種 類	規制内容
強 風	風速に応じて、通行止め等の措置を実施
大 雨	降雨量に応じて、通行止め等の措置を実施
地 震	震度に応じて、通行止め等の措置を実施
津 波	津波警報等の発表に応じて、通行止め等の措置を実施



## 資料8-6 災害時用臨時ヘリポート一覧表

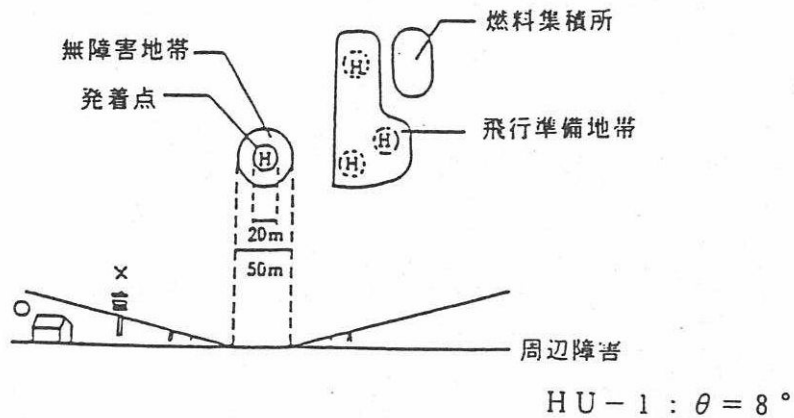
ヘリポート名	所在地	管理者	電話	幅×長さ
末広公園	新安松 1-1-23	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 175×70m
稲倉池グラウンド	日根野 5560-172	教育部 青少年課	469-1106	土俵面 81×70m
泉佐野南部公園	南中樫井 897-2	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 200×85m

選定基準：(1)地盤強固な平坦地であること。(コンクリート、芝生が最適)

(2)地積基準として、大型は 100m四方以上、中型は 50m四方以上、小型は 30m四方以上の地積が確保できること。

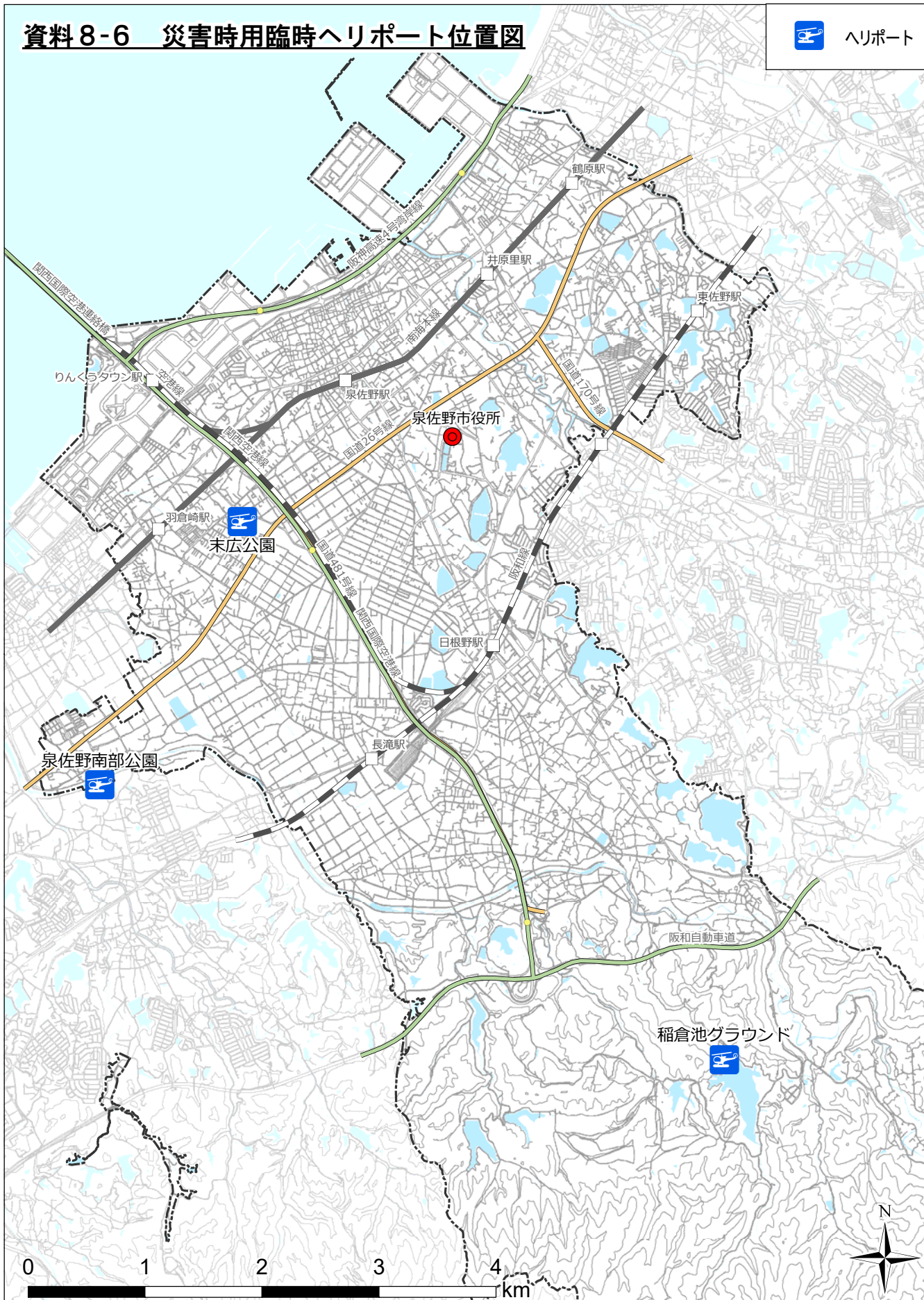
(3)二方向以上離着陸が可能であること。

(4)車両の進入路があること。



# 資料 8-6 災害時用臨時ヘリポート位置図

ヘリポート



## 9. 避難關係

---

資料9-1 指定緊急避難場所一覧

平成31年3月31日現在

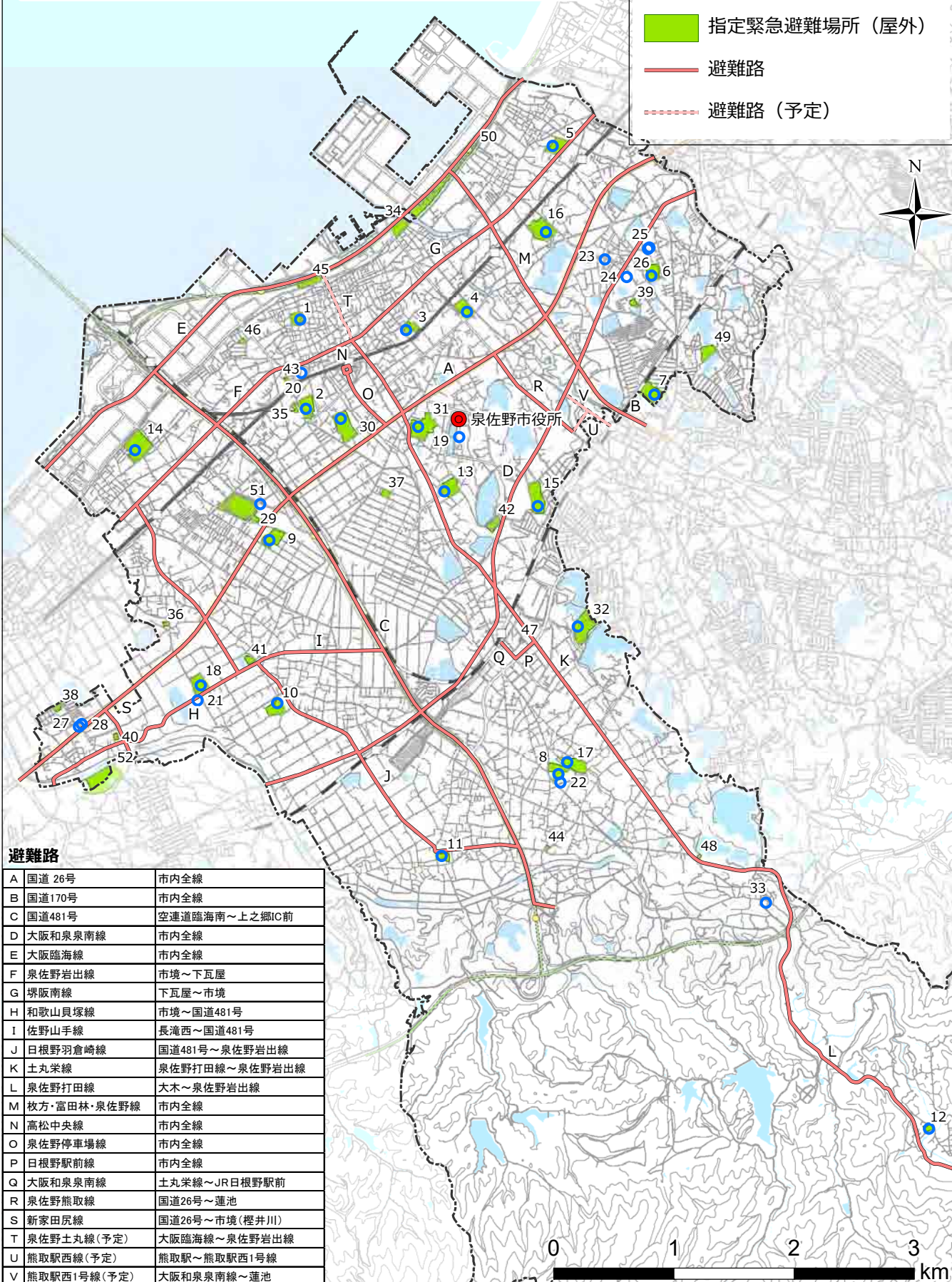
NO	施設・場所名	住所	災害種別ごとの適否								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	土砂災害	高潮	地震(グラント)	津波(グラント)	大規模な火事(グラント)	内水氾濫	火山現象		屋内	屋外
1	第一小学校	野出町1-34	○	○	×	○	×	○	○	○	○	429人	3,740人
2	第二小学校	高松北2-1-7	○	○	◎	○	◎	○	○	○	○	252人	8,275人
3	第三小学校	旭町4-6	○	○	◎	○	◎	○	○	○	○	217人	4,675人
4	日新小学校	中庄801	◎	○	◎	○	◎	○	○	○	○	549人	6,390人
5	北中小学校	鶴原2-2-68	◎	○	◎	○	◎	○	○	○	○	448人	7,019人
6	長坂小学校	鶴原1053	○	○	○	○	○	○	○	○	○	346人	8,860人
7	佐野台小学校	東佐野台1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	315人	8,965人
8	日根野小学校	日根野1684	○	○	○	○	○	○	○	○	○	400人	5,243人
9	末広小学校	南中安松1545	○	○	○	○	○	○	○	○	○	327人	8,800人
10	長南小学校	長滝418	○	○	○	○	○	○	○	○	○	253人	6,850人
11	上之郷小学校	上之郷1680	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	335人	4,027人
12	大木小学校	大木1443	○	△	○	○	○	○	○	○	○	216人	3,110人
13	中央小学校	市場南1-9-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	315人	9,664人
14	佐野中学校	羽倉崎4-3-12	○	○	×	○	×	○	○	○	○	906人	10,150人
15	新池中学校	松風台1-1151-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	562人	17,420人
16	第三中学校	下瓦屋500	◎	○	◎	○	◎	○	○	○	○	708人	13,326人
17	日根野中学校	日根野1699	○	○	○	○	○	○	○	○	○	302人	6,701人
18	長南中学校	南中安松888	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	810人	9,744人
19	生涯学習センター	市場東1-295-1	○	○	○	-	-	-	○	○	○	580人	
20	佐野公民館	大西1-23-9	○	○	◎	-	-	-	○	○	○	177人	
21	長南公民館	南中樫井1	◎	○	○	-	-	-	○	○	○	262人	
22	日根野公民館	日根野1660-1	○	○	○	-	-	-	○	○	○	269人	
23	市青少年課事務所	上瓦屋610-3	○	○	○	-	-	-	○	○	○	143人	
24	北部市民交流センター本館	下瓦屋222-1	○	○	○	-	-	-	○	○	○	650人	
25	北部市民交流センター青少年分館	鶴原1016-1	○	○	○	-	-	-	○	○	○	70人	
26	北部市民交流センター体育分館	鶴原1016-1	○	○	○	-	-	-	○	○	○	448人	
27	南部市民交流センター本館	南中樫井476-2	◎	○	○	-	-	-	○	○	○	864人	
28	南部市民交流センター体育分館	南中樫井428-1	○	○	○	-	-	-	○	○	○	375人	
29	健康増進センター	新安松1-1-21	○	○	◎	-	-	-	○	○	○	461人	
30	府立佐野工科高等学校	高松東1-3-50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	484人	28,797人
31	府立佐野高等学校	市場東2-398	○	○	○	○	○	○	○	○	○	756人	11,400人
32	府立日根野高等学校	日根野2372-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	727人	11,448人
33	土丸町会館	土丸50-1	○	◎	○	-	-	-	○	○	○	116人	
34	湊公園	新浜町3	○	○	×	○	×	○	○	○	○		11,511人
35	高松公園	高松北2-1925-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○		3,201人
36	船岡公園	南中岡本275-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1,698人
37	葵中央公園	葵町1-6252	○	○	○	○	○	○	○	○	○		3,913人
38	上田ヶ丘公園	南中樫井1065	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2,785人
39	長坂公園	上瓦屋954-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○		3,292人
40	樫井東中公園	南中樫井347-1		○	○	○	○	○	○	○	○		1,984人
41	南の池公園	南中安松951-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○		4,061人
42	檀波羅公園	市場南3-29-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		18,958人
43	二中公園	大西1-1660-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1,752人
44	上之郷公園	上之郷1305-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1,172人
45	りんくう北公園	りんくう往来北2-50	○	○	×	○	×	○	○	○	○		12,162人
46	笠松北公園	笠松1-3986-106	○	○	×	○	×	○	○	○	○		1,942人
47	日根野駅前1号公園	日根野7322	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2,000人
48	東上公園	日根野72-93	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1,390人
49	奥池公園	泉ヶ丘1-551	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9,300人
50	コンビナート背後緑地	住吉町11-1	○	○	×	○	×	○	○	○	○		25,414人
51	末広公園	新安松1-1-23	○	○	○	○	○	○	○	○	○		55,000人
52	泉佐野南部公園	南中樫井	○	○	○	○	○	○	○	○	○		20,400人

○:対象災害に対して立地条件を満たす施設  
◎:対象災害に対して立地条件を満たす施設で、屋内施設を開放する予定の施設  
△:土砂災害警戒区域内の施設であるため、RC構造の屋内運動場を避難場所とする。  
×:対象災害に対して立地条件を満たさない施設  
収容人数:屋外は1㎡あたり1人で計算、屋内は3.3㎡に2人で計算



# 資料9-1 指定緊急避難場所及び避難路位置図

● 指定緊急避難場所（屋内）  
 指定緊急避難場所（屋外）  
 避難路  
 避難路（予定）



## 避難路

A	国道26号	市内全線
B	国道170号	市内全線
C	国道481号	空運道臨海南～上之郷IC前
D	大阪和泉泉南線	市内全線
E	大阪臨海線	市内全線
F	泉佐野岩出線	市境～下瓦屋
G	堺阪南線	下瓦屋～市境
H	和歌山貝塚線	市境～国道481号
I	佐野山手線	長滝西～国道481号
J	日根野羽倉崎線	国道481号～泉佐野岩出線
K	土丸栄線	泉佐野打田線～泉佐野岩出線
L	泉佐野打田線	大木～泉佐野岩出線
M	枚方・富田林・泉佐野線	市内全線
N	高松中央線	市内全線
O	泉佐野停車場線	市内全線
P	日根野駅前線	市内全線
Q	大阪和泉泉南線	土丸栄線～JR日根野駅前
R	泉佐野熊取線	国道26号～蓮池
S	新家田尻線	国道26号～市境(櫻井川)
T	泉佐野土丸線(予定)	大阪臨海線～泉佐野岩出線
U	熊取駅西線(予定)	熊取駅～熊取駅西1号線
V	熊取駅西1号線(予定)	大阪和泉泉南線～蓮池





資料9-2 指定避難所・福祉避難所一覧

○指定避難所一覧

平成31年3月31日現在

NO	施設名	所在地	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定 収容 人数	防災 倉庫	備考
1	第一小学校	野出町1-34	072-463-1331		429人	Bタイプ	
2	第二小学校	高松北2-1-7	072-462-7716		252人	Aタイプ	
3	第三小学校	旭町4-6	072-462-0560		217人	Aタイプ	太陽光
4	日新小学校	中庄801	072-463-2281		549人	Bタイプ	太陽光
5	北中小学校	鶴原2-2-68	072-462-0870		448人	Aタイプ	
6	長坂小学校	鶴原1053	072-462-8661		346人	Aタイプ	
7	佐野台小学校	東佐野台1-1	072-464-0935		315人	Aタイプ	
8	日根野小学校	日根野1684	072-468-0789		400人	Aタイプ	太陽光
9	末広小学校	南中安松1545	072-466-1021		327人	Aタイプ	
10	長南小学校	長滝418	072-466-0821		253人	Aタイプ	
11	上之郷小学校	上之郷1680	072-467-0169		335人	Aタイプ	
12	大木小学校	大木1443	072-459-7344	○	216人		
13	中央小学校	市場南1-9-1	072-462-0670		315人	Aタイプ	
14	佐野中学校	羽倉崎4-3-12	072-464-6171		906人	Aタイプ	
15	新池中学校	松風台1-1151-1	072-464-6181		562人	Aタイプ	
16	第三中学校	下瓦屋500	072-464-6191		708人	Aタイプ	
17	日根野中学校	日根野1699	072-468-0061		302人	Aタイプ	
18	長南中学校	南中安松888	072-465-6881		810人	Aタイプ	
19	生涯学習センター	市場東1-295-1	072-469-7120		580人		
20	佐野公民館	大西1-23-9	072-463-6181		177人		
21	長南公民館	南中樫井1	072-465-0786		262人		
22	日根野公民館	日根野1660-1	072-450-3900		269人		二次開設
23	市青少年課事務所	上瓦屋610-3	072-469-1106		143人		
24	北部市民交流センター本館	下瓦屋222-1	072-464-5725		650人	Bタイプ	
25	北部市民交流センター 青少年分館	鶴原1016-1	072-464-8700		70人		
26	北部市民交流センター体育分館	鶴原1016-1	072-464-8745		448人		
27	南部市民交流センター本館	南中樫井476-2	072-466-1641		864人	Aタイプ	
28	南部市民交流センター体育分館	南中樫井428-1	072-466-6660		375人		二次開設
29	健康増進センター	新安松1-1-21	072-469-1000		461人		
30	府立佐野工科高等学校	高松東1-3-50	072-462-2772		484人	Aタイプ	
31	府立佐野高等学校	市場東2-398	072-462-3825		756人	Aタイプ	多言語避難所
32	府立日根野高等学校	日根野2372-1	072-467-1555		727人	Aタイプ	
33	土丸町会館	土丸50-1	-	○	116人		

想定収容人数:3.3㎡当り2人で算定

防災倉庫:Aタイプ-ユニット型倉庫(10m2) Bタイプ-施設内倉庫

二次開設:避難者が多数となった場合に開設

太陽光:太陽光発電(10KW バッテリー付)設備有

多言語避難所:府立佐野高等学校を外国人のための多言語避難所開設予定場所とし、運営については関係機関・団体に協力を依頼する。

## ○福祉避難所一覧

市管理施設（指定避難所）

平成31年3月31日現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	想定 収容 人数
19	社会福祉センター	中庄1102	072-464-2563	253人
32	木馬園	南中安松1548	072-465-2800	58人

想定収容人数:3.3㎡当り2人で算定

民間福祉施設(協定締結施設)

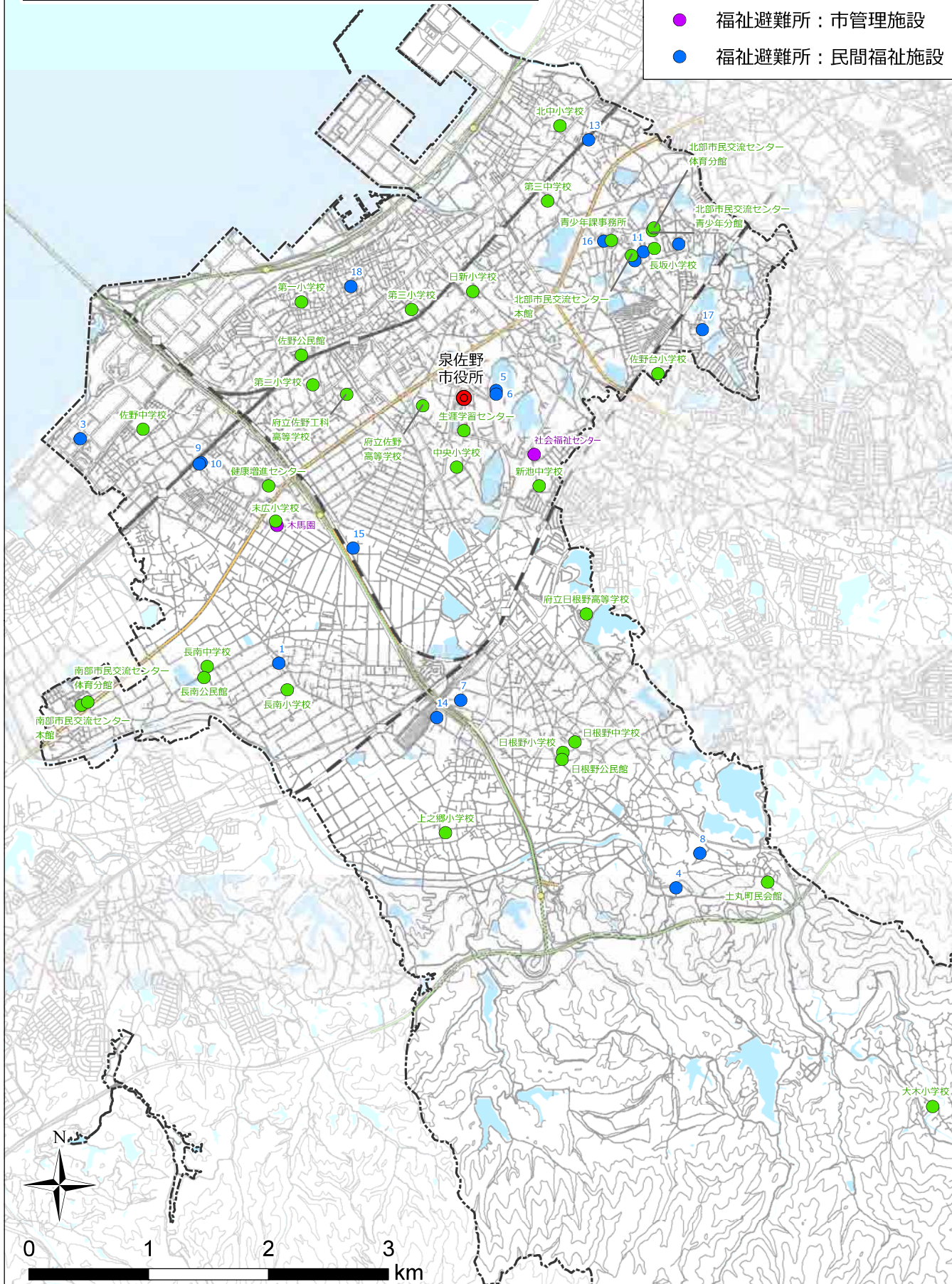
平成31年3月31日現在

NO	施設名	所在地	受入対象者	備考
1	特別養護老人ホーム アムリタ	長滝842-1	高齢者	※
2	障害者支援施設 泉ヶ丘療護園	鶴原935-1	障がい者	※
3	特別養護老人ホーム 泉ヶ丘園りんくう	りんくう往来南5-17	高齢者	※
4	特別養護老人ホーム 泉ヶ丘園	土丸531	高齢者	※
5	介護老人保健施設エルダーケア	中庄1310	高齢者	※
6	地域密着型介護老人福祉施設エルダーケア	中庄1305-3	高齢者	※
7	ライフワークぎんなん	日根野3532	障がい者	※
8	特別養護老人ホーム 犬鳴山荘	土丸388	高齢者	※
9	泉佐野すえひろこども園	東羽倉崎町9-14	乳幼児	※
10	幸デイサービスセンター	東羽倉崎町9-14	高齢者	※
11	特別養護老人ホームホライズン	鶴原1071-1	高齢者	※
12	介護老人保健施設ホライズン	下瓦屋221-1	高齢者	※
13	軽費老人ホーム 暢楽荘	鶴原1787	高齢者	※
14	恵誠の里	上之郷2007-1	障がい者	※
15	ラポートデイサービスセンター	長滝3672	高齢者	※
16	認定こども園下瓦屋保育園	上瓦屋610-1	乳幼児	※
17	ケアハウス泉佐野	南泉ヶ丘1-8-9	高齢者	※
18	小規模多機能ホーム くすのき	春日町2-7	高齢者	※

※社会福祉法人と平成30年3月26日に締結した「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定」に基づき、福祉避難所の開設は、災害の状況に応じて、民間福祉施設管理者と協議し決定する。

# 資料9-2 指定避難所・福祉避難所位置図

- 指定避難所
- 福祉避難所：市管理施設
- 福祉避難所：民間福祉施設



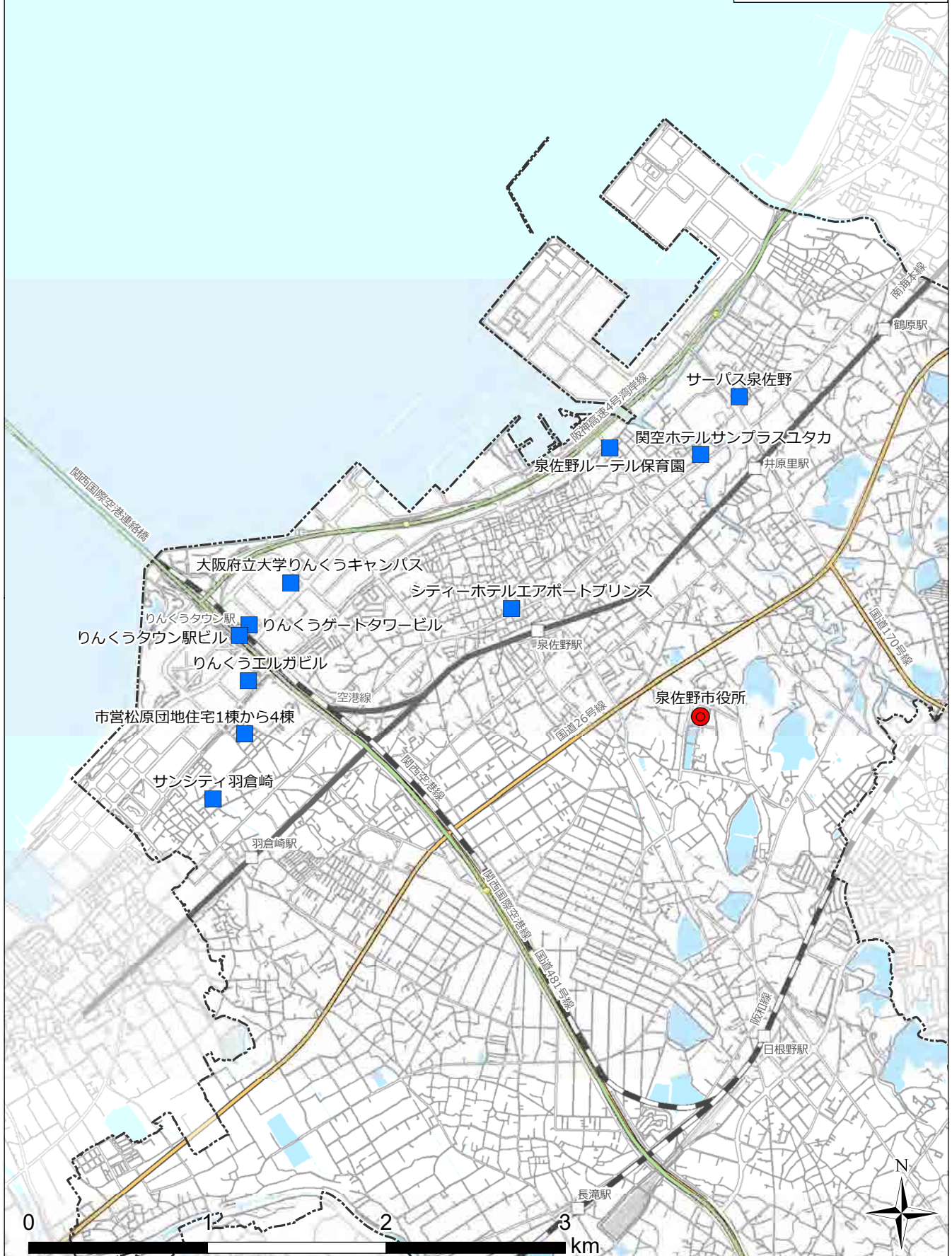
### 資料9-3 津波避難ビル一覧

NO	名称	所在地	使用可能	収容人員
1	大阪府立大学りんくうキャンパス	りんくう往来北1番地の58	5階 多目的ホール	約282人
2	りんくうゲートタワービル	りんくう往来北1番地	2階エントランス・14階会議室	約850人
3	関空ホテルサンプラスユタカ	湊3丁目3番4号	3階から7階廊下	約240人
4	サンシティ羽倉崎	羽倉崎4-1-5	3階から10階廊下・屋上	約800人
5	シティーホテルエアポートプリンス	若宮町6-3	3階から8階廊下・屋上	約270人
6	市営松原団地住宅1棟から4棟	松原3-2~3	3階から5階共用部(廊下等)	約2,500人
7	泉佐野ルーテル保育園	湊3丁目13番11号	3階・屋上	約239人
8	サーパス泉佐野	下瓦屋3丁目15番5号	3階から9階共用部(廊下等)	約330人
9	りんくうエルガビル	りんくう往来南2番地2	3階廊下部分	約300人
10	りんくうタウン 駅ビル	りんくう往来北1番地	2階公共通路部分	約4,600人



# 資料9-3 津波避難ビル位置図

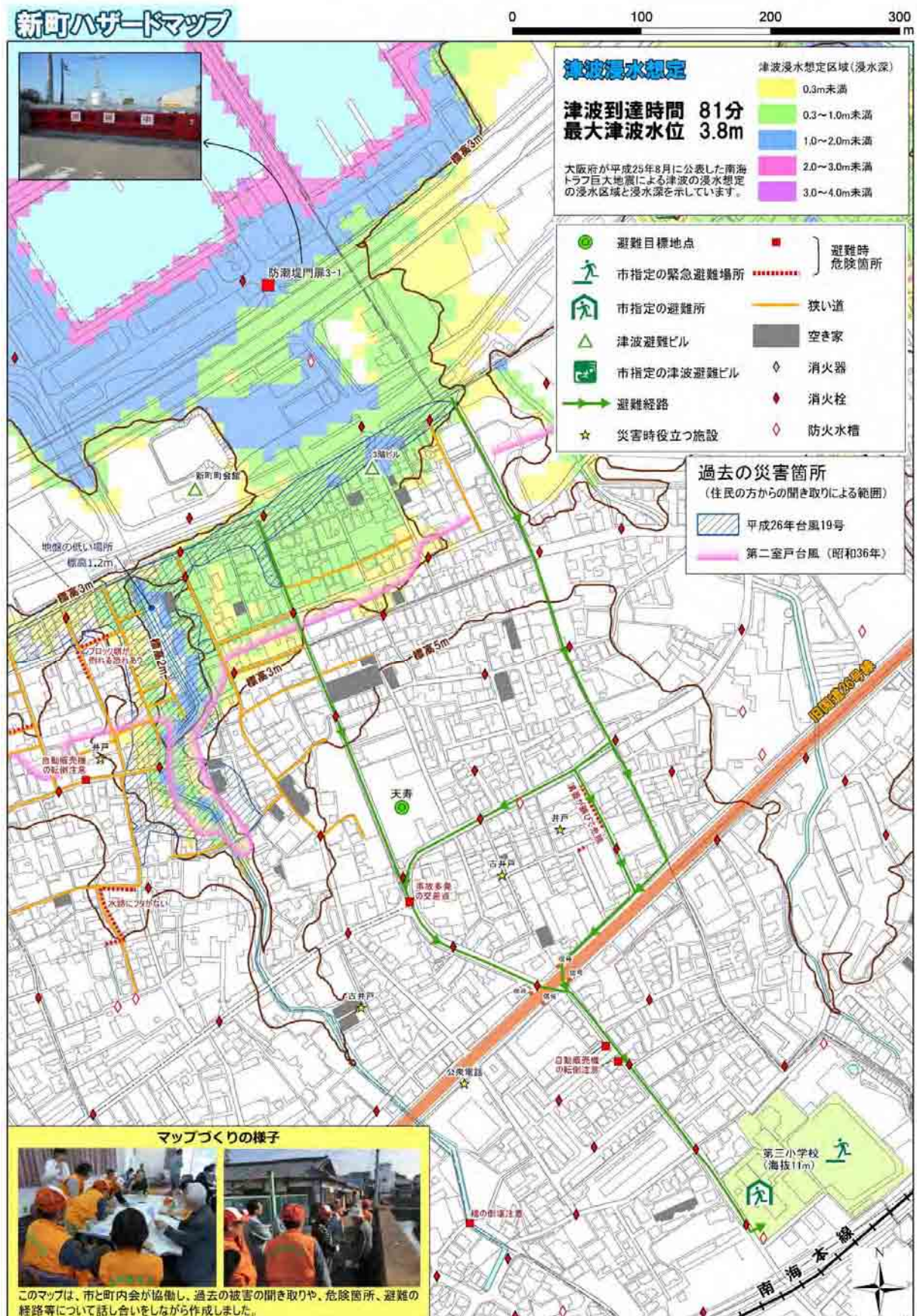
■ 津波避難ビル





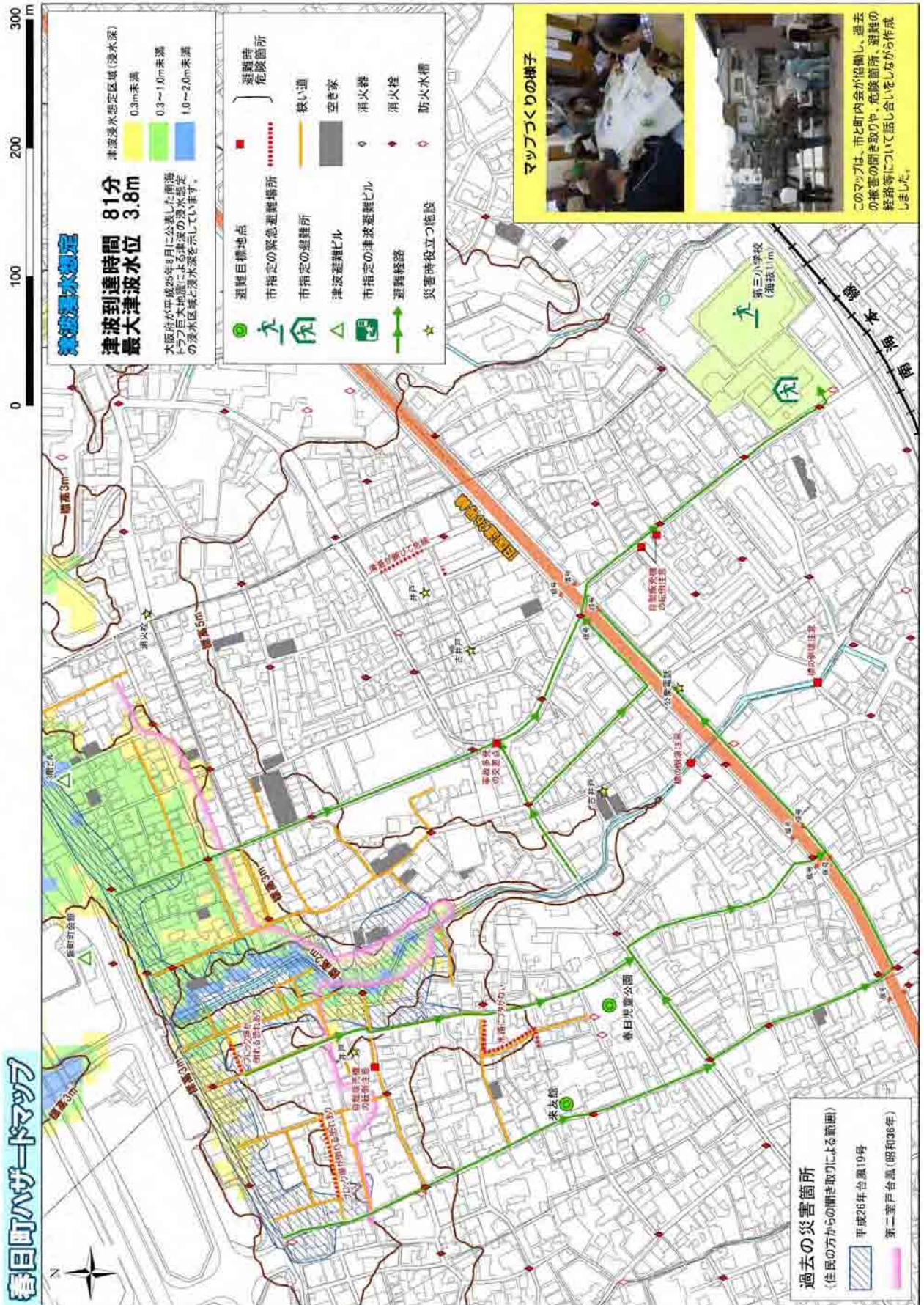
資料 9-4 津波・河川氾濫避難（避難場所・避難路）

①新町地区





② 春日地区









④ 鶴原地区

鶴原ハザードマップ



**津波浸水想定**

**津波到達時間 81分**  
**最大津波水位 3.8m**

大東府が平成25年8月に公表した南海トラフ巨大地震による津波の浸水想定図の浸水区域と浸水深を示しています。

津波浸水想定区域(浸水深)	0.3m未満	0.3~1.0m未満	1.0~2.0m未満
---------------	--------	------------	------------

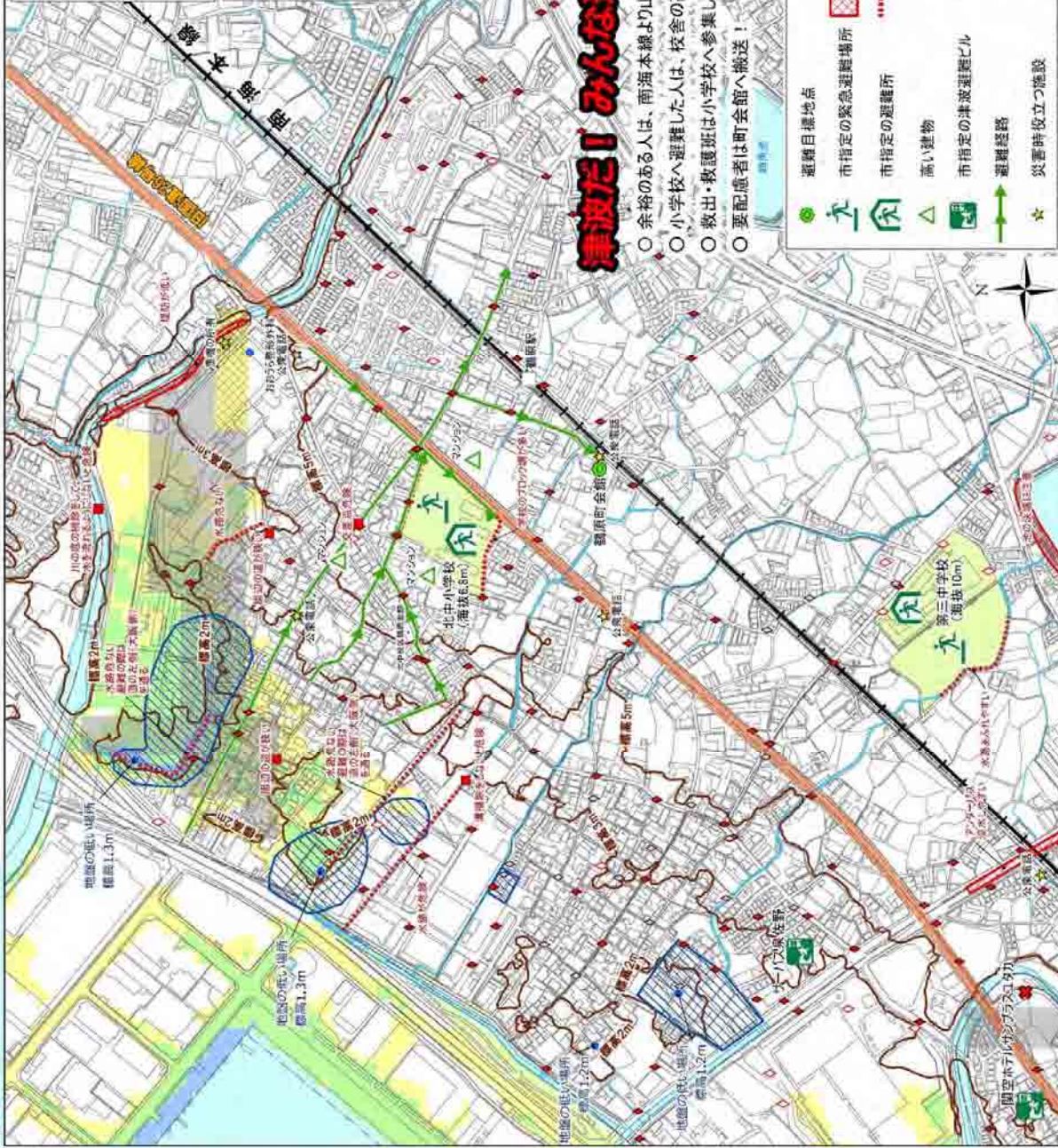
**河川浸水リスク**

100年に1度の確率降雨(1時間75.9mm)  
100年に1度の確率降雨(1時間75.9mm)  
床下浸水程度(0.5m未満)  
床下浸水程度(0.5~3.0m未満)  
床下浸水程度(3.0m以上)

200年に1度の確率降雨(1時間86.9mm)

● 浸水想定地点  
● 浸水想定地点

平成26年台風19号の浸水箇所  
(住民の方からの聞き取りによる範囲)



津波だ！みんな逃げる！！



このマップは、市と町内会が協働し、過去の被害の聞き取りや、危険箇所、避難の経路等について話し合いをしながら作成しました。



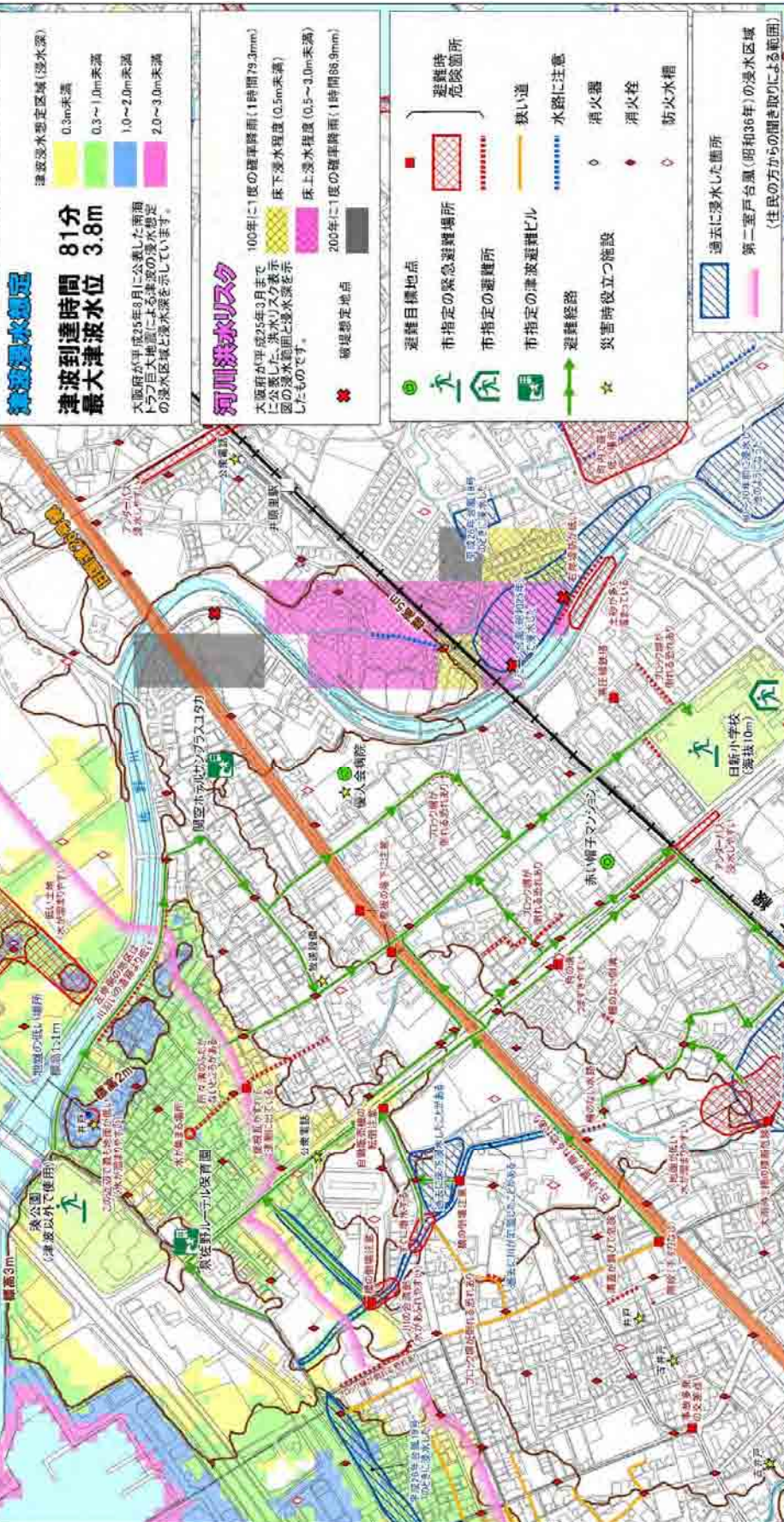




⑥ 瀬谷区



浸ハザードマップ



**津波浸水想定**

津波到達時間 **81分**  
最大津波水位 **3.8m**

大磯府が平成25年8月に公表した南海トラフ巨大地震による津波の浸水想定図の浸水区域と浸水深を示しています。

浸水深	浸水想定区域(浸水深)
0.3m未満	0.3m未満
0.3~1.0m未満	0.3~1.0m未満
1.0~2.0m未満	1.0~2.0m未満
2.0~3.0m未満	2.0~3.0m未満

**河川浸水リスク**

大磯府が平成25年3月までに公表した、洪水リスク表示図の浸水範囲と浸水深を示したものです。

100年に1度の確率降雨(1時間79.3mm)	床下浸水程度(0.5m未満)
200年に1度の確率降雨(1時間86.9mm)	床上浸水程度(0.5~3.0m未満)

- 避難目標地点
- 避難時危険箇所
- 市指定の緊急避難場所
- 市指定の避難所
- 市指定の津波避難ビル
- 避難経路
- 災害時役立つ施設
- 狭い道
- 水路に注意
- 消火器
- 消火栓
- 防火水槽
- 過去に浸水した箇所
- 第二室戸台風(昭和36年)の浸水区域(住民の方からの聞き取りによる範囲)





⑦上瓦屋地区

上瓦屋ハザードマップ

0 100 200 300 m

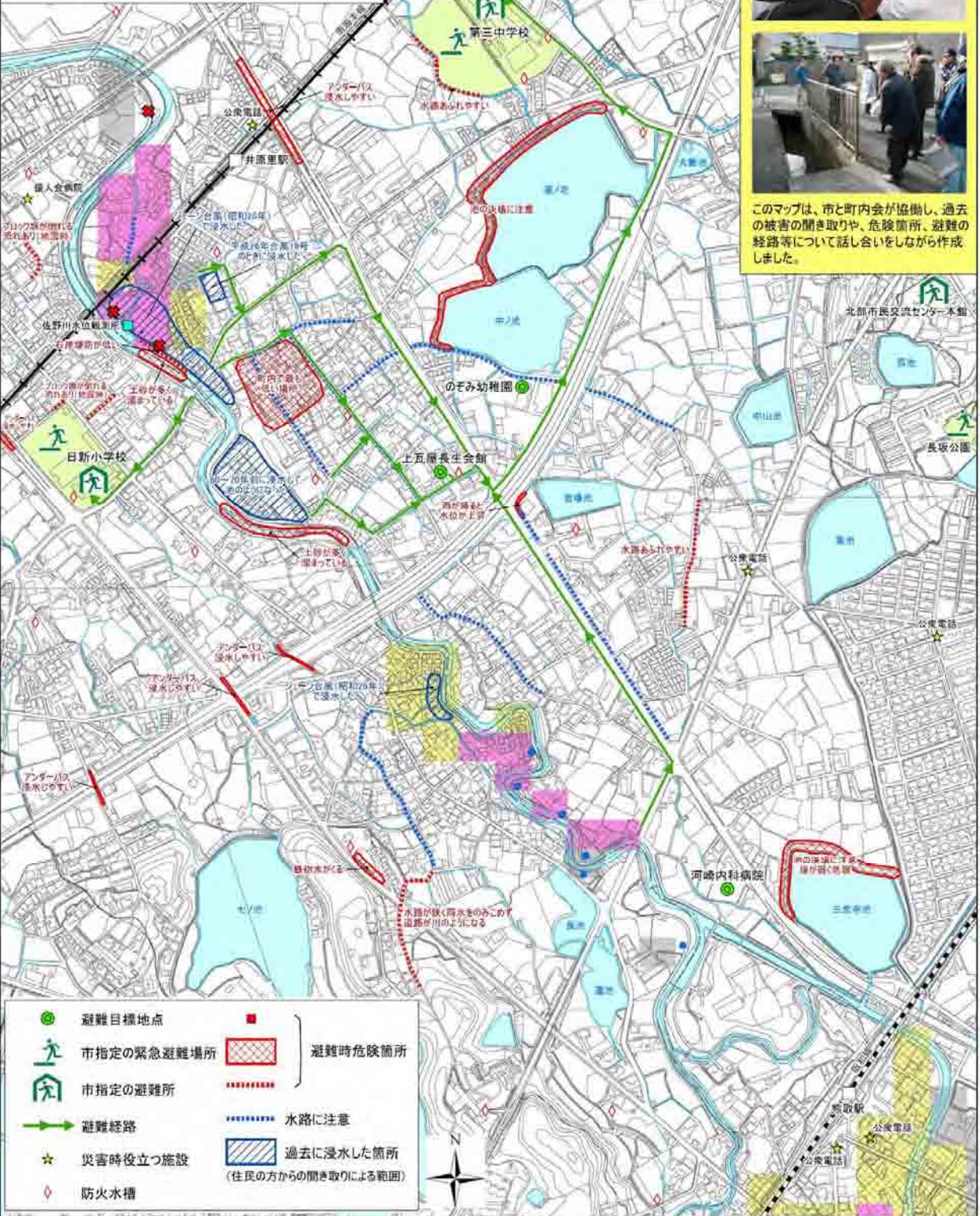
河川洪水リスク

大阪府が平成25年3月までに公表した、洪水リスク表示図の浸水範囲と浸水深を示したものです。

100年に1度の確率降雨(1時間79.3mm)  
 200年に1度の確率降雨(1時間86.9mm)

床下浸水程度(0.5m未満)  
 床上浸水程度(0.5~3.0m未満)

破堤想定地点  
 溢水想定地点



マップづくりの様子

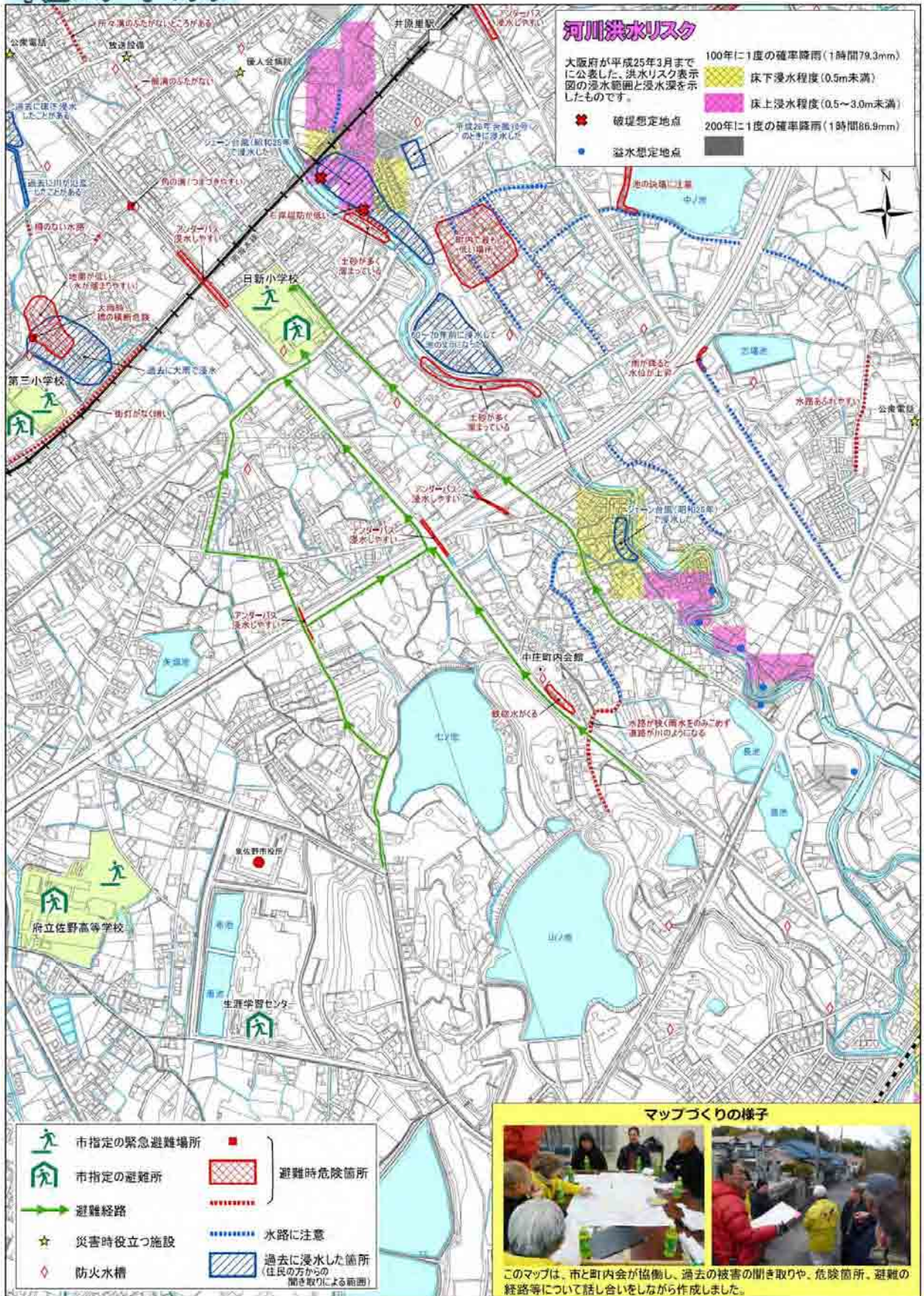
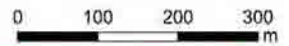
このマップは、市と町内会が協働し、過去の被害の聞き取りや、危険箇所、避難の経路等について話し合いをしながら作成しました。

- 避難目標地点
- 市指定の緊急避難場所
- 市指定の避難所
- 避難経路
- 災害時役立つ施設
- 防火水槽
- 避難時危険箇所
- 水路に注意
- 過去に浸水した箇所(住民の方からの聞き取りによる範囲)



⑧中庄地区

中庄ハザードマップ



河川洪水リスク

大阪府が平成25年3月までに公表した、洪水リスク表示図の浸水範囲と浸水深を示したものです。

100年に1度の確率降雨(1時間79.3mm)  
 床下浸水程度(0.5m未満)  
 床上浸水程度(0.5~3.0m未満)

200年に1度の確率降雨(1時間86.9mm)

- 破堤想定地点
- 溢水想定地点

- 市指定の緊急避難場所
- 市指定の避難所
- 避難経路
- 災害時役立つ施設
- 防火水槽
- 避難時危険箇所
- 水路に注意
- 過去に浸水した箇所(住民の方からの聞き取りによる範囲)

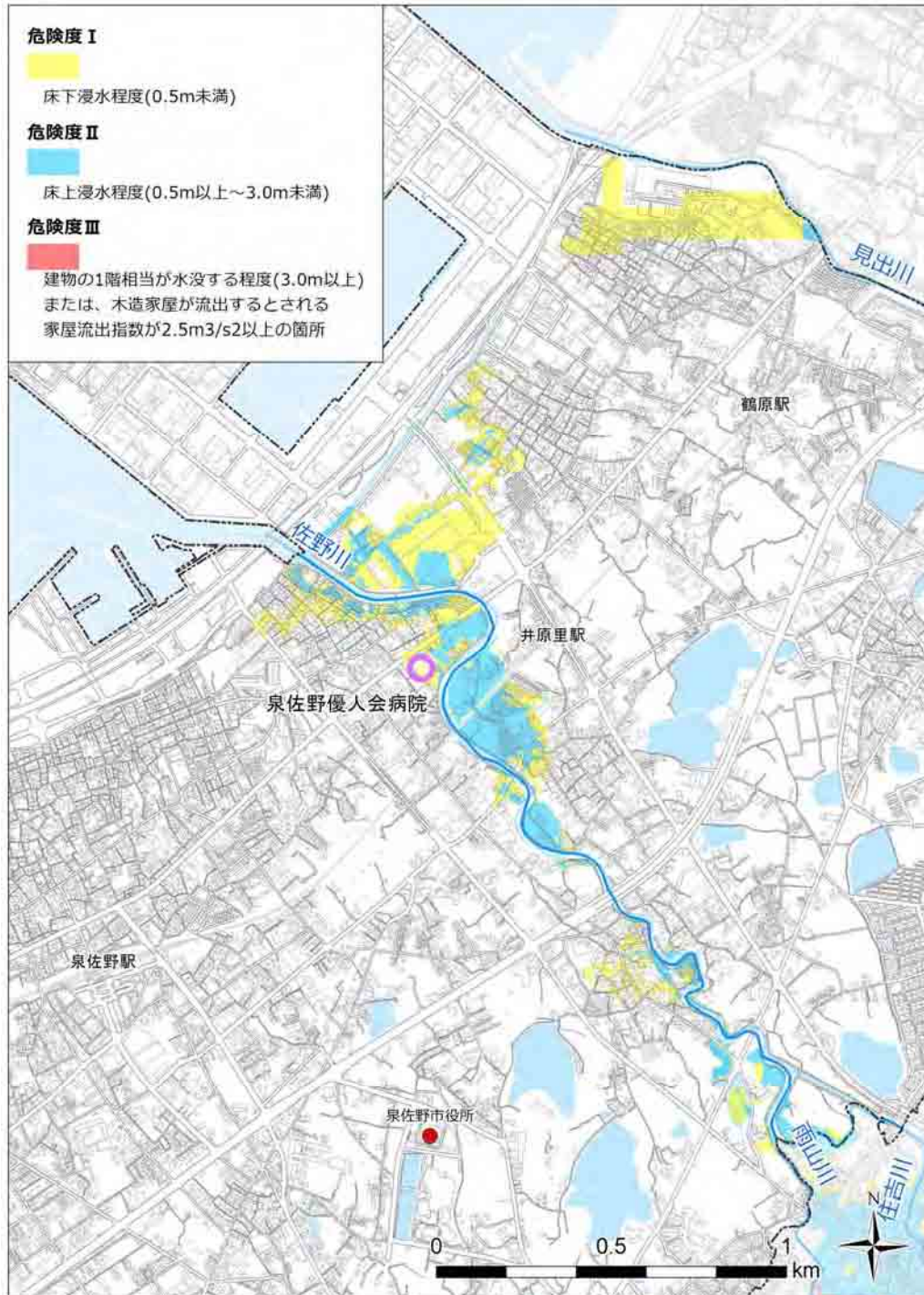


このマップは、市と町内会が協働し、過去の被害の聞き取りや、危険箇所、避難の経路等について話し合いをしながら作成しました。



### ⑨ 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

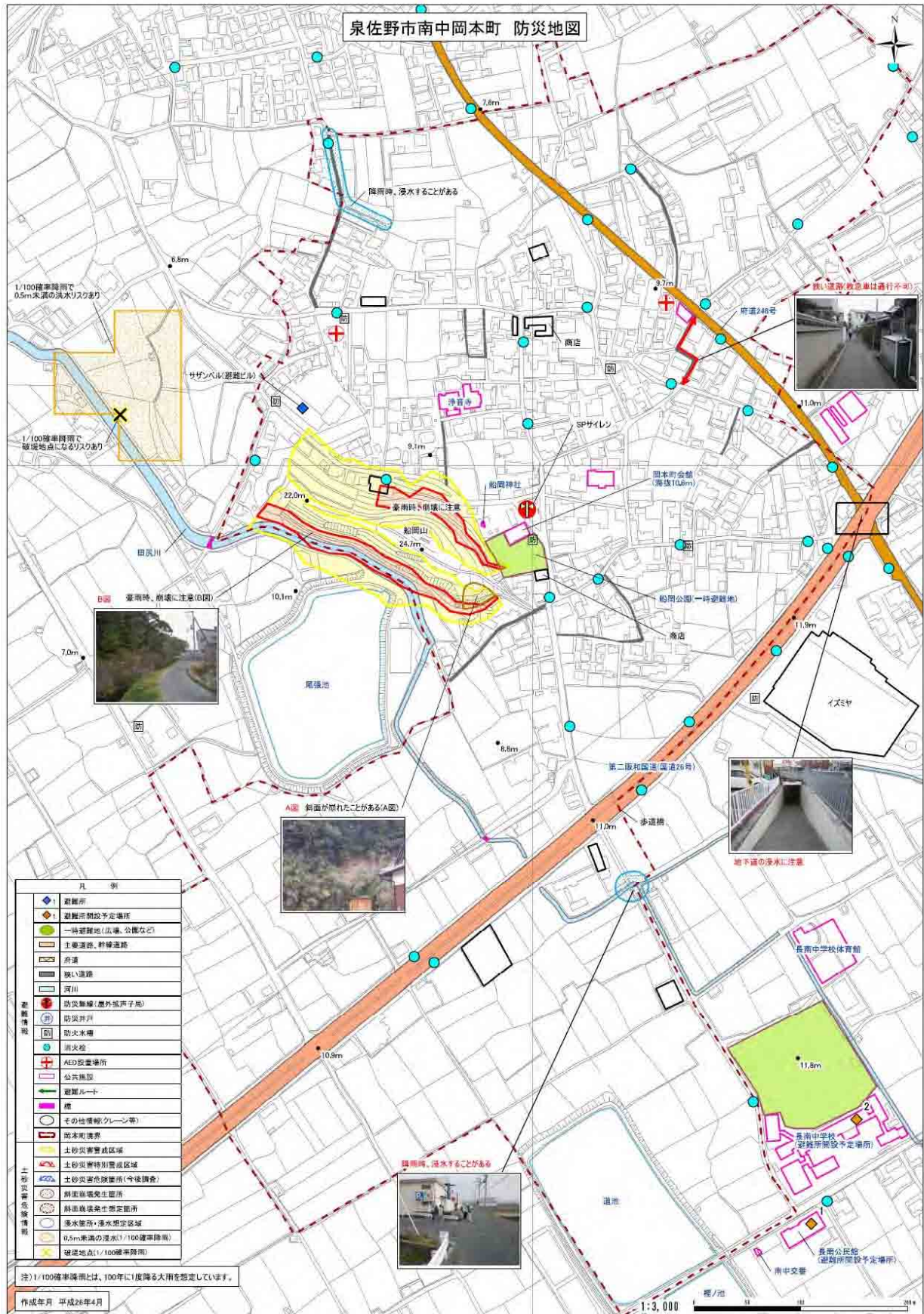
分類	施設名称	所在地	電話番号	浸水想定区域		備考
医療施設	泉佐野優人会病院	湊 4-5-17	072-462 -2851	佐野川 想定最大規模	危険度 I	





# 資料 9-6 土砂災害避難（避難場所・避難路）

## ①南中岡本町

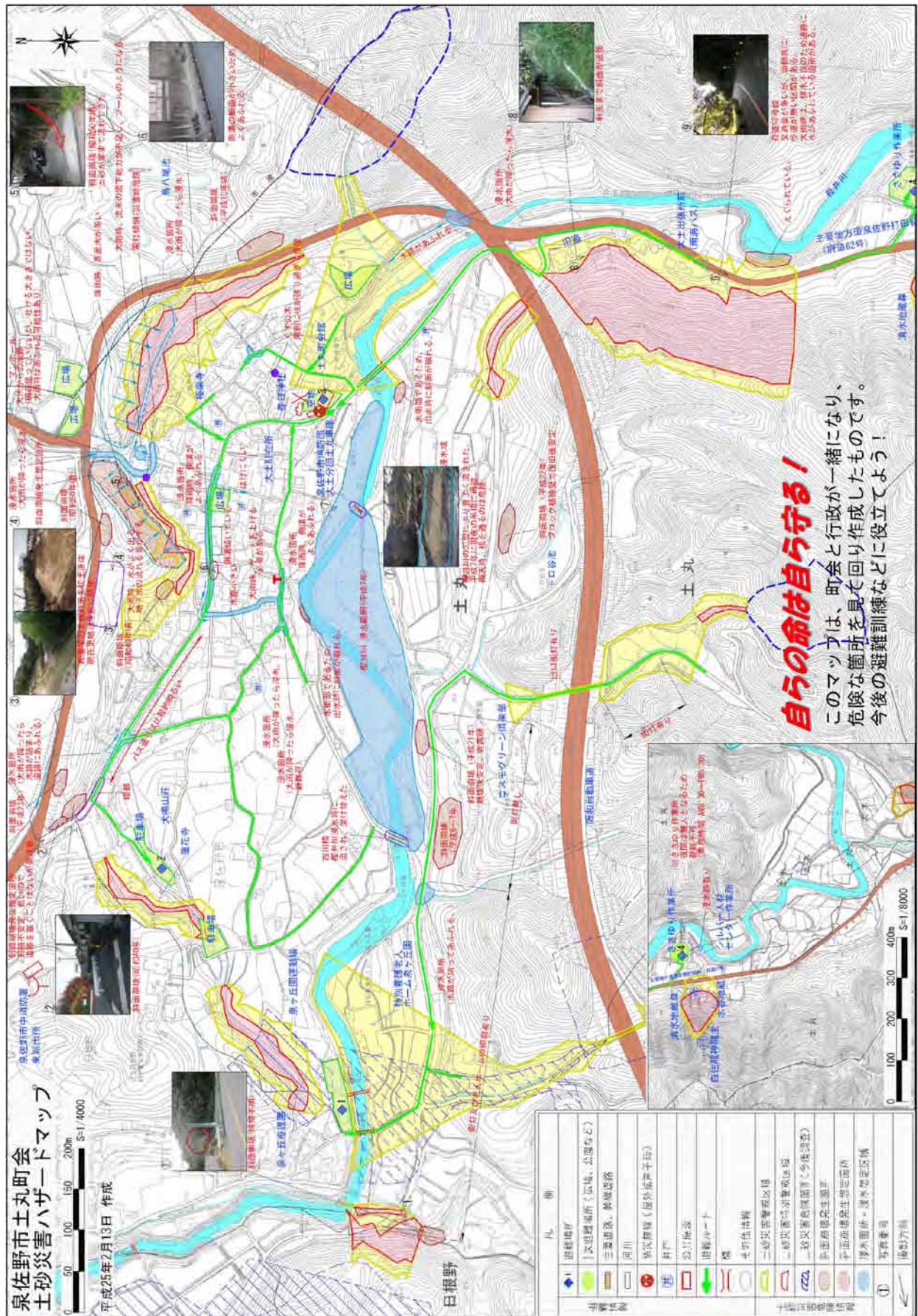








### ③土丸町会

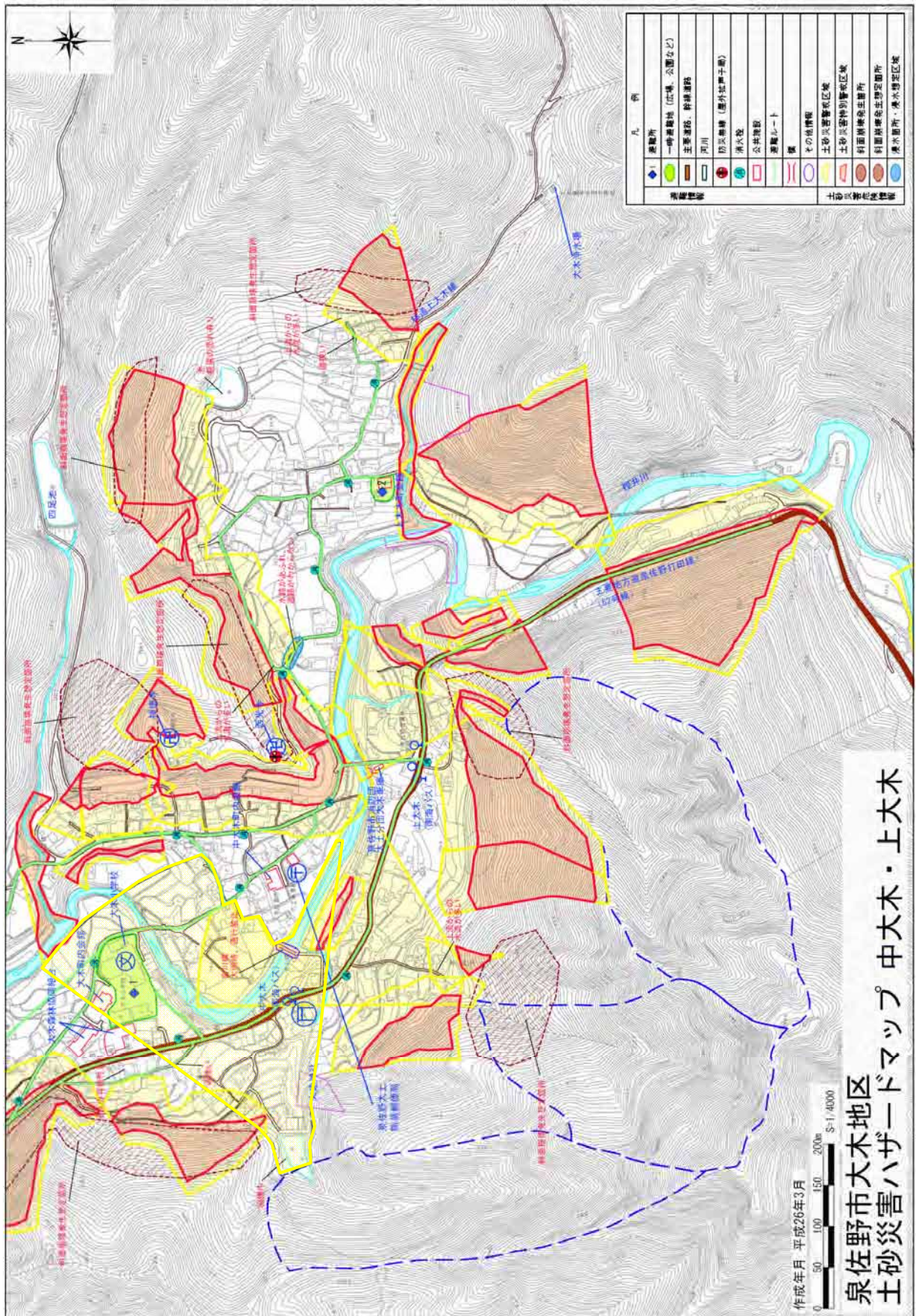








⑤中大木・上大木地区



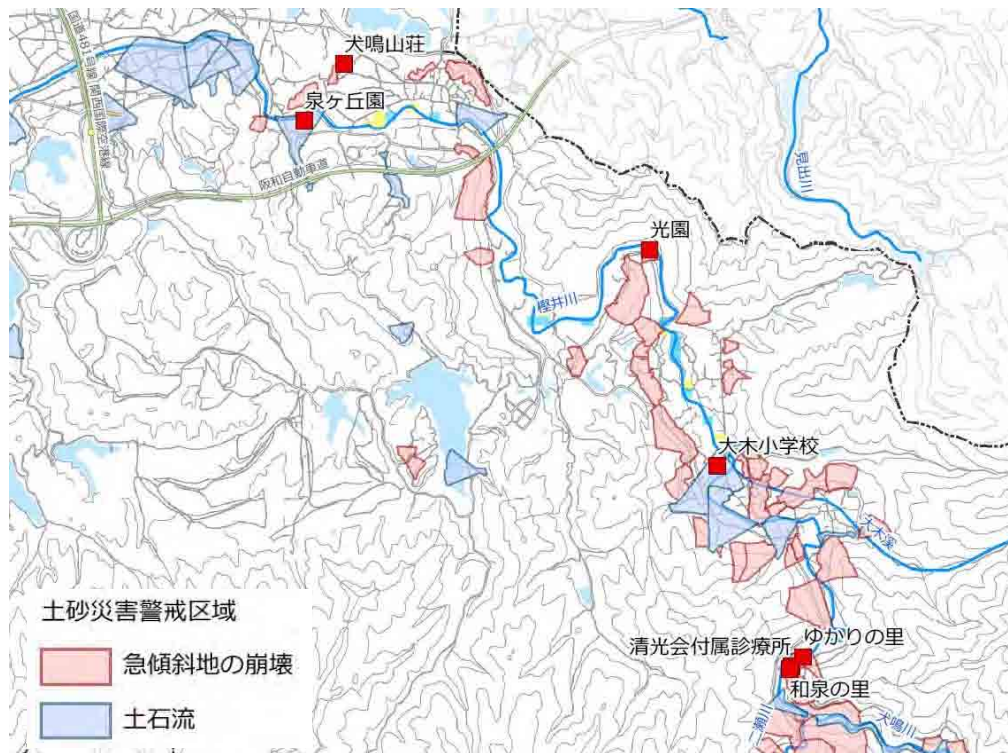






### ⑦土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

分類	施設名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域		備考
社会福祉施設	社会福祉法人光会 障害者支援施設 光園	大木 1117	072-459 -7229	急傾斜地の崩壊 K21300010	大木(4)	
	社会福祉法人清光会 障がい者福祉施設 ゆかりの里	大木 10	072-459 -7814	急傾斜地の崩壊 K21300380	大木(3)	和泉の里と隣接
	社会福祉法人清光会 障がい者福祉施設 和泉の里	大木 2247-1	072-459 -7613	急傾斜地の崩壊 K21300380	大木(3)	ゆかりの里と隣接
	社会福祉法人泉ヶ丘福祉会 特別養護老人ホーム 泉ヶ丘園	土丸 531	072-467 -2160	土石流 D21310080	樫井川左7 (土丸)	
	社会福祉法人犬鳴山 特別養護老人ホーム 犬鳴山荘	土丸 388	072-468 -0661	急傾斜地の崩壊 K21300290	土丸(6)	
学校	泉佐野市立大木小学校	大木 1443	072-459 -7344	土石流 D21310070	樫井川左 10 (下大木溪)	屋内運動場 及び校舎 2階は指定 避難場所
医療施設	清光会附属診療所	大木 2247-1	072-459 -7613	急傾斜地の崩壊 K21300380	大木(3)	和泉の里と隣接



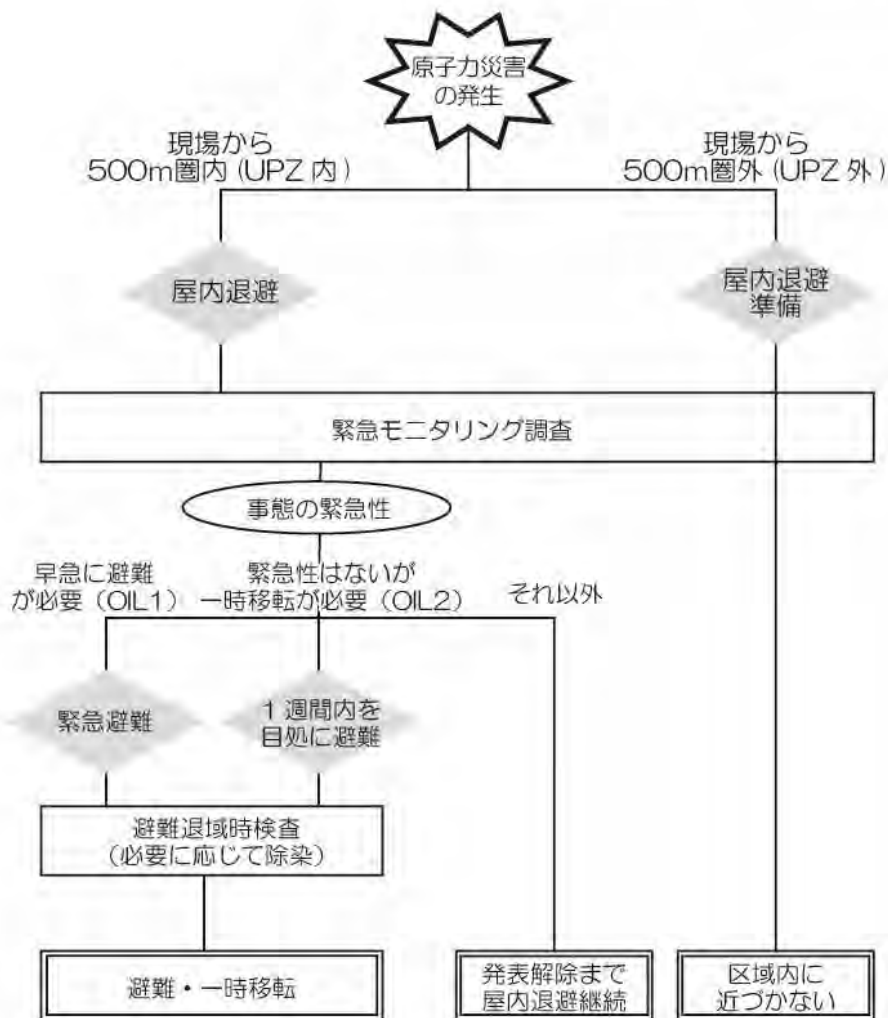
## もしも原子力災害が起こったら

近隣の原子力施設にて原子力災害が起こった場合、住民の皆さんも身体に影響を及ぼさないように身を守るための行動が必要です。

身を守るためには、災害時の状況により、その時々状況に応じた行動をとることが必要です。具体的には、国の原子力規制委員会が、定める基準（OIL）と現場の放射線の測定値を照らし合わせた結果をもとに、住民の皆さんがどのような行動をとればよいのかを発表します。

表 OIL の基準

避難の緊急性の目安	OIL 1	早急に避難が必要
	OIL 2	一時移転が必要【概ね 1 週間以内】
体表面の除染が必要かの目安	OIL 4	体表面の除染が必要



※OIL 2 の基準を超えた場合、地域生産物の摂取を制限する。

図 防護措置のフロー

## ★避難や移転が必要となる可能性がある地域

- 原子力災害が起こった場合、図の紫で塗られている地域が、原子力施設から半径 500 m以内（UPZ 内）の地域であり、身を守るための行動が必要な地域になります。
- その時々に必要な行動は、防災行政無線や行政から施設管理者様への連絡等により発表します。

## ★屋内退避とは（災害発生時～）

- 屋内退避とは、自宅や職場、公共施設など近くの屋内に入ることです。
- 屋内退避時には、窓を閉める、換気扇を回さないなど放射性物質が建物内に入らないようにしましょう。

## ★緊急性に応じた避難行動

### ① OIL1：早急に避難が必要なとき

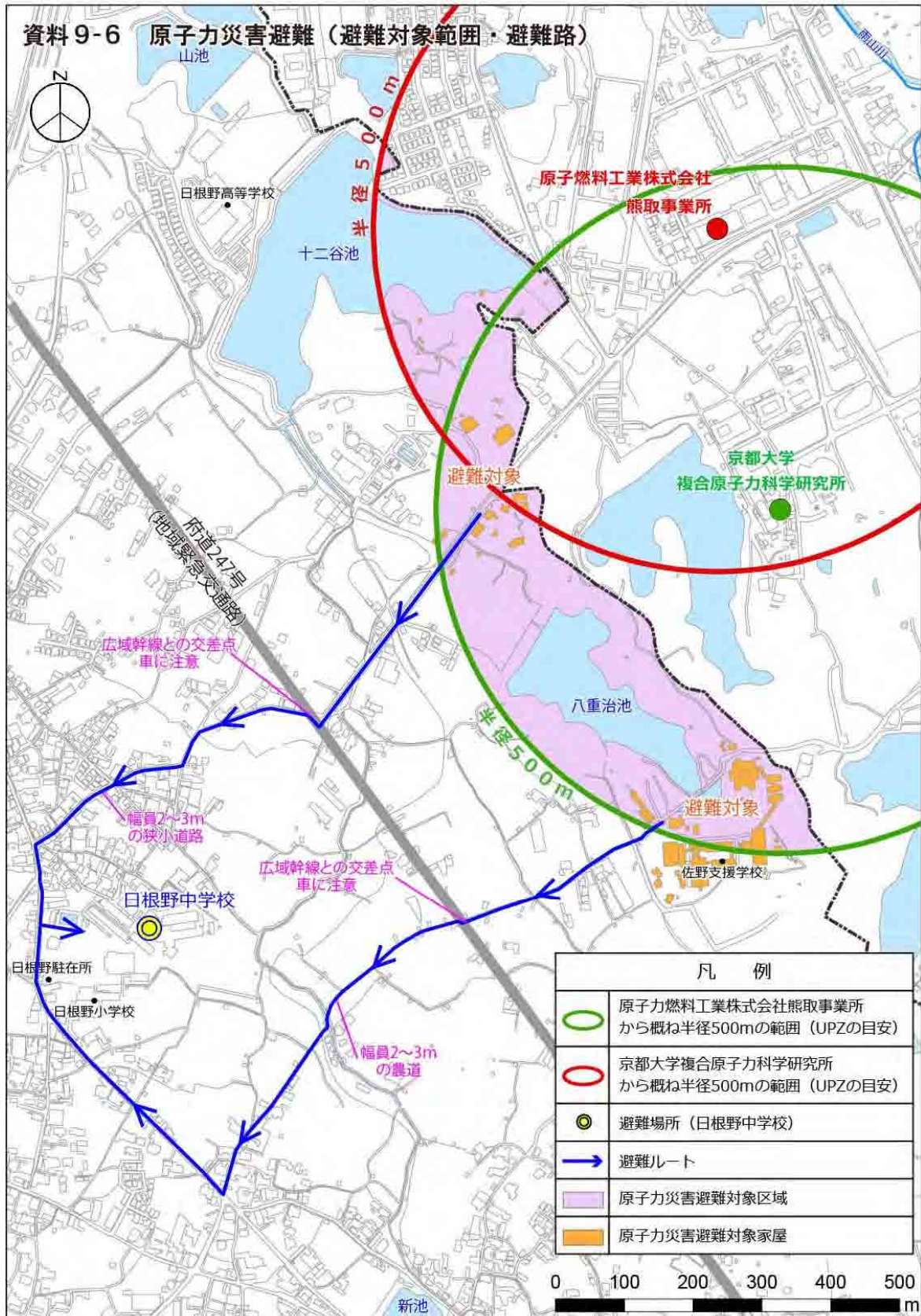
- 緊急時の避難は、避難指示があってから数時間以内に避難を完了させます。
- 避難は、図の青のルートに沿って避難所である日根野中学校まで移動します。
- 避難にあたり、幹線道路を通ることや、道幅が狭い道路を通るので、慌てず落ち着いた避難行動が必要です。

### ② OIL2：一時移転が必要【概ね1週間以内】

- 緊急性がない場合でも、無用な被ばくを防ぐために、事態が落ち着くまで一時移転をする必要があります。
- 一時移転までは、1 週間程度内が目安とされており、その間に一時移転の準備をしていただき、不要な外出は控えてください。
- 一時移転先の確保は行政が行います。



資料 9-6 原子力災害避難（避難対象範囲・避難路）



凡 例	
	原子力燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径500mの範囲（UPZの目安）
	京都大学複合原子力科学研究所から概ね半径500mの範囲（UPZの目安）
	避難場所（日根野中学校）
	避難ルート
	原子力災害避難対象区域
	原子力災害避難対象家屋

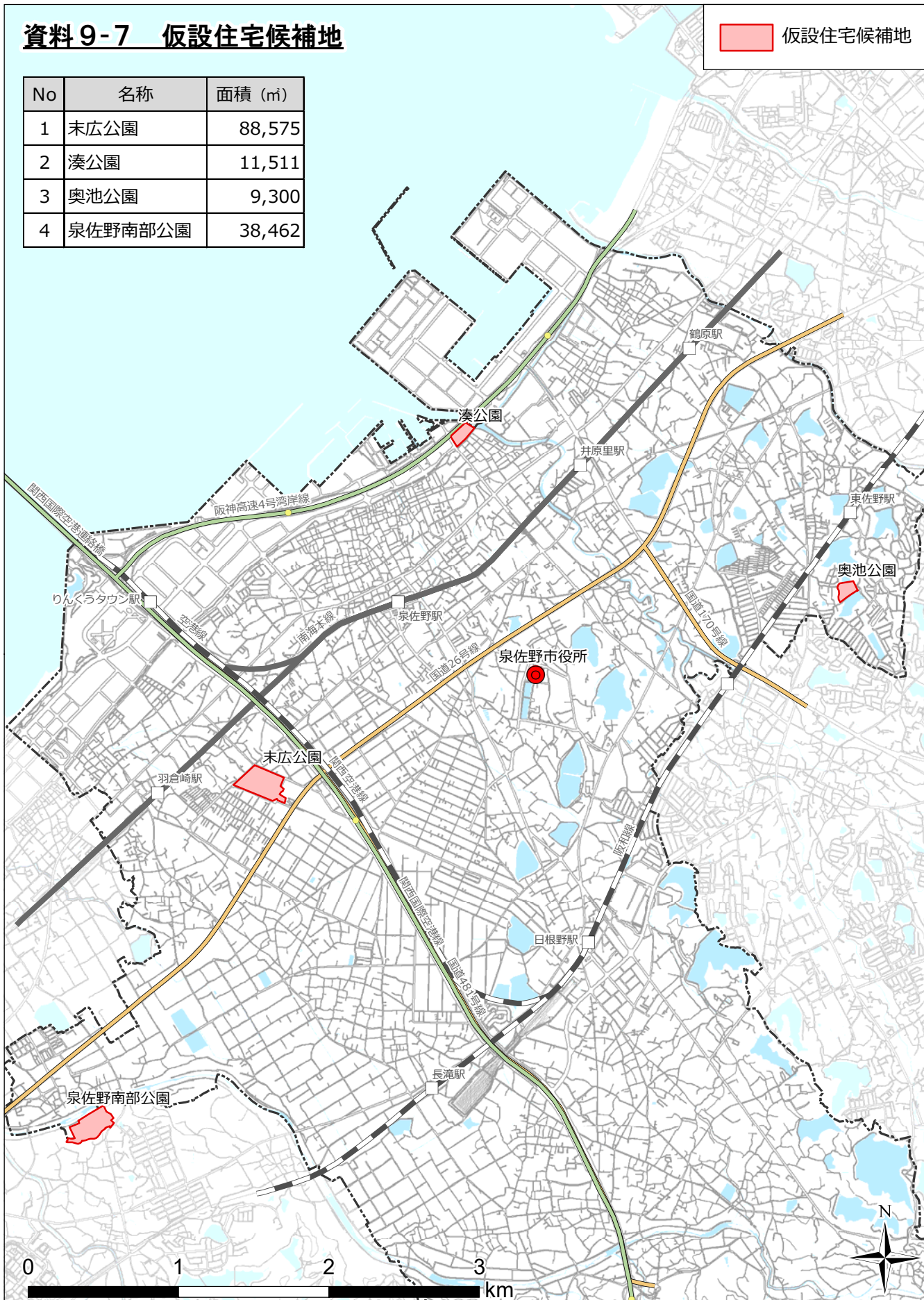
0 100 200 300 400 500 m



# 資料9-7 仮設住宅候補地

■ 仮設住宅候補地

No	名称	面積 (㎡)
1	末広公園	88,575
2	湊公園	11,511
3	奥池公園	9,300
4	泉佐野南部公園	38,462



## 1 0. 飲料水食糧生活必需品關係

---



## 資料10-1 上下水道局主要機材一覧

### (1) 車輛

(平成31年4月1日現在)

号車	車名	形状	無線
1	ダイハツ ハイゼット	軽ダンプ	○
2	スバル サンバー	バン	○
3	トヨタ タウンエース	バン	○
4	トヨタ プロボックス	バン	○
5	トヨタ プロボックス	ワゴン	○
6	トヨタ プロボックス	バン	○
7	スズキ エブリイ	バン	○
8	日野 デュトロ	給水車	
9	三菱 キャンター	ダンプ	
10	トヨタ トヨエース	キャブオーバ	○
11	スズキ スペーシア	箱型	
12	スズキ エブリイ	バン	○
13	トヨタ プロボックス	ワゴン	○
14	トヨタ アクシオ	箱型	
15	ダイハツ ハイゼット	バン	○

### (2) 給水タンク

品名	容量	数量	目標数量	常置場所
給水タンク	1.0 m <sup>3</sup>	2	2	日根野浄水場
給水タンク	1.5 m <sup>3</sup>	2	2	日根野浄水場
ポリ容器	18 L	200	200	日根野浄水場

### (3) 応急給水用資材

品名	容量	数量	目標数量	常置場所
飲料水製造装置	25m <sup>3</sup> /日	1	1	日根野浄水場内防災倉庫
ウォーターバルーン	4m <sup>3</sup>	5	5	日根野浄水場内防災倉庫
仮設給水栓	---	10	10	日根野浄水場内防災倉庫
備蓄水	490cc	5,500	13,000	日根野浄水場内防災倉庫
給水袋	5L	4,600	15,000	日根野浄水場内防災倉庫他

**資料10-2 泉佐野市配水管工事事業者**

(平成31年4月1日現在)

業 者 名	住 所	
(株)河内屋	泉佐野市高松西2丁目2427番地の1	464-0115
(有)佐野水道工業所	泉佐野市新町3丁目3番22号	462-0767
(株)ヤマダ	泉佐野市南中岡本424番地の7	466-0147
(株)ハンワエンジニア	泉佐野市羽倉崎2丁目1番57号	490-3337
泉冷熱水道	泉佐野市長滝139番地の1	465-7000
(株)サワノ	泉佐野市南中安松1273番地の1	466-7088
(有)山樹設備	泉佐野市上之郷1945番地の10	468-2338
(株)かじせ	泉佐野市高松北1丁目4番15号	463-1616
セイナン工業(株)	泉佐野市高松北1丁目6番14号	462-4898
泉佐野市認定水道工事業協同組合	泉佐野市日根野786番地の1	450-2777
(株)水道屋	泉佐野市中町3丁目1番1号	468-7777
(株)ヴァルク	泉佐野市長滝3870番地	490-3456
オオジリ工業(株)	泉佐野市南中安松1273番地の1 201号	465-3355

※緊急に連絡が必要な場合は上下水道局より連絡を取るものとする。

( 市 関 係 )

泉佐野市上下水道局	泉佐野市日根野1928	467-2800
日根野浄水場	泉佐野市日根野1928	467-2800
		467-1805

資料10-3 市備蓄状況及び備蓄目標

[ 物資備蓄状況 ] (平成31年4月現在)

○末広公園備蓄倉庫1 (重要物品11品目)

品名	単位	数量	目標	
食糧	アルファ化米等	食	23,059 (注1)	23,059
	保存パン	缶	912	—
高齢者用食	食	1,600	1,214	
毛布	枚	11,880 (注1)	11,874	
粉ミルク	g	10,629	9,817	
ほ乳瓶	本	384	133	
乳児・小児用おむつ	枚	1,776	1,349	
大人用おむつ	枚	288	270	
簡易トイレ	組立式簡易トイレ	基	35	119
	ボックス式トイレ	個	500 (注1)	
	ポータブルトイレ	台	96 (注1)	
	携帯トイレ	個	32,000 (注1)	
生理用品	枚	16,200	1,315	
マスク	枚	680	122	
トイレレットペーパー	m	57,120	50,566	

(注1) : 一部避難所で備蓄

大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について (大阪府域救援物資対策協議会H27.12)

項目	算出式(人口比率は、平成22年度国勢調査より)	役割分担
食糧	(直下型地震による)避難所避難者数×3食×1.2により算出した数量と (南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3食×3日×1.2で算出した数量を比較し多い方	府1 : 市町村1
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。	府1 : 市町村1
毛布 (保温用資材)	避難所避難者数×必要枚数2枚/人	府1 : 市町村1
育児用調整粉乳	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g(注)/人/日 ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日乗じる。 (注)130gは各メーカーの1日摂取量目安 26g×5回/人/日=130g/人/日	府1 : 市町村1
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5回/人/日とする。	市町村は、必要分(100%)、 府は、予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚(注)/人/日 ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日乗じる。 (注)8枚/人/日は3Hで1枚使用すると平均データから算出(内閣府確認)	府1 : 市町村1
大人用おむつ	避難所避難者数×必要割合0.005×8枚(注)/人/日 ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日乗じる。 (注)8枚/人/日は3Hで1枚使用すると平均データから算出(内閣府確認)	府1 : 市町村1
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、簡易トイレ(BOX型、マンホールトイレ、組立式等)を確保する。	府1 : 市町村1 (ただし、 市町村は、ボックス型 (便器型等)、府は、調達含 め組立式とする。)
生理用品	避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(注)(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日 ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日乗じる。 (注)対象年齢12歳から51歳、月経周期5日/32日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定	府1 : 市町村1
トイレレットペーパー	避難所避難者数×7.5m(注)/人/日 ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日乗じる。 (注)NPO緊急災害備蓄推進協議会(経済産業省推奨)によると4人家族で150m巻き6ロールを約1か月分としている。 150m×6ロール÷4人÷30日=7.5m/人/日	府1 : 市町村1
マスク	避難所避難者数×(注) 1.8% ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日乗じる。 (注)厚生労働省結核感染症課 報道資料 インフルエンザ発生状況(平成27年第1週)の全国ピーク時の1週間の医療機関受診数 推計139万から算出 1000人当たりの府内インフルエンザ罹患患者数1.5人/日×潜伏比率3倍×感染比率4倍	府1 : 市町村1



[ 資 材 等 備 蓄 状 況 ]

○末広公園備蓄倉庫2

品 名	数 量	品 名	数 量
レインスーツ	100着	カセットコンロ	320個
耐切創手袋	100双	カセットボンベ	960本
ウェットティッシュ	8箱	ラップ	100個
コンパクトエアベッド	240個	使いきり手袋	6,800双
段ボール製簡易ベッド	50台		

○南部公園備蓄倉庫

品 名	数 量	品 名	数 量
軍手	1,200双	ブルーシート	9,300枚
踏み抜き防止インソール	40個	土のう袋	10,000枚
フェイスタオル	3,200枚	PPロープ	125巻

○水防倉庫

品 名	数 量	品 名	数 量
水中ポンプ	20基	木杭(1m)	144本
エンジンポンプ	4基(大)4基(小)	メガネ杭	16本
コードリール	27個	むしろ	20枚
発電機	4台	レインコート	162着
投光機	4基	長靴	230足
三脚	4脚	懐中電灯	283個
拡声器	4個	ローソク	1,470本
シャベル	27本	ビニールシート	55枚
投光器セット	6基		

○避難所備蓄倉庫(22箇所) ※ ( ) : 1箇所当り [ ] : 末広公園備蓄の数量と重複

品 名	数 量	品 名	数 量
避難所開設セット	22(1)セット	炊出しかまどセット	21(1) 台
メガホン	21(1) 個	ウェットティッシュ	22(1) 箱
防水ライト	210(10) 個	使いきり手袋	6,600(300) 双
発電機	20(1) 台	ラップ	220(10) 本
ガソリン携行缶	21(1) 缶	金てこ	42(2) 丁
投光器	63(3) 基	石頭ハンマー	21(1) 丁
コードリール	21(1) 個	ジャッキ	21(1) 台
毛布	[2,200](100) 枚	ボルトクリッパー	21(1) 個
コンパクトエアベッド	660(30) 枚	のこぎり	21(1) 丁
ブルーシート	440(20) 枚	パール	42(2) 丁
BOXトイレ	[50](5) 個	つるはし	42(2) 丁
ポータブルトイレ	66(3) 台	標識ロープ	210(10) 巻
携帯トイレ	22,000(1,000) 個	クレモナロープ	40(2) 巻
簡易貯水槽	10(1) 台	両口ハンマー	21(1) 丁
ポリタンク	63(3) 個	スコップ	105(5) 丁
給水袋	[220](10) 枚	万能斧	21(1) 丁

倉庫設置場所：第一小学校、第二小学校、第三小学校、日新小学校、北中小学校、長坂小学校、日根野小学校、上之郷小学校、長南小学校、末広小学校、佐野台小学校、中央小学校、佐野中学校、新池中学校、第三中学校、日根野中学校、長南中学校、佐野高等学校、日根野高等学校、佐野工科高等学校、北部市民交流センター、上田ヶ丘団地住宅 ※施設により備蓄品は異なる。

○福祉避難所(協定締結18施設) ※ ( ) : 1施設当り

品 名	数 量	品 名	数 量
段ボール製簡易ベッド	90(5) 台	毛布	360(20) 枚

資料 10-4 大阪府災害用備蓄物資一覧

平成30年3月31日現在

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計	拠点を別				備考
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	
煮炊き不要食品	1,100,000 食	1,052,300 食	158,700 食	720,850 食	172,750 食		
毛布	880,942 枚	882,440 枚	111,560 枚	631,600 枚	135,780 枚	3,500 枚	
哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本	
紙おむつ	317,140 枚	318,994 枚	28,488 枚	212,912 枚	59,302 枚	18,292 枚	
トイレトペーパー	9,910,602 m	9,916,800 m	924,000 m	7,047,200 m	1,945,600 m	0 m	
生理用品	257,676 枚	1,391,656 枚	340,272 枚	696,670 枚	337,714 枚	17,000 枚	
マスク	23,786 枚	525,000 枚	0 枚	525,000 枚	0 枚	0 枚	
簡易トイレ	8,810 基	1,556 基	306 基	850 基	400 基	0 基	
粉ミルク	1,923,979 g	1,245,600 g	メーカー側ラテニングストック(森永乳業、雪印ビーンスターク、明治乳業)			6,624 缶	
ペットボトル水	本	777,752 本	164,000 本	613,752 本	0 本	0 本	
肌着	組	42,341 組	3,671 組	26,170 組	12,500 組	0 組	
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚	
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個	
飲料水袋	袋	57,750 袋	0 袋	11,750 袋	40,000 袋	0 袋	
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着	
移動式仮設風呂	基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基	
かばん	袋	2,760 袋					
漬物	トン	18 トン					

○ 調達対応

精米 (6社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (㈨大阪第一食糧・幸南食糧㈨・幸福米穀㈨・丸丸三・ ㈨勝山商店・津田物産㈨)	倉庫保管料を負担し確保 6食分相当
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 府内災害拠点病院	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (一般社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合	推定入院・外来患者の7日分(上記推定入院患者の3日分を除く)

出典：大阪府災害用備蓄物資・保管状況一覧

## 資料10-5 農林水産関係団体一覧

### ①土地改良区一覧

改良区名	所在地	電話
泉佐野市	泉佐野市下瓦屋 5 丁目 1 番 40 号	469-4755
稲倉池	泉佐野市高松西 1 丁目 2626-57 泉佐野西水利会館内	469-4171
泉佐野市上之郷	泉佐野市上之郷 5114 番地 JA 大阪泉州上之郷支店内	090-3872-6321 (改良区携帯)
〃 長 滝	泉佐野市長滝 2110 番地-5	465-4148
〃 日根野	泉佐野市日根野 673-2	425-4181
〃 安 松	泉佐野市南中安松 1022-1 安松町内会館 2 階	080-9753-2414 (改良区携帯)
〃 大 木	泉佐野市日根野 1928 番地 泉佐野市土地改良区合同事務所内	467-2867

### ②大阪泉州農業協同組合設置施設一覧

施設名	所在地	電話
大阪泉州農業協同組合本店	泉佐野市日根野 4040-1	468-0600
〃 泉佐野北支店	〃 下瓦屋 5-1-38	462-7221
〃 りんくう支店	〃 羽倉崎 3-9-14	465-0040
〃 泉佐野中央支店	〃 日根野 4040-1	468-2101
〃 泉佐野南支店	〃 長滝 2110-10	465-1805
〃 本店（営農経済）	〃 松風台 3-4550-2	458-2255

### ③漁業協同組合

団体名	所在地	電話
泉佐野漁業協同組合	泉佐野市新町 2 丁目 5187-101	462-3025
北中通漁業協同組合	〃 新浜町 4 番 5 号	464-3637



## 資料10-6 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)(以下「基本要領」という。)、 「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」(平成9年6月2日、平成15年5月28日、平成24年4月2日、平成27年4月1日)(以下「精米基本協定」という。)及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」(平成8年8月8日)(以下「漬物保管協定」という。)に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物(以下「災害救助用食料」という。)の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀(精米又は玄米)及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

区分	品目	
	米穀	漬物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災害救助 従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀（精米又は玄米）

① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第2号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

④米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

イ 政策統括官は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務について委託を受けた者（以下、「受託事業体」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、政策統括官と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-23）により契約を締結する。

エ 政策統括官は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業体に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示

する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業者が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を1部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第7号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

## （2）漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第8号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）を1部提出する。

オ 市町村長は、災害救助用食料（漬物）受領報告書（様式第10号）に災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

## 2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

### （1）米穀（玄米）

ア 市町村長は、政策統括官に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の（1）の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

### （2）漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、



知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(2)のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-23第3条の規定に基づき政策統括官に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

1 この要領は平成2年4月1日から施行する。

2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領(昭和59年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

大阪府知事様

市町村長印

災害救助用食料緊急引渡申請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第5の1に基づき、下記のとおり、災害救助用食料の引渡しを受けたく申請します。

記

1. 災害件名

2. 災害状況

3. 給食期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 申請数量 米穀(精米) k g

漬物 k g

(内訳)

別紙のとおり



(別紙)

(1) 米穀 (精米)

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当た り給食数量	オ 計 (ウ× エ)	備 考
被災者用		食		0.2kg		(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		0.3kg		(災害救助従事者内訳)
計						

※引渡希望場所

住 所

名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(2) 漬物

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり の食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当た り給食数量	オ 計 (ウ×エ /1000g)	備 考
被災者用		食		20g	kg	(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		20g	kg	(災害救助従事者内訳)
計					kg	

※引渡希望場所

住 所

名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(様式第2号)

平成 年 月 日

(米穀販売事業者) 様

大阪府知事 印

災害救助用食料（精米）供給要請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施するため、災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定第5条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第5の1の(1)に基づき、下記のとおり災害救助用食料の供給を実施していただきたく要請します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量                      精米                      k g

(様式第3号)

平成 年 月 日

(米穀販売事業者) 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料（精米）受領書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g

(様式第4号)

平成 年 月 日

大阪府知事様

市町村長印

災害救助用食料（精米）受領報告書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 供給業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量 精米 k g

4. 添付書類  
・災害救助用食料（精米）受領書（写）  
・納品書



(様式第5号)

平成 年 月 日

農林水産省政策統括官 様

大阪府知事 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (k g)	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考

(様式第6号)

平成 年 月 日

〔大阪府知事  
指定引取人  
(受託事業体)〕 様

(いずれかを記入)

〔大阪府知事  
市町村長  
指定引取人〕 印

(いずれかを記入)

### 災害救助用食料(米穀)受領書

災害救助用食料(米穀)を下記のとおり受領しました。

#### 記

1. (大阪府・市町村・指定引取人) 引取責任者

所属部課名※

職 名※

氏 名

※指定引取人が受領する際は記入しない。

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g  
玄米 k g

(様式第7号)

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料（米穀）受領報告書

災害救助用食料（米穀）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量	精米	k g
	玄米	k g

4. 添付書類

- ・災害救助用食料（米穀）受領書（写）
- ・納品書

(様式第 8 号)

平成 年 月 日

(漬物保管者) 様

大 阪 府 知 事 印

災害救助用食料（漬物）引渡指示書

被災者及び災害救助従事者の給食に供するため、災害救助用漬物の保管に関する協定第 3 条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第 5 の 1 の（2）に基づき、災害救助用食料の引渡しについて、下記のとおり指示します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量                      漬物                      k g

（内訳）

    醤油漬                      k g

    沢庵漬                      k g

    梅 干                      k g

    奈良漬                      k g



(様式第9号)

平成 年 月 日

(漬物保管者) 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料(漬物)受領書

大阪府災害救助用食料(漬物)を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量                      漬物                      k g

(内訳)

醤油漬                                      k g

沢庵漬                                      k g

梅 干                                        k g

奈良漬                                      k g

(様式第10号)

平成 年 月 日

大阪府知事様

市町村長印

災害救助用食料（漬物）受領報告書

大阪府災害救助用食料（漬物）を下記のとおり受領しましたので報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 受領数量                      漬物                      k g

(内訳)

    醤油漬                      k g

    沢庵漬                      k g

    梅干                      k g

    奈良漬                      k g

4. 添付書類                      ・災害救助用食料（漬物）受領書（写）  
  ・納品書

## 1 1. 清掃關係

---

## 資料 1 1-1 塵芥処理能力

(平成 31 年 4 月現在)

### 1. 塵芥焼却施設

施設名	所在地・TEL	処理能力
泉佐野市田尻 清掃施設組合	泉南郡田尻町嘉祥寺290番地1 072-466-3353	80T/24H/3基

### 2. 塵芥収集現有数

委託業者

業者名	塵芥車	TEL
岩安清掃社	2 t 車 6 台 軽四 4 台	463-1977
(有)木村清掃社	2 t 車 9 台 軽四 4 台	469-5445
あけぼの商会	2 t 車 5 台 軽四 3 台	462-1148
北谷衛生	2 t 車 7 台 軽四 2 台	490-1186
(株)奥野興業	2 t 車 2 台 軽四 1 台	465-4600
(株)興和	6 t 車 1 台 3 t 車 1 台 2 t 車 2 台 軽四 4 台	464-5926
(株)ナガタキヤ	2 t 車 2 台 軽四 2 台	464-3388



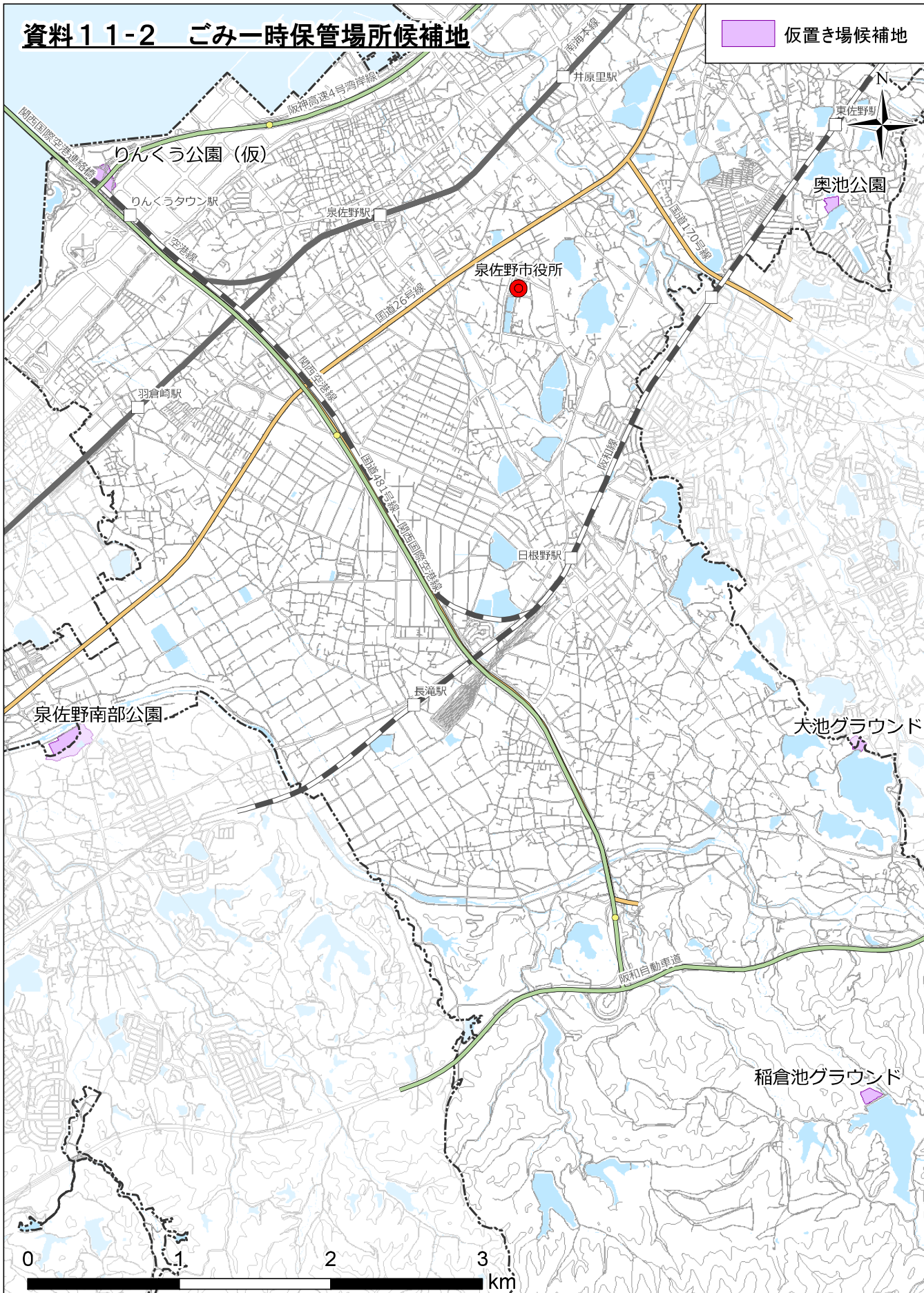
## 資料11-2 ごみ一時保管場所候補地

名 称	所 在 地	面積 (㎡)	備考
稲倉池グラウンド	日根野 5560-172	8,700	ヘリポート候補地
奥池公園	泉ヶ丘一丁目 551	7,400	仮設住宅候補地
大池グラウンド	日根野 5593-1	7,000	
泉佐野南部公園	南中樫井 897-2	40,300	ヘリポート候補地 仮設住宅候補地
(仮称) りんくう公園	りんくう往来北	25,100	

※面積は、各施設の敷地のうち航空写真より目視で平地の範囲を確認し、GISにより計算した値

# 資料11-2 ごみ一時保管場所候補地

仮置き場候補地



## 資料 1 1-3 し尿処理能力

(平成 31 年 4 月現在)

### 1. し尿処理能力

施設名	所在地	処理能力
泉佐野市田尻町 清掃施設組合（第 1 事業所）	泉佐野市高松町 6671	180KL / 日

### 2. し尿処理現有数（許可業者）

業者名	バキューム車				TEL
(株)奥野興業	10 t 車	1 台	4 t 車	1 台	465-0729
	2 t 車	1 台	3 t 車	4 台	
(株)瓦谷衛生社	3 t 車	2 台	2 t 車	3 台	464-2364
(株)森本興業	4 t 車	1 台	3 t 車	3 台	465-2960
	2 t 車	1 台			
(有)高長	4 t 車	1 台	3 t 車	3 台	463-3915
(株)興和	10 t 車	1 台	5 t 車	1 台	464-5926
	4 t 車	2 台	3 t 車	1 台	
	2 t 車	4 台			
(株)ナガタキヤ	4 t 車	1 台	3 t 車	1 台	464-6567
	2 t 車	2 台			

## 1 2. 災害時応援関係

---



## 資料12-1 災害時における協力協定一覧

平成31年3月現在

協定名称	締結相手先	協定内容	締結日
海上流出油防除協力協定	不二製油株式会社阪南工場	流出油防除資機材の提供など	昭和50年4月1日
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	イズミヤ株式会社 泉佐野店	食糧等物資の優先供給および搬出など	平成8年4月1日
震災時における緊急設備支援に関する協定	株式会社セレスポ	避難所設備の設置など	平成12年4月1日 平成29年6月26日
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	イオンリテール株式会社 西近畿カンパニー	食糧等物資の優先供給および搬出など	平成14年4月1日 平成23年4月1日
災害時における防災活動への協力に関する協定		避難場所の提供など	平成14年4月1日 平成23年4月1日
災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	社団法人エルピーガス協会 泉佐野支部	LPガス等の供給など	平成19年8月1日
災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定	大阪府電気工事組合	避難所等の電気設備の状況調査、応急修理および仮設工事など	平成23年5月12日 平成28年8月10日
災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	物品の優先供給および輸送など	平成24年2月17日
大規模災害発生時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置および運営など	平成24年3月8日
全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	全国青年市長会	災害時の相互応援など	平成24年5月14日
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社大阪南支店	大規模災害時に提供する非常用電話の設置および利用・管理など	平成25年2月1日
一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>堺市・高石市・和泉市</li> <li>泉大津市・忠岡町・岸和田市</li> <li>貝塚市・熊取町・泉佐野市</li> <li>田尻町・泉南市・阪南市・岬町</li> <li>泉北環境整備施設組合</li> <li>岸和田市貝塚市清掃施設組合</li> <li>泉佐野市田尻町清掃施設組合</li> <li>泉南清掃事務組合</li> </ul>	災害時等における応援要請に基づくごみの処理	平成25年3月22日
し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>高石市・和泉市・泉大津市</li> <li>忠岡町・岸和田市・貝塚市</li> <li>熊取町・泉佐野市・田尻町</li> <li>泉南市・阪南市・岬町</li> <li>泉北環境整備施設組合</li> <li>泉佐野市田尻町清掃施設組合</li> </ul>	災害時等における応援要請に基づくし尿等の処理	平成25年3月22日
災害時における支援協力に関する協定	大阪泉州農業協同組合	被災者が必要とする米穀、農産物及びその他生活必需品の救護物資と施設・資機材・車両等の供給協力	平成25年7月25日
泉州地域災害時相互応援協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>堺市・岸和田市・泉大津市</li> <li>貝塚市・和泉市・高石市</li> <li>泉南市・阪南市・忠岡町</li> <li>熊取町・田尻町・岬町</li> </ul>	災害における広域的な相互応援	平成25年9月10日
防災情報付き電柱広告に関する覚書	関電サービス株式会社	防災情報付き電柱広告の掲出	平成25年10月18日

協定名称	締結相手先	協定内容	締結日
災害に係る情報発信等に関する協定	一般財団法人 全国防災共助協会	防災情報の提供や防災意識の向上を図る取組み	平成25年12月16日
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	山本紙器株式会社	避難所におけるプライバシー確保や要配慮者の寒さ対策等のダンボール製品の調達	平成26年2月24日
	有限会社古谷ダンボール		
	Jパックス株式会社		
	セツカールトン株式会社		
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	塩水港精糖株式会社 (関西製糖株式会社関連企業)	食糧等物資の供給協力など	平成26年2月24日
	株式会社オリエンタルペーカリー		
災害時等の緊急放送における協定	株式会社ジェイコムウェスト	災害時等に住民に対して緊急情報の伝達の必要がある場合の緊急放送の要請	平成26年4月16日
	株式会社ジュピターテレコム		
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時用に市内住宅地図や広域地図の無償貸与と住宅地図インターネット配信サービスの利用	平成26年6月23日
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	情報の収集や提供、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による公共土木施設の被害に関する対応など	平成26年11月25日
災害発生時における泉佐野市と泉佐野市内郵便局の協力に関する協定	泉佐野市内郵便局	郵便局のネットワークを活用し得た情報や市の持つ情報を共有し、避難所以外の避難者の把握や円滑な広報活動、被災者への郵便物の迅速な配達が行われるよう協力を行います。	平成27年8月3日
災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人泉佐野泉南医師会	大規模災害等の発生に伴う被災者の医療救護活動の実施など	平成28年5月26日
	一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会		
	泉佐野薬剤師会		
災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	大阪葬祭事業協同組合	大規模災害等により多数の犠牲者が発生した場合のご遺体の安置、搬送など	平成28年9月12日
	株式会社辻吉		
災害時における量の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	大規模な災害が発生した場合に、開設する避難所に可能な範囲内で量が無償提供	平成28年9月15日
災害時における相互支援に関する協定	栃木県佐野市	大規模災害が発生し、被災市が救助を必要とする場合に、救助及び物資・資機材等の支援を行う。	平成28年11月22日
災害時相互応援に関する協定	北海道函館市・千葉県成田市	大規模災害が発生し、被災市が応援を必要とする場合に、職員派遣や物資・資機材等の支援を行う。	平成29年3月18日
大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	泉南鍼灸マッサージ師会	避難所で鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術及び療養上の相談を無償で行う。	平成29年6月1日

協定名称	締結相手先	協定内容	締結日
大規模災害等における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会大阪府隊友会	大規模災害等の発生時に災害・安否及び生活情報の収集・伝達等の支援を行う。	平成29年8月3日
災害時相互応援に関する協定	兵庫県淡路市	大規模災害が発生し、被災市が応援を必要とする場合に、職員派遣や物資・資機材等の支援を行う。	平成29年8月4日
災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定	ベクセス株式会社	大規模災害発生時に仮設トイレが必要となった場合、市の要請に基づき優先的に仮設トイレの設置を行う。	平成29年8月9日
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境ホールディングス株式会社	地震等災害及び不測の事態において、処理が困難となった災害廃棄物等の処理に協力する。	平成29年8月24日
防災啓発情報等に関する協定	N T Tタウンページ株式会社	市が提供する防災啓発情報等を防災タウンページなどで発信する。	平成29年8月28日
包括連携協定（災害時における支援協力に関する覚書）	株式会社不二家泉佐野工場	大規模災害が発生又は発生の恐れがある場合に、市の要請に基づき、食糧等物資、施設・車両等の供給を行う。	平成29年8月29日
災害廃棄物等（ごみ・し尿）の処理に関する協定	泉佐野市清掃事業協同組合	地震等災害及び不測の事態において、処理が困難となった災害廃棄物等の処理に協力する。	平成29年11月16日
	泉佐野清掃事業協同組合		
災害時相互応援に関する協定	兵庫県篠山市	大規模災害が発生し、一方の市が応援を必要とする場合に、職員派遣や物資・資機材等の支援を行う。	平成29年12月27日
災害廃棄物等（ごみ・し尿）の処理に関する協定	株式会社ダストライ	地震等災害及び不測の事態において、処理が困難となった災害廃棄物等の処理に協力する。	平成30年3月26日
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	・社会福祉法人アムリタ	大規模災害が発生し福祉避難所の開設が必要となった場合、市が要請を行い、各施設の被害状況に応じて、各法人から承諾が得られた施設を福祉避難所として開設する。	平成30年3月26日
	・社会福祉法人泉ヶ丘福祉会		
	・社会福祉法人和泉の国		
	・社会福祉法人いちょうの森		
	・社会福祉法人犬鳴山		
	・社会福祉法人幸楽会		
	・社会福祉法人水平会		
	・社会福祉法人杉の子会		
	・社会福祉法人清光会		
	・社会福祉法人常茂恵会		
・社会福祉法人優和会			
・社会福祉法人来友会			
災害廃棄物の処理等に関する協定	公益社団法人大阪府産業廃棄物協会	地震等の災害により生じた災害廃棄物の処理に協力する。	平成30年5月28日
災害時相互応援に関する協定	愛媛県東温市	大規模災害が発生し、被災市が救助を必要とする場合に、救助及び物資・資機材等の支援を行う。	平成30年8月9日
災害時における情報提供に関する協定	大阪ガス株式会社	大規模災害が発生した場合に、都市ガス供給の復旧についての情報提供を行う。	平成30年12月6日

協定名称	締結相手先	協定内容	締結日
災害時における宿泊の提供に関する協定	関空近隣宿泊事業者ネットワーク (KNAC)	大規模災害が発生した場合に、宿泊施設における宿泊等の提供を行う。	平成31年1月29日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	大規模災害が発生した場合に、市民に必要な情報を協力して迅速に提供する。	平成31年2月12日
災害時支援協定	公益社団法人泉佐野市シルバー人材センター	大規模災害が発生した場合に、救助及び応急復旧活動に必要な車両等資機材提供や職員又は会員の派遣を行う。	平成31年2月13日



## 資料 1 2-2 自衛隊の災害派遣要請要求書

○ 知事への依頼書様式

	文書番号 年 月 日
大阪府知事 様	
泉佐野市長	
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

	文書番号 年 月 日
大阪府知事 様	
泉佐野市長	
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり 撤収要求を依頼します。	
記	
1 撤収要請日時	
2 派遣された部隊	
3 派遣人員及び従事作業の内容	
4 その他参考となるべき事項	

**資料1 2-3 公用令書**

公用令書（従事・協力）

従事第	号
<p>公 用 令 書</p>	
<p>住 所 氏 名</p>	
<p>従事 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。 協力</p>	
<p>処分権者 氏名 <span style="float: right;">⑩</span></p>	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
従事すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

# 公 用 変 更 令 書

変更第 号

## 公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

第 71 条

災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）

第 78 条第 1 項

にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

㊞

変 更 し た 処 分 の 内 容

# 公 用 取 消 令 書

取消第 号

## 公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

第 71 条

災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）

第 78 条第 1 項

にかかる処分を取消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

㊞